

# 令和4年第4回（9月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和4年9月8日（木）午前10時00分～午後5時07分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原 史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川 渕 文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

## 4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田 照雄

計 1名

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

発議第3号 大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案  
常任委員会委員の選任について  
議会運営委員会委員の選任について

議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第58号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案

議案第59号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第60号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第61号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案

- 議案第62号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
議案第63号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第64号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第65号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第66号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第67号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第68号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第69号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第70号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第71号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第72号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第73号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第74号 大潟村農業委員会委員の任命について  
議案第75号 大潟村農業委員会委員の任命について  
報告第9号 工事請負変更契約専決処分報告  
報告第10号 令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告  
認定第1号 令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、令和4年第4回大潟村議会定例会を開会いたします。

ここで、ご報告があります。

山田照雄議員より、今定例会を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告します。

それでは、日程第1『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、菅原史夫さんと、8番、戸部誉さんを指名いたします。

次に、日程第2『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、11番、石井雅樹さん。

**【議会運営委員長：石井雅樹】**

11番、石井雅樹です。

私から、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

去る9月1日、午前10時30分より、役場第1会議室において、村当局より薄井総務企画課長、進藤総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は6名で、提出案件は25件であります。提出案件の内訳は、条例関係2件、補正予算5件、決算認定1件、人事案件13件、報告2件、その他2件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日9月8日から9月16日までの9日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって、会期は9月8日から9月16日までの9日間と決定いたしました。

次に、日程第3『諸般の報告』をいたします。

はじめに、議会に対して提出された報告書について報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和4年5月分から令和4年7月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、村長より、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度の株式会社ルーラル大潟の経営状況を説明する書類が提出されております。

同じく村長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、財政健全化判断比率等の報告が提出されております。資料の写しを皆さんのお手元に配付しておりますので、後ほどご確認下さい。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る6月22日、五城目町五城館において、同協議会連絡協議会が開催され、南秋田郡町村議会議員大会等について審議を行い、議員大会を令和4年11月17日に大潟村で開催することといたしました。

次に、秋田県町村電算システム共同事業組合議会について報告いたします。

去る8月1日、秋田県市町村会館において、秋田県町村電算システム共同事業組合議会

定例会が開催され、補正予算の専決処分報告及び補正予算案並びに令和3年度決算について審議を行い、原案どおり承認、可決されました。

次に、八郎潟地区土地改良事業促進協議会について報告いたします。

去る7月4日、大潟村役場において令和4年度の第1回協議会が開催され、令和3年度事業報告及び決算報告、令和4年度事業計画及び予算案等について協議を行いました。

また、7月13日に、令和5年度国営土地改良事業八郎潟地区の予算の確保について、同協議会会長及び役員が出席し、農林水産省東北農政局に対し要望書を提出してまいりました。

次に、秋田県町村議会議長会について報告いたします。

去る8月1日、秋田県市町村会館において、町村長と町村議会議長との政策研究会が開催され、秋田県立大学教授、谷口吉光氏による講演が行われました。

また、8月30日から31日にかけて、全国町村議員会館において、岩手県、秋田県、山形県合同中央研修会が開催され、政治ジャーナリストの田崎史郎氏による「日本政治の課題とゆくえ」と題しての講演のほか、法政大学教授、土山希美枝氏、日本科学技術ジャーナリスト会議会長、室山哲也氏による講義が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

2番、工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

2番、工藤勝です。

私から、令和4年7月25日に開催された、男鹿地区消防一部事務組合議会第2回臨時会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、報告及び議案上程に先立ち、副管理者より救急救命士の養成について諸般の報告がありました。

次に、報告第1号「令和3年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び、議案第3号「財産の取得について」が上程され、副管理者から提案理由の説明の後、消防長から補足説明がありました。

報告第1号については、令和3年3月9日付で懲戒処分された50歳代消防司令の職員が、同年6月17日付で県の人事委員会に不利益処分に関する審査請求を申し立てたものであり、年度を超えて現在も審査継続中のため、着手金以外の60万5千円を今年度へ繰り越したものであるとのことでした。

議案第3号「財産の取得」については、救急業務の高度化を図るため、高度救命用資機材を装備した高規格救急自動車1台を更新するものであるとのことでした。

質疑については、繰越明許の報告、人事配置・人事異動について、救急車両の更新時期や装備品について等がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第3号は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和4年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算案（第1号）について」が上程され、副管理者から提案理由の説明の後、消防長から補足説明がありました。

補正内容は、歳入では繰越金を措置し、歳出では庁舎敷地除雪業務に伴う委託料を措置したもので、歳入歳出それぞれ154万円を追加し、補正後の予算総額を14億2,827万1千円とするものであるとのことでした。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第4号は全会一致により原案のとおり可決されました。

以上で男鹿地区消防一部事務組合議会第2回臨時会の審査の経過と結果について報告を終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会臨時会が開会されましたので、私からその審議経過と結果についてご報告いたします。

令和4年7月19日に、男鹿市八郎湖周辺クリーンセンター研修室におきまして、令和4年第2回八郎湖周辺清掃事務組合議会臨時会が開会されました。

議長が選出されるまで副議長が職務を務め、男鹿市議会から選出されました5名の方のご紹介と、仮議席の指定、また本組合議員定数の改定に伴い、1名の議席の変更による仮議席の指定が行われました。

次に、議長の選挙が行われましたが、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦で決定されました。新議長に交代し、改めて議席の指定、会期の決定が行われました。

次に、会議録署名議員の指名が行われ、副管理者の渡邊彦兵衛五城目町長のご挨拶で閉会いたしました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会臨時会のご報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、発議第3号「大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題

といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

11番、石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

11番、石井雅樹です。

発議第3号について、条例案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

次のとおり、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

令和4年9月8日提出

提出者 大潟村議会議員 石井 雅樹

賛成者 大潟村議会議員 松本 正明

賛成者 大潟村議会議員 川渕 文雄

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

発議第3号

大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例案

大潟村議会委員会条例の一部を改正する条例

大潟村議会委員会条例(昭和63年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務産業委員会」を「総務福祉教育委員会」に、「産業振興課、農業委員会」を「福祉保健課、教育委員会」に改め、同条第2号中「生活福祉教育委員会」を「生活産業委員会」に、「福祉保健課及び教育委員会」を「産業振興課及び農業委員会」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会運営の効率化を図るため、常任委員会の構成を見直したことに伴い、委員会条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。【反対討論なし】

次に、賛成の方の発言を許します。【賛成討論なし】

ほかに討論ございませんか。【なしの声】

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第3号「大瀧村議会委員会条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5「常任委員会委員の選任について」に入ります。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名すると定められておりますので、まず私から各委員を指名いたします。

総務福祉教育委員に、

3番、三村敏子さん

5番、松本正明さん

6番、黒瀬友基さん

7番、菅原史夫さん

8番、戸部誉さん

11番、石井雅樹さん

生活産業委員に、

1番、山田照雄さん

2番、工藤勝さん

4番、菅原アキ子さん

9番、齊藤知視さん

10番、川淵文雄さん

12番、丹野敏彦

以上のとおり、それぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員に選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選すると定められております。

ここで、一旦本会議を休憩し、各常任委員会を開催して、委員長及び副委員長を選任していただきます。

暫時休憩いたします。

(午前10時24分)

(午前10時26分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

休憩中に、各常任委員会の正副委員長が決定しましたので、その結果を報告いたします。

総務福祉教育委員会

委員長、松本正明さん

副委員長、黒瀬友基さん

生活産業委員会

委員長、菅原アキ子さん

副委員長、工藤勝さん

以上であります。

次に、先ほど休憩中に、各常任委員会において、議会広報の発行に関する条例第3条第3項に基づき、各常任委員会から議会広報編集委員会の委員が選出されておりますので、報告いたします。

総務福祉教育委員会からは、

5番、松本正明さん

6番、黒瀬友基さん

生活産業委員会からは、

2番、工藤勝さん

4番、菅原アキ子さん

が、選出され、これに副議長の菅原史夫さんが加わり、議会広報編集委員会を構成いたします。

なお、互選により、

委員長は、黒瀬友基さん

副委員長は、工藤勝さん

と決定しておりますので、併せて報告いたします。

次に、日程第6「議会運営委員会委員の選任について」に入ります。

お諮りいたします。



議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名すると定められておりますので、まず私から各委員を指名いたします。

議会運営員に、

3番、三村敏子さん

6番、黒瀬友基さん

9番、齊藤知視さん

10番、川淵文雄さん

以上、4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任を行います。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選すると定められております。先ほどの常任委員会同様、一旦本会議を休憩し、議会運営委員会を開催して、委員長及び副委員長を選任していただきます。

暫時休憩いたします。

(午前10時30分)

(午前10時32分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長が決定しましたので、その結果を報告いたします。

委員長、三村敏子さん

副委員長、齊藤知視さん

以上であります。

次に、日程第7「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、令和4年9月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、村内における新型コロナウイルスの感染状況について申し上げます。

県内では、7月中旬から第7波とされる新型コロナウイルスの感染が拡大しました。8月中旬以降には、1日あたりの新規感染者が2千人に迫る日が続くなど、病床使用率が高く、医療提供体制が逼迫している状況となりました。これらを踏まえ、県では8月中旬に感染拡大警報と「BA.5対策強化宣言」を発出し、県民に対し、抗原検査キットによる自己検査や効果的な換気、高齢者や基礎疾患のある方の外出を控えるよう呼びかけている

ところであります。

村内では、8月1日以降、9月5日までの累計の感染者数は93名となっています。自宅療養期間は10日間ですので、現在は26名が自宅もしくは入院により療養中であると考えております。

役場及び教育関係施設においては、8月中に12名の職員の感染が確認され、こども園では一時預かり保育を4日間休みとしましたが、それ以外は通常通り業務を継続いたしました。

また中学校では、9月5日に3年生のクラスで新型コロナウイルスの陽性判定者が複数名に達したことから、翌日の9月6日から10日までの5日間を学年閉鎖とすることといたしました。授業については、9月6日からはオンラインに切り替え行っており、影響を最小限に抑えるよう努めております。併せて、関係者に対し、日々の健康観察と予防対策の徹底、及び感染者に対する誹謗中傷等を行わないよう呼びかけも行っております。

9月に入り感染者数が落ち着いてきておりましたが、最近再び増えている状況であります。村民の皆様には今一度基本的な感染防止対策を心がけるようお願いいたします。

また、県における無料のPCR等検査及び無料検査キットの配布も9月末日まで延長されておりますので、状況に応じて活用し、感染拡大防止についてもご協力をよろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

4回目のワクチン接種について、60歳以上及び基礎疾患のある方を対象に集団接種を行い、7月4日から8月5日までの間に、1,085名に対し接種を実施いたしました。また8月26日には、集団接種期間においてこれまで都合により接種ができなかった43名に対して、個別接種を行いました。さらに今月29日にも個別接種を行う予定としております。

今後のワクチン接種ですが、現在主流となっているオミクロン株に対応するワクチンを接種するため、接種体制の準備を行うよう厚生労働省から通知がありましたので、今回関連する補正予算を計上しているところです。これまでのノウハウを活かし、村民の皆様が安心してワクチン接種できるよう準備を進めてまいりますので、ご協力をよろしく願い申し上げます。

次に、8月9日からの大雨の状況について申し上げます。

8月9日から13日にかけて、県内では観測史上最大級の大雨となり、県内北部地域を中心に各地で住宅や農作物、公共交通機関などに大きな被害が発生しました。

大潟村においても、10日から12日にかけての72時間降水量で観測史上1位となる208mm、10日の11時台では1時間降水量で8月の観測史上1位となる59mmの雨量を観測しました。この大雨により、1時間降水量が最大となった10日の昼前後には、各所で側溝があふれ、村道の一部では陥没が発生しました。陥没した村道は、西4丁目の砂利道で、県道からメガソーラーへ向かって90mほどの地点であり、通りかかったダンプカーがこの陥没箇所

落ち込み、損傷する事故が発生しました。この地点では排水のためのコルゲート管が地中を横断しており、この管が腐食により破損し、増水した際に土砂が吸い出され、陥没に至ったものと考えられます。陥没箇所は直ちに応急措置を行うとともに、その後復旧作業を行い、現在は車両の通行が可能となっております。なお復旧事業費については、後ほど専決処分報告にて報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、大雨による農業被害について申し上げます。

農作物については、南瓜で22ha、大豆で306haの作付面積のほとんどが湛水し、腐敗や病害等、品質への影響が出ております。改めて、大雨による農作物の被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。

なお、農地及び農業用施設についての大きな被害はありませんでした。

次に、9月6日、サンルーラル大潟において開催されました、合同金婚式・敬老会について申し上げます。

合同金婚式には2組のご夫婦が出席し、持ち寄った写真をスライド上映した際には当時を懐かしむなど、和やかに式を終えることができました。また、敬老会では、一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染防止の観点から招待者は賀寿を迎える方々に限定し、式典を中心とした会として、26名の方々に出席いただきました。敬老会はオープニングとして、こども園園児による愛らしい踊りにより始まりました。アトラクションとしては、村内サークルによる本格的なフラダンスを楽しんでいただき、大変好評でした。

また、当日来場いただけなかった賀寿を迎えられた方々には、後日村よりお祝金をお渡しし、長寿のお祝いを申し上げますこととしております。

村としても、誰もがいつまでもお元気で暮らせる「日本一元気な長寿村」の実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、脱炭素の推進について申し上げます。

7月15日、村の脱炭素推進を主体的に担う目的で、村内外の関係19社により、脱炭素推進に係る地域エネルギー会社「株式会社オーリス」を設立しました。民産学官金の持つノウハウや人材を集結し、村がめざす自然エネルギー100%の村づくりを加速的に進めていく体制を整えたところです。

また7月29日には、サンルーラル大潟において脱炭素推進フォーラム「自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦！」を開催し、約110人の参加がありました。フォーラムでは、京都大学大学院経済学研究科の諸富徹教授による「脱炭素先行地域で更なる地域発展を－大潟村の計画への期待－」を演題とした講演と、村の脱炭素先行地域事業について説明を行ったところです。

さらに8月3日には、村と同様に「脱炭素先行地域」に選定されている神奈川県横浜市と「再生可能エネルギーに関する連携協定」を締結し、相互の連携を強化して、脱炭素先行地域事業における取り組みや脱炭素社会の実現を進めることとしました。

次に、防災訓練について申し上げます。

防災訓練は従来、6月の第1木曜日に実施してきましたが、近年田植え時期が遅くなってきていることを踏まえ、今年度は第4木曜日の6月23日に実施いたしました。午前9時に秋田沖を震源とするマグニチュード8.7の地震が発生、震度6強の揺れを観測したとの想定で行いました。

訓練内容は、全村民を対象に自分の身を守る行動をとるシェイクアウト訓練、避難場所への避難、被害状況の伝達訓練を行いました。その後、男鹿地区消防署大潟分署や消防団、纏の会の指導のもと、自治会ごとに内容を変え、放水訓練、バケツリレー、水消火器を使った初期消火訓練のほか、応急搬送、AEDを使用した救命講習を実施しました。また、赤十字奉仕団や婦人消防協力隊、婦人会による炊き出し訓練、福祉避難所の開設・運営訓練なども行いました。参加者は、昨年より若干多い97名でした。

コロナ禍ということで、感染防止対策をしながらの訓練となりましたが、スムーズに実施できたと考えております。訓練にあたり、村民はじめ、多くの関係機関や団体にご参加とご協力をいただき、感謝申し上げます。

次に、消防操法大会について申し上げます。

去る8月20日、秋田県消防学校において開催された、秋田県消防操法大会のポンプ車操法の部に大潟村消防団第3分団が出場しました。入賞とはなりませんでしたが、来年の大会へとつながる堂々とした操作でした。

県大会に先立って7月31日に開催された支部大会では、小型ポンプ操法の部に大潟村消防団第2分団が出場し、3位に入賞しました。また、池田量衛団員が優秀選手賞に輝きました。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、6月の低温により生育の遅れや茎数不足の傾向がみられましたが、7月上旬の高温により、早生品種の出穂期は概ね平年並み、晩生品種の出穂はバラつきがみられ、穂揃いは8月中旬となりました。出穂直後より低温や日照不足で推移した期間が長かったため、登熟への影響も懸念されるところであります。

次に大豆ですが、播種後に雨が少なかったことと7月の乾燥傾向により生育量は平年を下回って推移していたところ、8月の大雨により、湿害の傾向が見られております。

次に小麦ですが、6月が低温傾向であったものの、収量は平年を上回り、品質も良好となっております。

次にたまねぎですが、全体的に収穫が1週間程度遅れ、6月21日から農協の乾燥施設での受入れが始まりました。また、中・晩生品種の収穫時に降雨日が多く、収穫作業の遅れや病害の発生等もあり、晩生品種においては品質の低下が見られました。販売単価は村内の出荷が始まった7月以降、市場価格が落ち着いてきたことと、晩生品種の加工業務用への出荷割合が高かったことから、平均単価はこれまでをやや上回る程度となる見通しです。

また、令和5年産の播種作業が8月中旬から始まり、栽培面積は今年産と同程度の見通しとなっております。

次に南瓜ですが、出荷は7月下旬から始まり、玉太りは4～5玉がやや少なかったものの着果数が多く、単収は平年並みを見込んでおりましたが、8月の大雨による被害で減収の見込みとなっております。

次に、「大潟村から元気を！」地域活力回復事業（飲食事業者支援事業）について申し上げます。

6月から販売を開始しているプレミアム飲食券は、9月5日をもちまして完売いたしました。多くの村民の皆様にご利用いただき、感謝申し上げます。

次に、大潟中学校生徒の全県大会での活躍について申し上げます。

今年の大潟中の運動部は、6月の男鹿潟上南秋地区予選を勝ち抜いた卓球部の男子団体、女子個人1名、陸上部の女子2名、そして野球部が全県大会に出場しました。また、吹奏楽部も中央地区大会を勝ち抜き全県大会に出場しました。

7月の全県大会では、野球部がベスト4、吹奏楽部が金賞を受賞したほか、卓球部、陸上部もそれぞれ健闘を見せてくれました。改めて、村を大いに盛り上げてくれた活躍に賞賛を贈りたいと思います。

次に、二十歳のつどいについて申し上げます。

去る8月12日に、ホテルサンルーラル大潟において、感染防止対策を講じながら、夏の開催としては3年ぶりに、二十歳のつどいを開催いたしました。

式には、村出身の32名が出席し、関係者のあいさつの後、対象者の代表が誓いの言葉を述べ、記念品の紹介を行い終了となりました。参加者のみなさんにとっては、大人としての責任と自覚をあらためて確認するよい機会となったのではないかと感じております。

以上、諸般の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第8、議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第13、議案第62号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」まで、及び、日程第27、報告第9号「工事請負契約専決処分報告」から、日程第29、認定第1号「令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております議案について、順次申し上げます。

はじめに、議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、所要の規定を整備す

るものです。

次に、議案第58号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では、OA管理費において、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に118万円を計上しております。

生活環境課関係では、道路橋りょう維持費において、防雪柵設置事業として950万円、消防施設費において、防災基盤整備事業として191万3千円を計上しております。

福祉保健課関係では、社会福祉総務費において、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業として167万3千円、介護保険費において、介護保険事業特別会計繰出金に8万8千円、児童福祉総務費において、過年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金として20万2千円、保健センター費において、予防接種助成事業として43万8千円、新型コロナワクチン接種事業に1,099万5千円を計上しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、園芸用燃油高騰緊急支援事業として75万3千円、観光費において、ふるさと交流施設整備事業に45万円、温泉保養センター費において、維持補修費に100万円、温泉保養センター施設整備事業に1,177万円を計上しております。

教育委員会関係では、公民館費において、公民館施設整備事業に128万7千円を計上しております。

これにより、補正総額は4,124万9千円となり、補正後の予算現額は、47億2,904万5千円となっております。

なお補正の財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金に求めたところであります。

次に、特別会計の補正予算案について順次申し上げます。

議案第59号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」については、看護師業務委託料として78万4千円を計上しております。

次に、議案第60号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」については、コクホライン等保守管理業務委託料として16万5千円を計上しております。

次に、議案第61号「令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」については、介護保険指定事業所管理システム改修業務委託料として8万8千円を計上しております。

次に、議案第62号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」については、浄水場ろ過池更生事業に328万8千円、水源増補改良事業として4,059万円を計上しております。

次に、報告第9号「工事請負変更契約専決処分報告」については、大潟村公共下水道管渠改築工事の工事請負変更契約の締結について専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第10号「令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」については、8月10日に大雨により村道が陥没したことから、その復旧のため緊急に支出する必要が生じ

専決処分したものであり、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、認定第1号「令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について」であります。一般会計の決算状況は、歳入総額51億1,837万1千円、歳出総額48億9,635万5千円でありました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源3,935万9千円を差し引いた実質収支額は、1億8,265万7千円の黒字決算となり、剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、診療所特別会計をはじめとする特別会計7会計の決算状況は、歳入総額20億8,828万8千円、歳出総額19億3,479万4千円でありました。そのうち、介護サービス事業、水道事業、公共下水道事業における翌年度へ繰り越すべき財源3,148万7千円を差し引いた実質収支額は1億2,200万8千円の黒字決算となり、剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、決算書、その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、認定第1号の説明について、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊東会計管理者。

**【会計管理者：伊東 寛】**

認定第1号「令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について」、概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計について申し上げます。

歳入決算については、予算現額51億3,132万円に対し、調定額が51億2,244万3,639円、収入済額が51億1,837万896円となり、予算現額に対する収入率は99.7%、調定額に対する収入率は99.9%となったところであります。

また、収入未済額は407万2,743円となっております。

予算現額に対しまして、収入済額が実績増となった主なものは、村税で471万6,313円、地方交付税で1,902万2,000円、使用料及び手数料で341万7,579円、諸収入で893万5,566円、となっております。

一方、実績減となった主なものとしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業の翌年度への繰越明許及び高齢者福祉施設管理運営事業の翌年度への事故繰越等により国庫支出金で4,572万1,149円、民生費・農林水産業費の県補助金の実績により県支出金で317万7,869円となっております。

続いて、歳出決算については、予算現額51億3,132万円に対し、支出済額が48億9,635万5,370円となり、翌年度繰越額の8,193万3,960円を差し引きますと、不用額は1億5,303万

670円で、予算現額に対する支出率は95.4%となっております。

不用額の主なものは、令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響による各種事業の縮小に伴う実績減、業務委託料の実績及び工事請負費の請負差額、指定管理料並びに補助金等の実績精算による戻し入れ等によるもので、概ね効率的な予算執行により生じたものとなっております。

一般会計の歳入歳出決算差引額は2億2,201万5,526円で、繰越明許による翌年度へ繰り越すべき財源3,921万9千円と事故繰越しによる翌年度へ繰り越すべき財源13万9,960円を差し引いた実質収支額は1億8,265万6,566円となりました。

前年度の実質収支額が1億1,635万5,425円でありましたので、単年度収支額は6,630万1,141円のプラスとなったところでございます。

次に、診療所特別会計をはじめとする特別会計7会計の合計額について申し上げます。

歳入決算については、予算現額22億483万5千円に対し、調定額が20億9,186万3,155円、収入済額が20億8,828万8,176円となり、予算現額に対する収入率は94.7%、調定額に対する収入率は99.8%となっております。

特別会計全体では357万4,979円が収入未済額となりました。

続いて、歳出決算については、予算現額22億483万5千円に対し、支出済額が19億3,479万3,623円となり、繰越明許による翌年度への繰越額が、水道事業特別会計で1,478万9千円、公共下水道事業特別会計で8,594万8千円、事故繰越しによる翌年度への繰越額が介護サービス事業特別会計で3,672万6,540円となっており、繰越額合計の1億3,746万3,540円を差し引きますと、不用額は1億3,257万7,837円で、予算現額に対する支出率は87.8%となっております。

特別会計7会計の歳入歳出決算差引合計は1億5,349万4,553円となり、水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計の繰越明許による翌年度への繰り越すべき財源2,441万2千円、介護サービス事業特別会計の事故繰越しによる翌年度へ繰り越すべき707万4,540円の合計3,148万6,540円を差し引いた実質収支額は1億2,200万8,013円となりました。

前年度の実質収支額が9,762万981円でしたので、単年度収支額では2,438万7,032円のプラスとなっております。

以上、令和3年度歳入歳出決算についての概要を申し上げましたが、詳細につきましては、決算書及び関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議の上、認定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日9日を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、日程第14、議案第63号「大瀧村農業委員会委員の任命について」から、日程第26、議案第75号「大瀧村農業委員会委員の任命について」までを、会議規則第37条の規定によ



り、一括議題といたします。

提出議案の説明について、村長より発言を求められておりますので、これを許します。  
高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております人事案件について、ご説明申し上げます。

議案第63号から議案第75号「大潟村農業委員会委員の任命について」であります。委員の任期が令和4年10月18日をもって満了となることから、次の方々を農業委員会委員として任命したいので、ご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

農業委員会委員候補者は次のとおりであります。

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 遠藤 暁

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 土井 博文

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 佐藤 友能

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 猪股 誠

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 渡邊 琢磨

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 椎川 健一

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 田中 誠悦

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 松橋 良子

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 大島 和夫

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 北村 雅幸

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 高木 茂之

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 小林 信之

次に、

住所 大潟村字●●●●●●●●

氏名 工藤 猛

以上13名を農業委員会委員に任命したいので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決は挙手でいきます。

議案第63号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第63号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第65号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第65号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第66号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛

成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第66号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第67号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第67号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第68号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第68号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第69号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第69号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第70号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第70号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第71号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第71号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第72号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第72号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第73号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第73号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第74号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第74号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第75号「大潟村農業委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第75号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第30、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

先に通告してあります2点のことについて、村のお考えを伺いたいと思います。

はじめに、横浜市との連携についてですが、村は先月8月3日に、横浜市と再生可能エネルギーに関する連携協定書を締結しております。

横浜市も大潟村と同じく脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの取り組みを推進しようとしており、国からも選定されております。脱炭素先行地域間での連携は全国発となります。

国は第1回目として、全国で26地域を選定しました。それぞれの取り組み方で選定された多くの自治体の中で、村が横浜市と連携協定を結ぶに至った経緯と目的は何でしょうか。

また、横浜市は大潟村と「地域循環共生圏」の考え方にに基づき、連携協定を締結しております。再生可能エネルギーへ転換するためには、広域連携による市域外からの供給が必要不可欠とされており、これまで県内の八峰町、青森県、岩手県、福島県、茨城県など主に東北の14市町村と連携協定を結んでおります。各地域がその特性に応じた地域資源を補完し、支え合うことで地域を活性化させるのが地域循環共生圏の考え方ですが、大潟村は村の地域資源をどのように捉え、大潟村との協定は具体的にどのような内容になるのでしょうか。

また、再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大や住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出、あるいは地域循環共生圏の構築に係る国などへの政策提言や、脱炭素先行地域に関する取組推進、情報共有、また人材育成や知識蓄積に関することなど、数多くの連携・協力事項が示されておりますが、具体的な実施事項はどのように決定されていくのでしょうか。

また、横浜市と大潟村は、環境の取り組み方の違いもあります。協定による利点もあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

協定の期限は、定められているのでしょうか。

また、連携・協力事項の中でも脱炭素先行地域に関する取組推進、情報共有が示されておりますが、今後、他の先行自治体との再生可能エネルギーに関する連携協定は、どのように考えておられるのでしょうか。

以上について、お聞かせいただきたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

4番、菅原アキ子議員の質問にお答えします。

まず（１）の今回横浜市との連携協定を締結するに至った経緯についてですが、４月の第１回脱炭素先行地域への採択を受け、横浜市では、みなとみらい地区、大潟村では総合中心地内を先行地域として事業展開していく内容となっており、採択を受けた後、交付金実務等について互いに情報、状況の共有を重ねる中で、都市と農村という異なる地域の特徴を補完し合う事がそれぞれの脱炭素による地域づくりに資すると判断し、協定という形で締結したものであります。

（２）の村の地域資源をどのように捉えているかという点についてですが、再生可能エネルギー、バイオマスという点での地域資源は、やはり水田から生まれるもみ殻や稲わらを資源に転換することで、他地域にはない強みになると思っております。

一方、再生可能エネルギーによる電力の産出は、現状、村の中で活用できる程の電力がある訳ではなく、まさに今回の脱炭素先行地域事業においてエネルギーを作る力を身に付け、まずは地域内での循環利活用を図ることとしております。

そのうえで、横浜市とは、

- ・再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関すること
- ・脱炭素の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出に関すること
- ・再生可能エネルギー及び地域循環共生圏の構築に関する国等への政策提言に関すること
- ・脱炭素先行地域に関する取組推進、情報共有に関すること
- ・脱炭素化の取り組みの継続的な推進に向けた人材育成や知識蓄積に関すること

といった内容となっております。

（３）の具体的な実施事項として、情報の共有を重ねており、現在、相互理解を今後深めるために検討しているところであります。

（４）の環境や取り組み方の違いによる利点についてですが、先程申し上げたように、都市と農村という異なる地域であるからこそ、互いの持つ特徴をこの連携で伸ばせるのではないかと考えております。

（５）の期限については、特に定めている訳ではなく、脱炭素化の取り組みを進めていくのに必要な期間という形を認識しております。

（６）の今後、他の自治体との連携協定の可能性については、繰り返しになりますが、選定された各地域の特徴を支えあうことが連携によって得られる等の相互理解があれば村の脱炭素推進にも資することかと思っておりますので、そうしたお話があれば検討したいと思っ

ております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

都市と農村の結びつきを活かしながら取り組みを進めていくということですが、そういう中で具体的にはどのような状況になった場合を想定されているのでしょうか。

村として脱炭素社会を目指し、村民の恩恵につながるものとして「オーリス」という会社を設立したと理解しております。地元消費が当然最優先されるべきものと認識しておりますが、村での余剰が出るという状況はどのような場合を想定しているのでしょうか。

横浜市は再生可能エネルギーへ転換するためには、市域外からの供給が必要不可欠であるとお考えに基づいておりますので、今回の大潟村との連携協定はそのことも視野に入っていると思います。村で余剰が出るようになれば横浜市に供給していくという理解でよろしいでしょうか。

また、まだ会社が設立されて日も浅く、難しいとは思いますが、どういう分野でなら可能であるとか、大潟村の誇れるものはこれであるというものがございましたら、お示しただけですでしょうか。先ほど村長は、大潟村は農業の村ですので、もみ殻とかそういうことに関してはやっぱり強みがあるとは思いますが、もしそういうお考え、誇れるものとしてお示しできるものがあればお願いしたいと思います。

また、連携事項の中で、脱炭素先行地域に関する取組推進、情報共有に関することと示されておりますが、一緒に取り組むということではなくて、横浜市、大潟村がそれぞれに取り組みを進めていきながら、技術的な分野等で参考にしたい場合などに情報を共有しながら情報交換を行っていくという理解でよろしいでしょうか。

また、このたび生活環境課に8月1日、9月1日付けで2名の専門員が職員として配置されております。年度途中での専門員の配置は、村の事業を推し進めていくために取られた必要な措置だと思っておりますが、視点を変えてみますと、オーリスへの村の出資金に加算する支援金になるのではとも考えられます。どのような待遇を考えて配置が行われたのでしょうか。そしてこのたびの配置は、村として会社設立当初から考えられていたのでしょうか。

以上のことについて、再度お伺いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず、横浜市への電力供給という視点であります。先ほども申し上げたように、村では今電力については、今現在ではある状況ではありません。ただ、今稼働している鴻共エネルギーのメガソーラーについても売り先としては、F I Tですが、東北電力と約半分近くは首都圏の生協の方に販売している状況であります。すでに米の産直のような位置づけで電力の産直ということも実現されているところです。それはF I Tという形ですが、今進めているのは、まずは村内利用を最優先に、しかし例えば太陽光発電であります。冬場の発電量を1とすると、夏はその3倍くらい発電する状況でして、その差をどのように埋めていくかということ。今、東北電力も含めて協議をしている訳ですが、そういった差をうまく消費していかなければならない状況もあります。将来的にそうした太陽光等の村の発電量が増えたときに、村で賄い切れないような状況が生まれたときには、その電力の買い手として横浜市さんがあるということは、非常に心強いというか、村にとって、そういう状況もあるのかなと感じております。ただ、今すぐそうしたことにつながる訳ではないので、まずは村内での活用を最優先に組み立てていくということでもあります。

そうした中で、やはり様々な課題が村でもあります。電力とどういう関係を構築するか、それを域内でどのようにうまく活用していくかという点。村は東北電力と協議する訳ですが、横浜市さんは東京電力と協議というようなことで、それぞれ違う電力会社との協議の中で、やはり様々な違いも出てくると思いますし、そうした考え方等も含め情報共有しながら進めていければと思っております。

また、専門員の配置についてですが、これは先行地域の採択が決まる前からそうした制度については以前議員からも提案があったところで、村として調査をしていたところです。そして、これは交付金が村に入りまして、その交付金を出身元の親会社の方にそれを支援金のような形でお支払いする訳でして、村が直接これにお金を出すというよりは、国のお金をそういうふうを活用するという形になっています。その交付金は約500万円です。それをその出身元の会社の方にお支払いし、給料についてはその出身元の会社でそれぞれの専門員の給料を支払うということになっていますので、村として直接支払っているという状況ではないということをご理解いただきたい。ただやはり、専門的な知識を持った方が現実に来ていただいて、オーリスとしても、また村としてもそうした専門員は職員にはいませんので、非常に心強く思っておりますし、今後さらに連携を深めてこの脱炭素事業の推進に力を発揮していただければと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

先ほどの再質問の中で、地元消費がもちろん最優先されるということは今、村長からも

おっしゃっていただきました。そういう中で、村での余剰が出るという状況はどのような場合を想定しているかとお尋ねしたのですが、今現在、大潟村は東北電力、横浜市さんは東京電力、その中での協議が動いていくとは思うのですが、村民の恩恵として村での余剰電力の状況ですね、希望者が手を挙げて100%村内で消費できる、消化できるという状況を指してのことでしょうか。それともどれくらいを想定して村は考えているのでしょうか。その余剰が出るという状況に対してです。

それともう1点、7月に行われた脱炭素フォーラムでは、村外の関係者が多く、村民の参加は少なかったように感じております。人数に制限があつてのことだと思いますが、村の将来にも大きく係わる事業であるだけに懸念する村民の声が多く寄せられております。本当に村民への恩恵につながるのか、責任や負担など、村民が懸念していることに丁寧に答え、理解を深めていただくためにも説明の機会が必要ではないかと思っておりますが、村長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

まず、電力のどういう契約をするかということにもなってくる訳ですが、先ほど言ったように、太陽光であれば冬の発電量に対して夏場は3倍の発電量が発生します。どこを基準に置くかということで、実際使う方も含めてですが、最大の部分、夏場を基準にしてしまうと冬場足りなくなる、冬を基準にすると夏は余ってしまうということになりますので、そうした状況をうまく、全てを上手に販売していく、活用していくということが非常に求められてきます。ですので、そうした折にそれぞれ契約をどういう形でしていくかということ、村内においてもということになってくる訳ですが、その時々だけを村内でうまく吸収しきれぬのかということもなかなか難しいところもあつたりして、ただ、今は全部それを吸収することで組み立てをしています、さらに太陽光であつたり、さらに増やしていった時に、それが必ずどこかでは余剰が出てきてしまう状況にもなってきますので、将来的にはそうした部分をどこか外で吸収してもらふようなこともあり得るのではないかと、その折にしっかり活用してもらえ相手が見えているということは非常に心強いことでもありますので、今回の事業がひとつ形になって、さらに次に進んで、もっと拡大していく、そういった折には良い相手に将来的にはなっていくのではないかなと期待をしています。

フォーラムへの参加については先ほど述べたように110名ほど参加者がおりました。コロナということもあつて100名くらいでということ想定していたところ、大体そういった形になったところで、その中で大体3分の1位が村関係者、40名程が村内及び村内企業というようなところでありました。今回はやはり概要をしっかり説明し、また何故今こう



いう脱炭素の取り組みをしなければいけないのかという、そうしたことからしっかり認識してもらおうというか、そういう機会にしたいと思って、京都大学の先生にも来ていただいたところです。まさに今、この夏の大雨も含めて、今回発生した台風などもそうした地球温暖化の影響というのがいわれていますので、村が率先して取り組む意義というのは十分あると思っていますし、まずそうした理解、あとは脱炭素、村の事業の概要を説明させていただいたところです。今後それぞれ具体的な事業を進めるにあたって、村民にも参加していただきたいと思っていますので、その都度、丁寧に説明をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

私からは以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

次に、子ども達がネットと上手に付き合っていくための判断力をきちんと身につけさせていきたいという思いで質問させていただきます。

政府の「GIGAスクール構想」や、ICT環境整備をはじめ、プログラミング学習の必修化によって、学校では1人1台の学習用端末やパソコンの活用が進められています。

家庭でも多くの子どもがスマホを所有するようになり、使い方を一歩誤るとSNSトラブルなど深刻な問題を招きかねません。

タブレットやパソコンの導入は、生徒の学習の質を高め、分かりやすい授業を実現できたり、教職員の業務効率を向上させる有効な取り組みと言われておりますが、課題があることも指摘されています。

大瀨小・中学校では、電子黒板や1人1台の学習用端末が使われています。私たちもタブレットを使った小・中学校の子ども達の授業を学年ごとに見学させていただく機会をいただいたことがございます。子ども達が気付いたり、疑問に思うことを引き出すように先生達はさまざまに工夫を凝らし、それに呼応するように、子ども達も積極的に意見を発したり、友達同士で共有し合う姿が見られました。私たちが学んだ頃とは違う授業風景を肌で感じる事ができて、良い機会を得られたと思っております。

ICT機器を適切に利用し、ネットと上手に付き合っていくには、教育現場や保護者が一体となった取り組みが一層大切ではないかと思っております。全国の教育現場では許可なく撮影した友人の写真をおかしく見せる目的で、複数の人が共有していたり、プログラミングアプリで中傷するような言葉を書き込んでいたり、フィルタリングを解除しておいせつ動画を視聴したり、友人のIDとパスワードを無断で使い不正にアクセスしたり、授業中、相手の嫌がるイラストなどを送信したりするなど、教員の目の届かない水面下でのトラブルが起きています。文科省によりますと、今年3月にパソコンなどを使ったネット

いじめは2020年度に1万8,870件で過去最多となり、教育委員会や学校に学習用端末についての方針を通知し、「第三者にIDやパスワードを教えない」、「他人を傷つけ、嫌な思いをさせることをネットに書き込まない」ことを求めています。

東京都町田市立の当時12歳の小学校6年生の女子児童がいじめを訴える遺書を残して自殺した問題では、パスワードが全児童共通で、文字で会話するチャットに中傷内容が書き込まれていたとされています。本当に痛ましく、かわいそうで、悲惨な事件として今も胸に残っております。

警察庁のまとめでは、昨年1年間にSNSの利用をきっかけに犯罪に巻き込まれた18歳未満の子どもは1,812人に上っています。内訳は高校生937人、中学生718人、小学生83人等でした。子どもがトラブルにあったと答えた保護者に内容を尋ねたところ、「ネット上のいじめ被害者や加害者になった」が34.3%と最も高く、「詐欺のメールやサイトにだまされた、だまされそうになった」が28.3%でした。

対策面では、情報モラル教育の実施を求める声が53.8%と全体の半数を占めております。

大瀨中学校はICTを活用した授業改善支援事業として全県から採択された6校の支援校の1校です。それだけに先生達のご苦労され、さまざまな取り組みが行われて成果をあげていることは存じ上げておりますし、子ども達のために精力的に取り組む姿勢には頭の下がる思いです。

研究のキーワードのひとつに情報モラル及びセキュリティ能力の育成が掲げられております。ICT教育では子どもを守るために適切な管理、丁寧な運用が求められています。学校ではタブレット貸与当初から、生徒個人のアカウントやパスワードは紙で配付せずに覚えさせているなど、情報セキュリティへの意識づけが図られていて、とても安心しておりますが、教育現場で懸念されるような事案はございませんでしょうか。その現状をどのように把握・確認し、対応はどのように行われているのでしょうか。

また、スマホや端末の使用を禁じるのではなく、自ら責任を持って使い方を判断させる「デジタル・シティズンシップ(DC)教育」が注目を集めています。今年の7月、鳥取県倉吉市の市立小鴨小学校で、ネットとの付き合い方を学ぶ6年生の授業が、県の専門の講師によって行われました。テーマはクラスメート同士のSNSを巡るトラブルで、体育のバスケットボールのチーム作りで不満のある子どもが、SNSに他の子の悪口を書き込んだという想定でした。なぜこのような行動をとったのでしょうかと児童に問いかけ、書き込んだ側の気持ちを考えさせ、誤解や思い込みなどさまざまな視点で考えさせ、解決につなげるのが狙いです。鳥取県では県教育委員会の専門の講師による授業は年間150校で行われており、推進に向けての姿勢が伝わってまいります。

デジタル社会が進んでいく中でリスクなどを考え、正しい使い方を判断するDC教育は必要性が増してくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

秋田県では出前講座はありますが、鳥取県のように専門の講師の配置は行われていない

と伺っております。授業はどのように進められているのでしょうか。

また、学校でもタブレットを使い、自宅でもスマホやタブレットなどの長時間使用で、生徒の健康が心配になり、デジタルデトックスやダイエットに挑戦している学校があります。

東京都墨田区立錦糸中学校では、大湊中学校と同じように東京都教育委員会から情報教育研究校に指定され、電子黒板や1人1台端末が積極的に使われています。デジタルデトックスは錦糸中学校独自の活動で、生徒が1日あたりのスマホやネットの使用時間を決めた上で、使った時間を毎日記録し、利用を減らすことを目指しています。この夏も1、2年生が体験し、128人中79人が結果を報告しています。1週目は1日あたり6時間以上使用する生徒が30人いましたが、2週目では23人に減り、LINEやYouTube視聴で1日あたり3～4時間半程使用していた生徒も、1時間に減りました。生徒達からは、視力も低下し不安を覚えていたけれど、時間を有効に使えるようになったと好評のようです。

スマホやネットの長時間使用は、依存症や深刻な健康被害をもたらします。使わせないことではなく、適切な使い方を模索していくことは大切なことではないかと思いますが、現状はいかがでしょうか。

以上について伺います。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

4番、菅原アキ子議員の質問にお答えいたします。

質問の主旨につきまして、縷々説明いただきましたが、提出いただきました質問項目4項目についてお答えをさせていただきます。

1つ目の質問の、村の教育現場で懸念される事案についてはいかがでしょうかという質問についてですが、現在大湊小・中学校では児童・生徒全員にタブレットが貸与され、ICT教育に活用されていることはご承知のとおりであります。授業の中では、児童・生徒がインターネットに接続して情報を検索する場面もあることから、フィルタリングソフトを全ての端末にインストールし、不要なサイト、有害なサイトへのアクセスを制限しております。現在、現段階では問題視されるようなことはございません。

次に2つ目の質問の、その事案をどのように把握し、対応しているかについてですが、児童・生徒のタブレット端末がどのサイトにアクセスしたか、もしくはアクセスしようとしてブロックされたかという情報は、全て個人の端末に記録されております。その履歴の点検を毎月一度、全員のタブレットについて行っており、常に学校で把握できるようにしております。この作業は専門に配置しております情報支援員が丁寧に行っております。児童・生徒には、どのような検索やサイト閲覧をしたか、もしくはブロックされたかを全て学校側でも見ているということ、家庭と深い連携を取りながら周知しているところであ

ります。このことが不適切なインターネット利用の抑止力になっていると考えております。

次に3つ目の質問の、「デジタル・シティズンシップ教育」についてですが、現在主流の情報モラル教育は、一人ひとりの安全なデジタル情報利用を学ぶものであるのに対し、ご承知のとおり、デジタル・シティズンシップ教育は、デジタル情報社会の市民としてのモラル教育と言われております。デジタル社会も現実社会も善き社会とするために、当事者として必要なことを学ぶのがデジタル・シティズンシップ教育であると理解しております。

現在、デジタル・シティズンシップ教育はヨーロッパで進んでおりますが、日本ではまだ議論の途中にあるところであります。しかしその考え方は、今後ますます社会がデジタル化していく中で必要なことだと思いますので、今後、このことにつきましては情報収集しながら検討してまいりたいと思っております。

4つ目の質問についてお答えいたします。

スマホ等の使いすぎによる視力低下や睡眠の質の低下などはメディアでも取り上げられております。

本村の児童・生徒や保護者に対しては、事前に小・中学校それぞれの通知や保健だよりなどで健康被害を未然に防ぐよう継続して指導・周知しているところであります。

また、今年7月には児童・生徒を対象にしたタブレット端末使用に関する専門業者による児童・生徒への研修を行いました。タブレットやスマホとの付き合い方について、さらに正しく身につけていけるよう、今後とも計画的に配慮・指導してまいりたいと思っております。

何卒、ご理解をいただきますようお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

毎月一度、家庭と連携を取りながら全員のタブレットを調べているということで、大変安心いたしました。

コロナの影響やICT授業の指定校でもあることから、学校では在宅でのリモート授業が行われています。アメリカでIT起業などが集まるシリコンバレーでは、住民がICTの弊害をよく知っており、多くの保護者は我が子をICT化の進んだハイテクな学校ではなく、進んでいない学校に通わせており、教科書のデジタル化もうまくいかず、紙の教科書に戻した学校が多いことを知りました。デジタル化が進められている日本ですが、学校でのICTのあり方を見直す必要が出てくる時があるかもしれないと感じています。

県では児童・生徒のインターネット利用行動を把握するためにネットパトロール事業が行われているようですが、村の実態はいかがでしょうか。先ほど、教育長がおっしゃった、

毎月1回チェックしているということにも関係するとは思いますが、お答えいただけますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

菅原アキ子議員の再質問にお答えいたします。

先程来ご質問いただいておりますネットトラブルにつきましては、本校の中学校が研究指定云々ではなくて、タブレットを子ども達に使用させている平成24年の段階から、これは常に指導の段階で必要なことだという認識の元に、本村では他市町村に先駆けて指導を展開してきているところをごさいます、現在1人1台のタブレットの貸与を実施する段階でさらにさらに深くこの点については指導を展開して、保護者の皆様はご存じだと思いますが、何回も通知、プリント、そして毎週のように発行される保健日より等々も含めて保護者と密接な連携を取っていることは承知のとおりであります。従って先ほどお話ししました専門の情報支援員による毎月一度のチェックについては、これはチェックしなくてもいい段階になれば一番いい訳ですが、やはり子ども達でありますので、これは必要に応じて継続して実施していかなければならないということと、保護者からも、保護者ではなかなか対応できないこともあるので、ぜひ継続してほしいという声がありますので、この後も実施をしてまいりたいと思います。

また、シリコンバレーの例を出されまして、ICTのみでは問題があるのではないかというようなご質問をいただきましたが、全国的にスタートしたのが昨年でございます。スタートしたばかりでございますので、当然これは弊害等もあるかもしれませんが、現在はICTを活用した今までの学習指導にない利点を十分に活かしながら学習指導を展開するという視点で行っておりますので、現段階でICTを止めてペーパーに、紙等々に戻すということは考えてございません。しかし、これは平行して行っている訳ですので、電子教科書がこれから入ってまいりますけれども、現段階では教科書配布が文科省からなされておる訳ですので、現段階では何ら問題がないというふうに思っております。

それから、4つめのネットパトロールについては、1点目でお話しましたので、そのようにご理解をいただければと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

教育長から今ご意見をいただいた訳ですけれども、このシリコンバレーの例というのは、ただアメリカはそういう潮流にあるということを示しただけで、本当に日本ではこれ

からデジタル化に向かって進んでいくことは十分承知しております。止めてとかそういう意味ではなくて、ただそういう流れの中にあるという、日本よりも先進国であるアメリカが今そういう状況にあるということをお伝えしたかっただけです、ご理解いただければ大変ありがたいです。

村では指定校になる前から、以前から健全な学習環境の中で指導を徹底されているということで、本当に子ども達は健やかに育まれているのだなということを改めて知りまして、安心いたしました。今後、ますます日本ではデジタル化が進んでいくと思いますけれども、子ども達が適切な判断力を培っていく上でも、村では不適切な利用がなされることなくこれからも健全に学習が行われていってほしいと思いますが、一言でいいですので、また教育長、ちょっとお願いできればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

菅原アキ子議員の再々質問にお答えいたします。

シリコンバレーの例につきましても、十分に参考にさせていただきたいと思います。

それから、デジタルについてはこれまでも本村は一貫してICTを有効な活用をしながら学習指導を深めるという観点で進んでおりますし、先回の6月議会でも申し上げたと思うのですが、全県数百校の小・中学校の中でICT教育については最も進んでいる村であるというふうなことを中央教育事務所や県教委の指導主事等からもお褒めをいただいているところですが、お褒めという言い方はおかしいのですが、子ども達がそして先生達が積極的に取り組んでいる姿だと、そして先ほどの村政報告にもございましたが、コロナで現在陽性になっている児童・生徒が8月1日以降13名ございます。また濃厚接触者が10名おります。そういう子ども達は一步も外に出られない状況の中で、学習活動の保証はしなければなりません。それで3月議会、6月議会でも申し上げましたが、オンライン学習を計画的に展開している訳でして、先頃も火曜日からオンライン授業を展開しておりますが、ただし授業をやる先生も罹患した方もおられまして、教科によっては飛び飛びになったりはしてございますが、これは本県ではおそらく、即オンライン授業に切り替えられる学校は1、2校くらいしかないのではないかと思いますので、これは一步先んじているICT教育をさらに子ども達のために有効に活用できるように、さらにまた努力してまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

**【4番：菅原アキ子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで、休憩いたします。

(午後0時05分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

はじめに、自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦について質問いたします。

脱炭素推進フォーラムが村民への説明会だったのでしょうか。村民の理解が進んだと思われるのでしょうか。

脱炭素先行地域に応募する以前から、村民への説明会を開いてほしいと何度かお願いしてきました。結局、7月に行われた脱炭素推進フォーラムまで何の説明会もありませんでした。脱炭素推進フォーラムでは、村民の参加は少ないようでした。フォーラムの動画配信が行われたと思いますが、村民からの反応はあったのでしょうか。

第2期大潟村総合村づくり計画の村長挨拶では、村民の皆様とともに住み継がれる理想の村づくりを目指し、全村民が誇りを持ち、幸せを実感できる村づくりを進めてまいります、とあります。自然エネルギー100%の村づくりという大きなプロジェクトにあたり、まずは村民の理解が必要ではないでしょうか。理解され、一緒に前進する理想の村づくりに進む村民のパワーが必要ではないでしょうか。

デンマークのサムソ島では自然エネルギー100%のプロジェクトに手を挙げるまでに十数回の住民による話し合いが行われたと聞きました。今回のフォーラムでは質問時間も限られていて、最後に質問された方は時間切れのような、質問に答えられないような終わり方をされました。このようなことで村民の理解が進むとは思われないのですが、いかがお考えでしょうか。

新会社設立にあたりどんなことがリスクと考慮されているのでしょうか。第三セクターで事業を行うことが、1つのリスクにならないか心配です。損失が出た場合の補償が村になっていたりしないのでしょうか。

第三セクターの経営は一般的になかなか経営がうまくいっていないのではないのでしょうか。どうしても自治体に頼ってしまう面があると思います。議員への説明の時は、3千万円の内、村の出資は500万円の出資であるとのことでしたので、筆頭株主になるとは思っていませんでしたが、カントリーと潟共エネが500万円の出資で、同じ出資額で並び、結局村が筆頭株主となり、村長が社長であると新聞で知りました。バイオマスに関してはボイラーの建屋の設置がカントリーエレベーターの敷地内であり、使用するもみ殻もカントリーから排出されるもみ殻が利用されます。その建屋に事務所が併設されると聞いています。カントリーの社長が新会社の社長になるのが経営としてもスムーズなのではないのでしょうか。村長が社長になることにより、甘い経営となり、うまくいかなくなるのではない

いかと心配ですが、どういう理由で村長が社長となったのでしょうか。もし損失が出た場合の補償が村になっていたりしないのでしょうか。

村民からの出資を募集しませんでしたでしたが、その理由と、どのような状況であれば募集するのでしょうか。

脱炭素推進フォーラムでの村民からの質問の中に、なぜ村民からの出資の募集をしないのかと質問がありました。村長からは状況によってはこれから出資の募集も考えられると答えられたと思います。議員への説明でも最初の頃は村民からの出資もお願いするとのことでしたが、6月の議員全員協議会では、金融機関と投資会社によるアセット会社を設立するとのことでした。村民から出資していただくことは、村民がこのプロジェクトへの参加手段であり、出資を検討するにあたり事業内容などを知ることになるチャンスでもあります。どのような状況であれば村民からの出資を募集することになるのでしょうか。

脱炭素推進フォーラムでは、風力発電についても視野にはいるとの説明でした。しかし、風力発電は課題が多いのではないのでしょうか。三種町に近いではありませんか。

また、脱炭素先行地域の補助金の対象になるのでしょうか。

浜口排水機場に風車を建設されることも視野にいれていらっしゃるようですが、場所が三種町の中学校やスーパー、住宅の近くになります。村の総合中心地からは離れていますが、三種町の町民にとっては騒音や低周波のことなど、心配されるのではないのでしょうか。

デンマークに行ったときも、風車はどこにあるのだろうと思うくらい、少なかったです。秋田の海岸沿いのような風車が乱立している景色は、私が見た限りではどこにもありませんでした。ソーラー発電では冬場の電力が足りないため風車をと考えられているかと思いますが、村長が大変力を入れているバイオマスによる電力を検討された方が良いのではないのでしょうか。風力発電に関しては、脱炭素先行地域への応募の際、計画に入っていないと思いますが、補助金の対象となるのでしょうか。

バイオマスによる熱供給先・事業候補地に新設体育館と村民体育館となっています。脱炭素先行地域の計画では、村民体育館をそのまま残し、新体育館を建設するのでしょうか。新体育館の建設に関するアンケートを行いました。アンケートには既存の体育館についての質問項目がありませんでした。既存の体育館はどうするのでしょうか。

体育館建設に関しては、村の財政的なこともあるし、検討していかなければならないと言われていたと思いますが、自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦では、バイオマスの熱供給先に新設体育館と村民体育館と2カ所になっています。計画では令和8年現在の村民体育館も壊さないで、新設体育館と体育館は2つになるという計画になるのでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。



**【村長：高橋浩人】**

3番、三村議員の質問にお答えいたしますが、主には通告に沿った形で答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、フォーラムによる住民理解についてですが、講師を含め、脱炭素への取り組みがなぜ必要なのかということと、株式会社オーリスによる脱炭素先行地域事業の進め方について、直接村民を含めご説明させていただいたと考えております。

また、具体的な事業の推進にあたっては、今後、さらに村民への説明を重ねていくことになると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、2つめの新会社経営にあたるリスクについては、これまでにない地域新電力やバイオマス地域熱供給というインフラの構築となりますので、初期段階での資金や設備の調達等において一定の課題があると理解しております。

また、電力や地域熱については、地域のインフラ構築という内容となっており、一定の公益性を伴う内容と考えますので、今回村も一定の出資と参画をさせていただいたところですが、第3セクターで事業展開することがリスクの高まりに繋がるとは言えないと思ひます。損失補償が村に帰属することにもなっておりません。

このところで、どうして私が社長になったのかということの質問もあつたのかと思ひますが、それぞれの出資者において会社設立の準備会、そして実際の設立にあたり、会議を開いた中で私ということに決まりました。その中では、やはり一番大きかつたのはメガソーラーの代表も務めさせていただいて、そうしたことも評価をされたところなのかと考えております。引き続き、オーリスの社長という重責を担わせていただきながら、しっかり皆さんと共に事業を進めていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

3つめの村民出資についてですが、今回の事業へ村民からの直接出資という形ではなく、事業への直接参加という形を想定しております。今現在、オーリスによる資金調達については金融機関等と協議をしており、事業を推進していくうえで、政府系ファンドを含め幅広く活用していきたいと思ひております。

ただ、今後事業を進めながら村民が事業への参加と併せて、出資という形ができるかできないかということも引き続き検討はしていきたいと思ひますが、今現在では金融機関と協議しながら政府系も含め幅広く資金調達をしていきたいと思ひておりますし、村民にはぜひ事業への参加ということで参加をお願ひし、また説明もしていきたいと思ひております。

4つめの風力発電が持つ可能性について、フォーラムにおいて発言があつたものですが、現時点で脱炭素先行地域事業に風力発電については提案をしていない状況であります。よつて今の段階では交付金の対象とはなりません。ただ、太陽光以外も含め、再生可能エネルギーを村内でより効率的に作り、また活用するということにおいて、環境省の方でも否定するものではないというようなお話も意見交換をした折にはありました。ただ、それ

が事業に乗るか乗らないかということは、まだ具体的な協議はしていませんので分かりませんが、その可能性については調査をしていきたいと考えております。

5つめの村民体育館新設についてですが、先般、新体育館基本構想策定委員会を設置し、令和8年度に建設、令和9年度に解体を想定しての検討が始まったところです。

今回の先行地域事業では更新の上、新設する想定で提案に盛り込んだところでありますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

これからも村民への説明をしていくということでしたけれども、この間のようなフォーラムの形だと説明会というよりも、何というか一種講演会のような、話し合う場という雰囲気ではなく、一方的に話を聞いて質問するみたいな形だったのですけれども、やはりいろいろな村民からの意見とか提案とかあると思うので、そういうのも取り入れられるような、説明会と言っても村民からの意見がどんどん出てくるような形の、説明会とは言えないかもしれないけれど、理解していただきながらより良いものを目指していくというような形での集まりを考えていただければと思います。具体的にもしこのようなもの考えているということがありましたら、こういう時に、このくらいの回数で考えていますというような、考えられている形みたいなものがありましたら、教えていただければと思います。

それからリスクに関してですけれども、初期の資金とということまでしかちょっと聞き取れなかったのですけれども、初期の資金とすみません、何でしたっけ。

**【議長：丹野敏彦】**

設備です。

**【3番：三村敏子議員】**

すみません、ありがとうございます。

初期の資金ということであればなおさら村民にも出資を呼びかけると、出資することになるとそれは経営がプラスになることもあるし、マイナスになることもあるので、リスクを伴うので、そのことについて村民が真剣に、こういう場合はマイナスになるし、こうであればプラスになるということをしっかり把握できていくと思うので、その上で出資するという、そういうことが基本的に村民の理解につながって、100%自然エネルギーの村に向かっていくにあたってはやっぱりそういうことが必要なのではないかと思います。

村長が社長となったのはその会議で決まったということではありましたが、メガソーラーの代表でもあるということもあるかということでしたけれども、メガソーラーの場合は

もう決まった価格での、余程のことがない限りうまくいかないということはないような条件でしたので、大変いい条件でメガソーラーの場合はやられていると思います。ですが、今回のオーリスの新会社の場合は、新たに、どんなふうに経営していくのかということ、メガソーラーの場合とはやっぱり全然違うと思うのですけれども、今のこの社長になられた会社としての社長の任期とかそういうものはあるのでしょうか。

それから、風車については可能性も考えながら調査したいというお話だったと思いますけれど、風車に関しては冬場の電力としては非常にいいと思うのですけれども、由利本荘市やにかほ市では、やはり住宅地の近くに建設された風車によって住民から睡眠障害や頭痛などの健康被害が今訴えられています。夜間、風車を止めてほしいという要望が出されています。また、これは東伊豆町という所で風車を建てたのですが、落雷によって故障が相次ぎ、撤去せざるを得なくなったのだけれど、その撤去の費用が捻出できないという状況に今あるということを見つけました。2021年の段階です。なかなか風車の場合は故障も多いし、リスクとしてはソーラーとかよりもやっぱり高いと思うし、隣町なので、本当に隣町の人達の理解がなければなかなか大変なのではないかと私は思います。

体育館に関しては、これはもう今の体育館は解体する方向であるということでもいいのでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

まず、村民説明会については、先ほど話をしましたが、事業を進める中で具体的な説明を繰り返していくということになると理解しておりますし、今現在どういう形で、いつ説明会を開くとか、そういったことまでは決まっておきませんので、よろしく願いいたします。

村民の出資ということではありますが、メガソーラーをやる時においても村ではかなり早い段階での取り組みということでした。なかなか理解をいただけなかった方も議員の中にもいらっしゃったのは事実でありまして、今、順調に進んでおります。新しいことをやる時は確かに心配される議員はじめ村民の方も多くいらっしゃると思います。しかし、そうした懸念もありながらも、可能性もある訳でして、しっかり可能性に、それを事業として成り立つようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。今回は特に国内でもあまり例のない規模の大きいバイオマス熱供給事業や、域内で電力をできるだけ生産してそれを使うというようなシステム構築など、さまざまな課題もある訳ですが、しっかりやっていきたいと思っております。

社長としての任期ということではなくて取締役としての任期は2年間となっております

ので、2年ごとに役員任期でまた改選が行われるということになります。

また風車についてですけれども、決してリスクが高い、事業性が悪いということではないと理解しております。そういったこともあって、今秋田県内では風車が数多く設置され、それが事業としてしっかり成り立っている状況です。さらに今後、メンテナンスを含めた事業会社も立ち上がると伺っていますし、ますます風車事業の幅が広がって、それが1つの地域の産業になっていくのではないかと思います。そうした中で当然風車を設置するにあたっては、設置する場所の調査、具体的な風況であったり、またはその近隣の状況であったり、そういったことを調査した上で設置することになりますので、仮に設置する条件が整ったとしても、まずは調査をしっかりした上で進めるということに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

体育館については、今検討委員会が立ち上がりました。その委員会の中で具体的に、解体をするのかまたは引き続き何らかの形で活用していくのかを含め、検討されていくことになると考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

風車に関してですけれども、どのくらいの規模というか、考えられているのか、何本ぐらいというか、排水機場のあたりにどんなふうにとというような、ちょっと想像できないのですが、どのような規模になるのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

風車についての質問の、再々質問にお答えします。

まず、今東北電力の系統に繋ぎながら村内で有効に活用する方向を検討というか、その方が効率的だと。自分で電線を引っ張って全部管理するというのではなく、それにはあまりにも負担が大きいの、将来のメンテナンスについても心配なところがあるということで、今は実際に東北電力の枠に、そもそも入るのか入らないのかを含め調査をしているところでありまして、その入る容量によって風車の大きさや数など、そういったものも決まってくると思います。

決まっていないので、まず可能性があるかないかという意味でその電力の枠に入るか入らないか、仮に入るとすれば具体的な検討は進めるので、まずはその可能性があるかないかを調査しているという段階であります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

はい。

次に、村民が買い物弱者とならないようにするためについて、質問します。

村民から農協店舗がなくなるのではないかと心配の声が寄せられています。農協店舗やスーパーやお店がなくなり住民が買い物弱者となりそうな時、その対応に予算を使っている自治体があるという話を聞きます。村に1つしかない村民の食のインフラともいえる農協店舗に対して、村はどのように考えられているのでしょうか。

村民からは具体的な支援についても声が寄せられています。村の一部補助がある商品券や、店舗修繕費への補助など、村として何らかの支援が考えられないのでしょうか。

6月に行われた大湊村農協総会でも組合員から、あぐりプラザがなくなってもいいのか、役場と一緒に村民の台所を守るため、役場に一度相談してはどうか、あぐりプラザの活性化のために1万円の前売り券を9千円で売ってほしい、千円分は村から助成してもらってはどうか、という意見がありました。また、ある村民からは村から店舗の修繕費を補助することなどできないでしょうかとの声もありました。

過去を振り返れば、今の農協店舗が建設される時、農協としては経営を考えれば県道沿いに建設することの話もありました。しかし、高齢者や子ども達のことを考えるとやはり村の中心部にある方が村民にとって便利だろうということで、今の場所に建設されました。

農協店舗は村のインフラ機能の一部と言えるのではないのでしょうか。村が建設した湊の店は、建設費はもちろん村の予算でしたが、毎年かかる維持管理においても、令和2年度の道の駅おおがたの施設整備事業費は4,127万7,860円でした。空調改修工事や修繕、維持補修費、保守点検委託料などです。このように村が建設したお店には村の予算が投入されています。農協店舗は村予算が投入されている湊の店とも競争しなければなりません。村にひとつしかないスーパーがなくなれば本当に不便な村になります。農協店舗を存続させることは村民の利便性を維持し、買い物弱者を出さず、村の人口減少を防ぎ、住み継がれる元気な大湊村につながるのではないのでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

3番、三村議員の質問にお答えします。

農協店舗がなくなるという話は聞いておりませんし、今現在、過去においても農協から

店舗について具体的な相談などはございませんので、支援等の具体的なものは現段階では考えておりません。

また、村で発行している商品券については、農協店舗で利用されている割合が高くなっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

今のところ、要望等は来ていないということではありますが、でも他の自治体をみると、皆さん分かると思いますけれど、次々にもう農協のスーパーがなくなってしまっていて、あちらもこちらも皆なくなってしまいました。他の民間のスーパーがある所はまだいいと思うのですけれども、近くにそういうスーパーが何もなくなっている所もあり、そういう所であればやはり自治体が買い物弱者のために何とかしなければいけないという状況にも陥っているような感じがします。ですので、やはり村としてそういうふうにならないためには、民間はマイナスに、赤字になってしまえば、それによってやはり経営が続けられなくなりますので、そういうことも村としては考えておかなければいけないのではないかと、今朝のニュースで秋田市の方でプレミアム商品券の話がニュースであったと思いますけれども、そのような形でもいいし、何か組合員でもあるけれども村民でもあるという、村民からそういうふうな心配な声が寄せられているということは考えておいていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

農協全体でみますと、通常総会資料によりますと収支決算については農協全体で1億6,600万円の黒字で、店舗を含む生活事業、おそらくコンビニも入ってだと思いますが、その他部門というところでは8,600万円の黒字となっております。そうした状況を考えると、現段階で行政が支援する状況にはないと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

いえ、次にいきます。

最後に不登校について質問いたします。

義務教育とは、「保護者には教育を受けさせる義務があり、子どもは教育を受ける権利を有する」と憲法で定められています。子どもにとっては教育を受ける権利であって、義務ではありません。子どもは絶対学校へ行かなければならない、という義務ではないので、そのことの村民への周知が必要ではないでしょうか。

学校へ行っている時間帯に学校に行っていない児童生徒を村民が見かけた時、子どもは学校へ行く義務があると理解されている村民にとっては、子どもは学校へ行かなければならないのに学校へ行っていない子どもとして、マイナスイメージで見るのではないのでしょうか。そのようなことがないように、学校へ行っていないくても人目を気にすることなく、子ども達がどこへでも行けるように、村民の理解が進むような周知が必要ではないでしょうか。周知を進め、村内の同好会やサークルなど本人が希望するような場があったら、そのような場に参加することも良い経験になるのではないのでしょうか。

秋田市などのフリースクールへ通うことを希望される児童生徒がいる場合、時間的にも経済的にも保護者への負担が大きくなります。何らかの支援が必要ではないでしょうか。

秋田市には、明徳館にある「スペース・イオ」などのフリースクールがあります。他にも民間のフリースクールなどありますが、村から通うには保護者の時間的・経済的負担が大きくなります。何らかの支援が必要ではないでしょうか。

不登校の児童生徒の保護者も精神的になかなか辛いところがあると思います。保護者の精神的負担の軽減につながるような場の提供はなされているのでしょうか。保護者の気持ちが安らぐ場が村内にも必要ではないのでしょうか。

オンライン教材で学校の出席扱いとなる教材があります。このような教材の紹介は行っているのでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

3番、三村議員の質問にお答えいたします。

まず1点目についてですが、ご承知のとおり、日本国憲法第26条第1項で「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、第2項では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」とあります。子どもの教育を受ける権利と、保護者の教育を受けさせる義務について明記されたものであります。また、不登校児童・生徒の対応に関しては、年々、文部科学省の対応、その他についても変化してきておまして、令和元年度に文部科学省より出された通知「不登校児童・生徒への支援の在り方について」では、深くそのことが指摘されております。不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方とし

て、不登校児童・生徒への支援は『学校へ登校する』という結果のみを目標にするのではなく、議員ご指摘のとおり、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると支援の視点を示しているところであります。

現在、大潟中学校では不登校と判断される生徒が数名おりますが、学校ではこれらの文部科学省の通知等を鑑みて、生徒1人ひとりの状況に応じて、登校しやすくなるような環境を整えて、例えば別室で学習できる環境を準備するなど、本人の状況に応じたペースで学校に来られるような体制を計画的に整えて、現在も行っているところであります。

また、長期欠席をしている不登校の生徒を対象に学習の援助などを行う、潟上市にある「適応指導教室」に通級している生徒もおります。

義務教育の村民への周知が必要ではないかとの質問ですが、ご承知のとおり以前と違い、ダイバーシティ、いわゆる多様性という言葉を目にする機会が増えてまいりました。徐々に浸透していると実感しておりますが、併せて不登校についても寛容な意見が増えていると感じているところであります。

不登校の理由は、これは様々でございまして、一人ひとり異なります。本人なりの理由があつてのことであり、心理的な部分が多く占めていると考えることが一般的であろうと思います。このことにつきましては非常にデリケートな問題であり、よかれと思つての行動がマイナスに作用する懸念も当然あります。慎重な判断が必要であると思っております。

なお、義務教育に関しましては、受ける権利として、義務教育を受けさせる義務、これはもう国民等しく理解しているところでございまして、そのことに尽きるのであろうというふうに思います。一番の問題は、学校に行かなければならないのに行っていないという目で見ると議員のご指摘でございますが、これはやはり地域として、地域活動の中でもそれは理解を深めていく必要があると思っておりますので、こと学校、そして教育委員会だけの問題ではないと、地域をあげてこれはそのことを理解すべき対策を講じていかなければならないと思っておりますが、学校でできること、教育委員会のできることに関しては、現段階で最善を尽くしているというふうに思っているところであります。

それから、2つめについてお答えします。現在、本村ではフリースクールに通っている、または通うことを希望している児童・生徒はおりません。文部科学省では、「フリースクールとは不登校の子どもを受け入れることを主な目的とする団体・施設」としており、その定義は広く、サポート対象や規模、特徴が様々で、一概にどういった支援ができるか難しいところであります。前に話しましたとおり、既に中学校ではさまざまな受け入れ環境を準備し、保護者との相談も極めて密に行っていると思っております。しかし、残念ながら数名の不登校生徒がいることは、小学校ではおりませんので、生徒がいることは事実であります。今後、さらに対策が必要ということであれば、学校でも、教育委員会でも支援体制を十分に整えて、保護者の皆様から実は毎日のように相談は受けております。保護者との連絡は密にしておりますし、6月議会、3月議会でもお答えしました、先生方が家庭



訪問を何回も何回も行っておりますし、保護者のお父さん、そしてお母さんとは、メール、電話等での相談は週に何回も何回も行っております。不登校生徒に手立てをしていない訳では全くございませんで、これほどきめ細かく行っている学校は少ないだろうと思います。でも、不登校の生徒が数名いるということは事実であります。

③についてお答えします。令和2年度の全国調査では、小学校における不登校児童数は6万3,350人、中学校では13万2,777人で年々増加傾向にあります。また、不登校となる背景や要因も複雑化しており、保護者の精神的な負担は、議員ご指摘のとおり、想像するに余りあります。

そういった中で、大潟中学校では計画的な支援を行っているところであります。具体的には学級担任を中心に学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教頭等々による保護者との連絡、面談、定期的なメールのやりとり、そして毎週のように行っている家庭訪問等を実施し、家族の気持ちに寄り添った支援を継続的に行っていることは、議員も承知のことと思います。

また、教頭を窓口には保護者が相談しやすい体制を整えたり、県から配置されているスクールカウンセラーという人がいます。臨床心理士です。スクールカウンセラーを保護者に紹介し、学校で保護者や生徒のカウンセリングを行っております。こうした支援の様子について毎月学校から報告を受けておりますが、学校と保護者の厚い信頼関係が背景にあることが伺えると思っております。

④についてですが、オンライン教材で学校の出席扱いになる教材とのご質問ですが、教材が出席扱いになることはありません。従って「オンライン教材を活用した学習で」というふうに理解をして、お答えさせていただきたいと思っております。教材そのものが出席扱いになるということはない訳ですから、誤解のないようお願いしたいというふうに思っております。

先にも述べた文部科学省の通知、不登校児童・生徒への支援の在り方の別記2に「不登校児童・生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の取扱いについて」という記載事項がございますが、以下の要件を満たせば、生徒指導要録、年に1回、3月に学校長の責任で記載するものです、出席扱いとすることが記されておりますが、これは7項目に及んでおります。

- 1つは、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 2つめは、ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習であること。
- 3つめは、訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- 4つめは、当該児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること。

学校での教育課程と同様です。

- 5つめは校長が対面指導や学習活動の状況等について十分、理解・把握していること。

- 6つめは、基本的に当該児童・生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導

を受けられないような場合の学習活動であること。

やむを得ない場合という意味かと思います。

最後の7つめは、学習活動の成果を評価に反映する場合は、学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし適切と判断されること。

こういうことをごさいますして、指導と評価というのが学校ではごさいます。従って評価するということは、教育課程または教育課程に準じた、そういう学習活動を計画的に行っているということが大前提でごさいます。

学校ではこうした通知をもとに不登校生徒に対し、家庭からオンラインでの授業参加等を何回も何回も呼びかけ、学びの遅れや、進路選択上の不利益等が生じないように本人及び保護者に毎回毎回働きかけているところですが、残念ながら本人が頑なに拒否しております。従ってなかなか実施できる状況にないのが実情であります。本校の数人についてはそういう実情があります。

要因や背景が多様化・複雑化している不登校問題ですが、主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう、不登校児童・生徒を見守りつつ、不登校のきっかけや理由に応じて適切な支援や働きかけを今後とも諦めず、継続的に行ってまいりたいと存じます。

また、家庭の状況を正確に把握したうえで、地域や関係機関と連携し、学校、保護者と課題解決に共に取り組んでいきたいと思っております。

以上、いろいろと申し上げましたが、不登校については大変難しい問題でございまして、議員ご指摘のとおり、親御さんは大変悩まれていると思います。その親御さんが担任や生徒指導主事、教頭等とメールのやりとりや電話等での会話等々を報告書で目にしますと、先生と話せてこれでまたこの後、じっくりと本人と向き合っていく勇気がわいてきたというようなこともいろいろ伺っておりますので、今後とも計画的に、学校、そして保護者、そして本人、教育委員会はもちろんです、そのように対応してまいりたいというふうに思っておりますので、何卒ご理解をお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

探していたら、③に挙げた保護者の精神的負担の軽減につながるようなことをどこかでやっていないかと思ったら、鹿児島県鹿屋市で「不登校お茶会」を開催していますというのがありました。不登校などで悩む保護者が自由に語り合い、経験者がサポートできる場を目指しているということです。このような場があれば、保護者の方達もぎっくばらんに話し合いができて、気持ちも楽になるのではないかと思います。

それから、2番目のフリースクールのことですけれども、やはりフリースクールに通う

となるとなかなか保護者にとっても大変なことになるので、それもちよっと探してみたら、佐賀県の江北町では助成制度を作っているというのがありました。民間のフリースクールや同様の通信教育で学ぶ小中学生には、入学準備金2万円を支給し、通所・通信費として月4万円を上限に助成します。また、県の支援センターに通う子は交通費として月2万円を上限に助成しますということでした。このような助成制度があると、フリースクールへも通いやすくなるのではないかと思います。

また、どうしても不登校というと、学校へまた通ってほしいというか、また学校で勉強してほしいというふうな気持ちになってしまいがちですが、でもそれは子どもにとってはどこで勉強することも学習であり、学校へ戻らなくても学習できるのであれば、それはそれでいいのであって、不登校が増えていることがすごい問題と言われるのは、もし不登校の原因が学校の何か、こういうことが原因で、学校のこれが原因でというような、何か学校に行くことによって生じる原因があるのであれば、それを解決しないといけないということではあるとは思いますが、例えばいじめがあつてとか、そういうことであればそうだと思いますのですが、そうではない場合もあると思いますし、その学校へ行っていないということが、別にそれによって今の時代、学習できない訳ではありませんので、考え方自体が学校へ戻さなければいけないという考え方とは違う考え方、その子にとって何が一番良いのかというところをみんなで考えていくということなのではないかと自分では思うのですけれど、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午後2時24分)

(午後2時24分)

再開いたします。

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

三村議員の再質問にお答えいたします。

3番目の質問のところで、再質問で、鹿児島県の例を紹介されましたが、全国的にいろんな例がございます。議員がご指摘の県だけではございません。いろんな所で、いろいろ、東京都もございますし、埼玉県でも、いろいろな取り組みがされているその背景は、不登校の数が本村の何百倍、何千倍だというような実態が多くあります。そういうことも踏まえて、私は議員が先程来お話のとおり、やはり保護者ときちんと向かい合いながら、義務教育でありますので、これは受ける権利、そして義務教育を受けさせる権利と、それから受ける義務と権利がある訳ですので、それは学校という場で学習活動のみならず人間形成も含めて学校で担っているところが多くある訳ですので、それは行っても行かなくてもいいのは高等学校以上の高校、大学でございまして、義務教育も行かないから生徒指導要録

上は抹消させるということはありません。従って義務教育は入学してから中学校卒業するまでの間に欠席が相当数あっても、これは義務教育でありますので卒業はできます。そういうようなことで、行っても行かなくてもいいんだよということをあえて声高に言う必要があるでしょうか。そういうことで学習活動のみならず、いろいろな面で学校の果たす役割というのは非常に大きいものがあるというふうに思っております。ただし、学校に行かないからという、そういう目が気になるという議員のお話でした。それは先程来申し上げましたとおり、地域で何らかの形で、これは取り組んでいただきたいものだなというふうに思います。

それから2つめのフリースクールなのですが、現在、村にはおりませんので、この点についてはあえて他県の例を話されましたが、これはやはり相当数の数があるのだと思います。その時点で対応策を考えていく必要があるとすれば、その時点で考えられることだろうというふうに思います。

学校にその不登校の原因があるとすれば、先程来私が何度も言っていますとおり、原因については非常に複雑であります。従って、自分自身の理由もあるでしょうし、家庭的なものもあるでしょうし、あとは友達関係もあるでしょうし、学校の先生との関係もあるかもしれません。しかし学校のみではないということは理解していただけるものというふうに思っております。従って不登校に関してはやはり学校のみが責任を負うものではない、地域、家庭、そして教育委員会ももちろんですが、1人ひとりに向き合って、そして学校に行かなくても、3分の2くらい、ほとんど行けなかったけれども高等学校に行って大学に進んだという生徒も記憶にあるところをごさいますて、そういうところで、先程来申し上げました、進路についてもきちんとした、学校に来れなくても進路についてはきちんとした指導を併せて行っていくということが学校の役割であろうというふうに思います。そして少しでも孤立感を味わうことのないように、みんなが心配して、みんなが味方だよというような、そういう体制を整えながら大潟中学校では現在取り組んでいるということをご理解いただければと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

地域を挙げて、やらなければいけないという、多様性とかということだったのか、地域を挙げてということがちょっと分からないのですけれども、フリースクールに通うことへの支援についてですけれども、今の不登校のこと、今の方達のことを知っている訳では全然ありませんので、こういう支援があることによってそういう選択肢も出てくるのではないかとというようなところで考えていただければと思いますが、いかがでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

三村議員の再々質問にお答えします。

時間もございませんので、先程、再質問でお答えしたことに尽きると思います。これからやはり一番大切なのは、不登校にならない子どもを育てる、そして不登校になった場合に、一人ひとりに向き合う、それは地域を挙げてというような言い方ではないのですが、地域の方々の理解も深めて、そっと見守るというのも地域の責任だろうというふうに思います。

以上です。

**【3番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

私から、通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず1点目、農業の村として、水田活用の直接支払交付金の厳格化に反対の意思表示をということです。

国は、水田活用の直接支払交付金の交付対象を本年度より厳格化するという方針であります。農水省は、

- ①22～26年度で一度も水稻を作付けしない農地を27年度以降、交付対象にしない
- ②多年生牧草の助成は、種まきせず収穫のみを行う年は、現在の10アール当たり3万5千円を1万円に減額
- ③飼料用米などの複数年契約は22年産以降、加算措置の対象外とする

など、交付条件を見直しを唐突に公表いたしました。

特に5年以内に水稻作付け義務は、今までの農政に逆行し、米の需給調整に協力し、知恵を絞り畑作による営農基盤を構築してきた農家は、国にまさに梯子をはずされたようなものです。

また畑作物と水稻は適する土壌が違い、今後高収益作物を推進する村にとっても受け入れがたいことでもあります。毎年10万トン以上需要が減少しているコメ需要とそれにかかる米価の低迷は今後も続くと予想されます。需給調整も厳しくなる中、現場を無視していると言わざるを得ないこの国の方針変更には農業の村として明確に「NO」の意思表示と撤回の要望活動をすべきと考えますが、村長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

7番、菅原議員の質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり「水田活用の直接支払交付金の対象農地の取扱い」について、今後5年間水張りを実施しない水田は本事業の交付対象外とする旨の要件が追加されました。水張りとは、水稻の栽培を実施することを意味しており、米偏重からの脱却、高収益作物導入による収益性の改善などを進めている村農業の今後にも影響は大きいと感じております。

畑作物を導入するうえで、土づくりや排水改良など圃場条件を整えることは安定的な営農を行ううえでも必要なことであり、一律5年という条件は現場に混乱を生じかねません。

現在は、秋田県として市町村の状況や意見をまとめ国へ条件見直しの働きかけを行っているほか、農業者団体等各所からも働きかけが行われております。

村としても国の方針に対し、農林水産省や国会議員へ国営事業の要望活動に上京した際に、条件見直しについても要望してきたところであります。今後も村の課題を検証しつつ引き続き、県や他市町村、農業関連団体と協力しながら国へ見直しを要望してまいりたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

まず、村長が要望の活動の都度、関係部署等でいろいろこの辺のお話をしているということは理解しました。ただやっぱり村として、この大潟村、農業の村、昔はモデル農村として国がつくった村、その村でやはりこれについてはまず白紙撤回を求める、そこまではっきりした意思表示が必要だと思います。現に、先程説明がありました秋田県も3月に国の方にも要望を出しているようです。秋田県議会はこの6月に、ちょっとニュアンス的には違うのですけれども、先程村長が言われたニュアンスみたいな形で現場の混乱がないような見直し、要するに厳格化の見直しを考えてほしいというふうな意見書を出しております。ただ秋田市の方も6月ですか、これは秋田市議会ですけれども、これはもう白紙撤回を求める意見書ということで出しているようです。秋田県内、他にも出しているみたいで、秋田県内に限らず全国から、県も含めて、市町村も含めて、この厳格化についての意見書というのを出しているようなことが取り沙汰されております。やはりこれは単に今回補助金の対象がこういうふうになるということで、補助金が外れるということだけじゃなくて、やはり懸念するのは、要はそのひとつの農業というのはやはり政策によって非常に左右されやすいのですよ。特にこのコメが低迷している中で、農水省はコメから畑作、高

収益作物、そちらの方にシフトさせるような誘導をしていたのですが、それが要はある特定の期間、特定の時期にさじ加減でこの方針が変わると現場がどれだけ混乱するか、特に経営基盤が混乱するということなのですよ。だからこれは非常に、このままでは捨てておけない問題だと思うのですね。これが単にこの問題だけじゃなくて今後の農政にもこれがそのまま通っちゃえば、いろんな要件については要はその時のさじ加減でどういう解釈でもできるということになりかねないというふうに私は危惧しています。そういう中で、昔もいろいろあったとは思いますが、この件に関してはやはり明確に、向こうに行って、お話するのはもちろんそうなのですが、この村としてやはり意思表示というのが、私は必要だと思うのですけれども、それについて考えをお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず、議員のご指摘のとおり、様々な問題がありますし、ただ、行って話を聞いていると、例えば用水設備がもうないような圃場であったり、用排水がもう機能していないようなところであったり、そうしたところが補助金をもらっていて返還に至った経緯もあるというようなことも伺っておりまして、国の方からみると様々な課題もあるのも事実であろうかとも思います。ただ、特に村のような用排水がしっかりしていて条件が整って今後もすぐまた水田に戻せる、いつでも戻せるような機能がしっかり維持されているということであれば、その時々に応じて作物の選択が自由にできる、または一部この圃場は交付金の対象外というそういう圃場が村内のまだらに出してしまえば、今後の農地の将来的にみた活用も非常に不都合が生じますので、そうした機能がしっかり維持されていることを前提と考えながらお願いしていくということも大事な要素ではあるのではないかと考えております。

いずれ、県議会そして秋田県としても今国に対して要望を出しているところであります、その前段としては村としても県に対して報告をさせていただいております。村として具体的に国にどういった形で、文言として、要望を出すかまたは出さないかも含め、少し他の事例も含め調査をさせていただきながら検討していきたいと思いますが、いずれ今後国に対する要望活動や国会議員との意見交換の場は多くありますので、そうした折にはこの件については強く発言をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

すみません。言葉尻をとって申し訳ないのですけれども、出すか出さないかというふうな選択でなくて、それは要望を出すという前提のもとに検討してみてもらえないでしょうか。というのはやはり、これは村が確かに用排水路はそのままにして、だからこれを適用するのをやめてくれという話というのは、そうすると要は条件闘争みたいな感じになっちゃうと思うのですよ。何というのか、そういうことではなくて、要はこの方針が急遽さじ加減で決まったものがこうやって直接下りてきて、現場の状況を見無視していることが大前提なのですよということを、やはり強調してというか、理解してほしいのですよ。単に補助金が外れるからという話ではない。先程も言ったように、これから農政の、いろいろな農業政策がいろいろ変わってくると思うのですけれども、その中でいろいろな解釈の仕方によって国がころころ変わっていくというのをやっぱりどこかで我々も「NO」と言わなければいけない時が来ますので、その1つの布石としても今回特に分かりやすかったので、我々はやはりここでちゃんと明確に「NO」と、これは白紙にしてくださいというような意思表示をしていただきたいというふうに私は思うのですけれども、どうですか、そこは。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

先程も申し上げましたように、まず村の認識としては県の要望とりまとめに対して村も回答し、それをもって県が全県の総意という形を出しているというのはひとつ事実があります。その上であえてまた村も出す必要があるのかということも、手続き上やはり慎重に考える必要もあるということをご理解をいただきたいと思っております。ですので、ちょっと先程のような発言になってしまいましたが、いずれ他の自治体の具体的な取り組みがどういう形で文書を出しているのか、今まであまり行政が直接国へ対する、制度上のことで意見書を出すようなことはまずありませんでしたので、私の記憶の限りでは、ですので少し慎重に、やはり出す以上は検討をする必要があると思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

次の質問に移ります。

救命器具AEDは24時間使える場所へ設置が必要ということで、救急車の平均到達時間は8.9分と言われています。男鹿消防管轄地域内は8.12分であります。日本医師会によれ



ば心臓停止してから1分毎に救命率は7～10%下がるとのことです。また心臓が止まると15秒以内に意識が喪失し、3分から4分以上そのままの状態が続くと脳の回復が困難になります。まさに時間との闘いになります。救急車が医療処置を行うまでに、一般の人でもできることが心肺蘇生法であります。心臓マッサージに加え、AEDを使用することで救命に大いに役立ちます。

事故や災害は昼夜関係なく発生することを考えると、AEDの設置場所は比較的近くで24時間利用できる施設等に設置することがよいのではないのでしょうか。村の現状をお聞きしたいと思います。

また、AEDの取り扱いを含め、救急救命講習を多くの村民が受けてくれれば防災力のアップにも繋がります。防災訓練時だけではなく、例えば共助の意味で住区役員の人たちにも受けていただくようなことも検討してみたいはいかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

7番、菅原史夫議員の質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、心停止が休日や夜間を含めいつでも発生する可能性があることを考慮しますと、AEDをいつ誰でも使用できる状況を目指していく必要があると考えております。

現在の状況ですが、指定管理先も含め村有施設におけるAEDの設置は15箇所となっています。村有施設以外では消防大湊分署に2台、県立大学の農場管理棟と学生寮にそれぞれ1台設置されていることを確認しています。

また、24時間利用可能な箇所としては、ホテルサンルーラル大湊、ひだまり苑、県立大学清新寮、消防大湊分署の4カ所になります。このうち大湊分署では、救急車にAEDを搭載しており、大湊分署における救急車の到達状況をみますと、全体の87%が通報を受けてから7分半以内に到着、また平均では6分で到着という実績があります。村は総合中心地内に住宅や各種施設がコンパクトにまとまっていることから、AEDの施設への設置と救急対応で一般的に迅速に対応できる状況にあると考えております。

次に救急救命講習についてですが、現在は男鹿地区消防本部協力のもと、防災訓練にAEDの救急救命手順を自治会を中心に体験していただいて、地域防災力の向上に努めているところです。この講習では、より多くの方に受講していただきたいという観点から、平成27年度から毎年対象住区を変更して実施しており、今年度は東3丁目の訓練に参加された方のうち10名程度を対象に、大湊分署のデモ機を使用し実施したところであります。ここ2年ほどはコロナ禍で実施を見送り、再開した今年度も、コロナ対策と使用できる機器に限りがあることから実施人数を限定しております。当面は対象範囲を広げにくい状況にありますが、AEDを配備するだけでなく、AEDを使える方や救急救命できる方を増や

すことも重要ですので、議員のご提案も踏まえ、住民の方々やAED設置施設の職員等を中心とした講習会の拡大や、AED設置箇所の周知、見える化を、より扱いやすい機器への更新なども検討しながら、地域防災力の更なる向上を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

はい。ありがとうございます。

まずAEDの取り扱いも含めた救急救命講習、これについてはまず今後も広げていきたいということで、私も普通救急救命講習を受けましたけれど、まず防災訓練の時とやはりちょっと違って、もうちょっと密な感じの内容なので、まずそういうものも併せて考えていただければと思います。

あとAEDの設置場所、先程村長もおっしゃったように、まず24時間使える所は、ホテル、ひだまり苑、分署、県立大ですか、まずそれで賄えるという話なのですが、多分普通の状態だったらそうだと思います。ただ、今年も大雨がありました。要は自然災害もあります。当然、地震も想定されます。そういう中で避難場所、やはり旧児童館単位というものもちょっと検討する必要があるのではないかと考えています。旧児童館単位でAEDを揃えられれば、今度鍵の管理という話になってくるのですが、それはまた住区長なり何なりが鍵の管理をして、いつでも取り出せるというような形にして、より住んでいる所といいますか、住んでいる所に近ければいい、もう全てOKという訳でもないでしょうけれども、なるべく使いやすい所にあった方がいいと思います。併せて、AED、確かに開ければ音声が出てきて使い方等はちゃんとレクチャーしてくれるのですが、例えば児童館に置くのだったら大きな使い方の絵みたいなやつが確かありますので、そういうものも併せてあって、誰でも使えるような感じで設置していくというのもひとつの方法だと思います。いずれ、救急車なりお医者さんが来るまでには、村の中は確かに早いかもしれませんが、それでも6分、7分ですか、救急車が来るまでかかるということで、先程冒頭にも話したとおり、1分ごとに7～10%の救命率が下がっていくというような日本医師会のデータからすれば、やはり5分も6分も非常に大事な時間だと思います。特に普通講習を受けたときには、心臓が止まることによって脳に血が行かなくなって、たとえそこで蘇生したとしても時間が長くなればなるほど、要は障害が出てくるということがやはり一番大きいので、心肺蘇生法でとにかく心臓マッサージをしてくださいということ、ここずっと今の救急救命の進め方というのはそうらしいです。ですので、なるべく近くにあった方がいいと思いますので、今後検討ということで、旧児童館単位の設置も併せて、

防災力アップのために検討していただければと思いますが、その辺についてお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

先程も申し上げましたが、今村の村営施設15か所、それと県大の農場管理棟等で17か所に村内では設置されている状況です。その上で実際にその設置されている現場でのAEDの使用に関する講習を職員等に、夜勤も含めて行っている施設が7か所しかない状況、半分にいかない状況です。ですので、まずはそうした設置箇所に設置している施設で働いている方、または夜間管理されている方がすぐ使えるようにということでまず進めることを優先させていただきたいと考えております。その上でさらに村内への設置を増やしていくということであれば、次には議員がおっしゃった旧児童館等ということになろうかと思いますが、まずその講習をさらに増やしてしっかり、設置している所ですぐ活用できる、またそこから持ち出して活用できる状況をしっかりつくった上で、議員提案の方についても検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

いずれ検討していただきたいのですけれども、要は旧児童館が災害時の避難場所になっている、第一次避難場所ですよ。避難場所になっているということを前提にいろいろな角度から考えていただきたいと、災害があった場合、避難場所に何かしら怪我なり、何かしらの状態にいる人がいる可能性もあると、災害の時の救命ということもひとつ考えなければいけないと思っておりますので、確か全部避難場所に指定されているはずなので、各児童館が。だと思っておりますけれども、そこはちょっとうろ覚えなのですが、まずそういうことも考慮に入れてその設置場所、使わないに越したことはないのですけれども、あったらある意味安心は安心なので、そこはそれも考慮に入れて検討の方をよろしく願いしたいと思っております。

まずこれでいいです。以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後3時00分)

(午後3時10分)

再開いたします。

9番、齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

9番、齊藤知視です。

2点質問いたします。

1点目ですけれども、村民向けの脱炭素先行地域事業説明会の実施をということで、今年から5年間、これは第1期ということで事業が実施される訳ですけれども、総事業費が70億、うち国の交付金が50億という非常に大規模な事業であります。これは当然、村の将来にも大きく関わることです。ただ、非常に大きな事業であるにも関わらず、先程来出ているように、村民が十分理解しているのかというと、なかなかそう言い難いというところが現状ではないでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後3時12分)

《マイクの不具合による》

(午後3時12分)

再開いたします。

**【9番：齊藤知視議員】**

今後、村の十分で丁寧な情報提供や説明会を行う必要があると思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後3時14分)

《マイクの不具合による》

(午後3時14分)

再開いたします。

**【9番：齊藤知視議員】**

村民の皆さんとこの件に関してお話をすることがあるのですけれども、なかなかよく分からないということで、実際どういう形で、どう進んでいくのだろうかということがあります。村民から出た質問の一部なのですけれども、質問したいと思います。

これは太陽光発電で、蓄電池に溜めた電力、これを出力調整するのは非常に困難であるということから、安定して供給できるのか。電力の平準化というのですけれども、相当の設備投資が必要になるのではないかとということです。

それから、太陽光発電の季節、天候、あるいは時間帯、これらで当然、蓄電池に一定量というのは、これはなかなか確保されづらい。安定した蓄電は本当に可能なのか。また、夕方以降に電力の使用が集中する訳ですけれども、そういった時に電力低下あるいは停電が懸念されないか。

それから、まず東北電力から電力の供給を受ける訳ですけれども、村内の蓄電量を差し引いた部分が供給されるのか。

それから、もみ殻バイオマスになりますけれども、特にもみ殻の場合は供給方法、これが技術的になかなか難しいということで、安定して燃焼し続けるシステムは、今もう確率されているのか。十分できるのか。

それから、国内でも前例のない大規模な事業となるということで、先程村長の、リスクとして初期段階にリスクがあるということですのでけれども、これは進捗状況に応じてやっぱり事業全体のリスク管理が必要になると思いますけれども、これはどこがどう担うのか。その検討していますかということです。

それから6点目、計画の策定あるいは事業の推進について、これは全てを業者任せにすることなく、村独自の視点も入れながら検討を重ねてきたか。

それから7点目ですけれども、7月29日に開催されたフォーラムの資料に「今回は、電力中心」との記述がある訳ですけれども、この事業に関して今後の計画にはどういったものがあるのか。

以上、7点について質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

9番、齊藤議員の質問にお答えします。

まず、情報提供や説明会についてですが、先般の脱炭素推進フォーラムにおいて、講師を含め脱炭素への取り組みがなぜ必要なのかということと、株式会社オーリスによる脱炭素先行地域事業の進め方について、直接、村民を含め説明する機会を設けさせていただいたと考えております。そのうえで、具体的な内容については、今後、各事業を実施する過程で説明の機会を設けることも必要と考えておりますし、説明してまいります。

(1)の安定して電力供給するためには相当の設備投資が必要になるのではというご質問についてですが、議員のおっしゃるとおりであり、今回先行地域事業費として各年度ごと所要額を計上させていただいているところであります。

2つめの太陽光発電と蓄電池による夜間や電力使用時の電力低下、停電等へのご懸念についても、そうした課題をきちんとクリアした上で事業を構築していくこととしております。

(3)の東北電力からの供給量についてですが、基本的に、各施設や家庭で消費する電力を可能な限り地元で発電した電気で賄う仕組みづくりを目指していく訳ですが、先程のご懸念のとおり、夜間や冬期間など場合によっては自前電力だけでは不足することも想定されますので、東北電力等への相談をしながら事業を進めていくことが重要と考え、東北電力には村の案件について説明し、相談しているところです。

(4) のもみ殻バイオマス熱の技術的な課題については、これまで村と秋田県立大学において燃焼方法の実証等を重ねてきたところであり、技術的に十分事業展開が可能だと判断のうえ、今回、脱炭素先行地域事業内容に盛り込んだところです。

デンマークでは麦わらの自動運転はすでに実績が多数あり、その技術を活用することとしておりますので、自動運転によるもみ殻の地域熱供給というようなことができる見込みとなっております。

(5) の事業全体のリスク管理が重要とのご意見は、おっしゃるとおりであり、事業主体である株式会社オーリスにおいても各事業性のリスク評価等については調査を外部に依頼し、その結果をきちんと精査して事業を進めていく方針であります。また、金融機関の方々からも客観性をもったご意見を求めてまいります。

(6) の村独自の視点ということについては、これまで村で実施した「地域分散型エネルギーインフラプロジェクト調査」や「脱炭素型地域づくりモデル形成事業報告」の策定を通じて検討してきたことを今回提案したものであり、これまでの積み重ねを実現しうるものとなっております。

(7) の今後の計画について現時点で具体的なものはまだありませんが、自然エネルギー100%の村づくり実現につなげていきたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

これは株式会社オーリスが事業の主体となって担うということで、これは事務所を役場庁内に置いている訳ですけれども、これは私、ちょっと違和感があるのですが、これはどういった経緯で庁舎内に株式会社オーリスを置くことになったのか。これは事業が続く限りずっとそこに事務所を置くのか、あるいは限定的なものなのか、そこはどうでしょう。

それから、これは総事業費70億円、まず国の交付金が50億ということで、20億ほどは返済しなければならないと思うのですが、この返済計画の試算というのはできているのでしょうか。できていれば、それを資料として提出していただきたいと思います。

それから、この返済の原資となるもの、当然会社の利潤の中からだと思うのですが、例えば出資されている会社には出資配当、あるいはランニングコストももちろんかかりますし、諸々いろいろな経費がかかる中で、返済部分はどう捻出するのか。これはいろいろ支払いが考えられる中で、返済する金額というは優先順位的には何番目位なのでしょう。出資配当を優先するのか、ランニングコストなのか、あるいは返済金なのか、どこを優先的に支払っていくのか。

それから、風力発電に関して、先般のフォーラムの中でも村長が触れていますけれども、

今回採択されたのは規定演技だと、あとは自由演技でしたっけ、そういう言い方で、ある程度自治体の裁量でこの後事業が展開できるということで、これは噂だけが先歩きしているのか、風車が200基、250基建つのではないかという話も出ていますけれども、そういったことは全くないのか。

これは今年の3月に出た村の環境基本計画です。概要版ですけれども、今年から7年間の計画が載っていますけれども、その中の6ページに「自然エネルギーの導入促進」ということで、民間による大規模風力というものが掲載されている訳ですけれども、これは当然、環境審議会の方々とも提案等を受けて作ったと思うのですけれども、これがしっかりできあがる前にその審議委員の皆さんにこれでいいかと、最終的な素案についてしっかりこれでいいのかということ、これは最終的に確認していますか。もしそれが確認されていなくて、これは都合の悪い部分は外して載っているということはないですか。そこをしっかりと回答いただきたいと思います。もしこの最終的なものを審議会に諮らなければ、審議会自体、何のためにやったのかということにもなりかねませんので、その対応はどうだったのか。

以上、質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の再質にお答えします。

まず、オーリスですが、今役場に仮事務所を置かせていただいております。以前、メガソーラーをやる時は村民センターに仮事務所を置かせていただいたり、またはルールをやる時も仮事務所を役場に置かせていただいたりというようなことで、村が出資するような事業においてはそうしたことも過去にもあって、一応今年度いっぱいという期限で、役場を事務所として活用していただいているところです。

続いて、返済計画の試算について、逆に言えば融資の計画ということになりますが、今まさに銀行と協議をしているところでして、融資についても各年度ごとの事業がありまして、それにどういった形で資金を調達するかということで、今まさに具体的にやりとりをしているところです。まだ具体的な計画全体像というのは固まっていない状況ですが、主には今年度事業についてどういう形でやろうかと、でもそれは結局この5年間の事業へもつながることですので、今、金融機関といろいろな具体的なやりとりをしているところであります。

そしてまた、その受けた融資についてどう返済をするか、または出た利益をどう配当するかというようなことの順位ですが、まずは借入れを返済するのが第一で、続いて利益が出た場合それをどう、配当にするのか、それとももっと自己資金を増やしていくのかというようなどころについては、役員内で協議をし、最終的には株主総会に諮って決定とい

うことになるかと思っております。

そして3番目の風力発電についてであります。先程もちょっとお話をさせていただきましたが、今のこの地域脱炭素計画には風力発電自体は載っていませんし、計画には上がっていない状況です。ただ、環境省とのやりとりの中でも、地域内で可能な範囲でより最適な発電であったり、脱炭素化を進めるということはそれはまず良いだろうと、当然その事業費のこともありますし、仮にそうした計画の見通しが立った段階で事業化するには、やはり環境省から事業変更の許可をいただかなければなりませんし、そうしたしっかり段階を踏んだ上でということになります。今現在は、先程もお話させていただいたように、そもそも東北電力の電力線にこれが入るか入らないか、そういったことから調査をしている段階でして、仮に東北電力の電力網に繋げる状況であれば、そうしたらじゃあどれくらいの風車が繋げるのかとか、電力としての規模が明確に見えてきます。ただ、今のこの状況ではどこも電力が入る余裕があまり無いというふうに向って向ってまして、先程250基という話も議員からされましたが、そういったことはあり得ないのかなと思います。まず1基、2基、せいぜいそんな状況で、環境基本計画ですが、村としての、そこで太陽光発電や風力も含めて自然エネルギーを活用するという具体的な風車250基というようなことではなかったかと記憶しております。またその策定にあたっては審議会を設けまして、最終案については、コロナ禍もありましたので、各委員に原案を送り最終確認をしていただいて、その了解のもと成案を作り、さらにパブリックコメントで一定期間村民に見ただけのようにやりまして、それに出た意見等も考慮して最終版とさせていただきました。ですので、その審議会ですっきり諮った上で、なおかつそのまとまったものをパブリックコメントで上げて村民からも意見を伺うというようなことを経て、今成案になっているということです。よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

風力は構想の中にはあるけれども、まだしっかりした計画ではないということではあるのですけれども、まず村はマガン、ヒシクイ、オジロワシ、オオワシ等と天然記念物あるいは絶滅危惧種の越冬地、中継地で、これは日本でも有数の越冬場所です。まだ計画の段階でどうなるか分かりませんが、仮に風車を建てるとなったらそれは渡りの状況にも影響しますし、村自体が持つ大きな価値を損なうことにもなりかねないと思います。ですから風力をやって得るものと失うもの、これをしっかり考えながらやっていただきたいと思います。

風力に関しては、以前村でも様々な調査ですとかそういったものを行った経緯がありま



す。時間と経費をかけて、結局十分な成果が得られないだろうと、費用対効果等々考えるとこれはやらない方がいいだろうということで過去に断念した経緯がある訳ですけれども、今ここでまた再浮上したその大きな理由というのはどういうことでしょうか。

私はこの風力に関しては、メリットがないのかなということ、ここは改めて村としては風力に関しては白紙撤回すべきだと思いますけれども、村の考えはどうでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の再々質にお答えします。

村では多くの野鳥が生息していて、特に冬鳥においては中継地または越冬地として多くの冬鳥が村に来ている状況であります。当然そうしたことも大事にしながら取り組んでいく訳ですが、今私の聞いている範囲でも、まさにシベリアの越冬地が地球温暖化により繁殖が厳しい状況にもなってきているということで、やはりこうした脱炭素の取り組みをみんなでやっていかなければならない状況にもあると伺っております。ただやはり、当然大潟村に野鳥が多く来る状況で、それが風車を建てることその野鳥の大きな障害になるということは避けなければなりませんので、ですから仮に、今東北電力のそうした調査で風車が建てられる状況が見えてきたとすれば、当然建設前に環境影響調査をしっかりと行うこととなりますし、それは野鳥も対象になるということになると思っております。そうしたしっかりした調査を経た上で、もしあまりにも影響が大きいということであれば当然無理に進めることではないと私も思っていますので、ただやはりこの地域、以前検討したときには風況もよく、野鳥への影響もあまりないということで、それで建設の方向でありました。ただ当時は残念ながら土地改良区の土地を利用することで進んでいた訳ですが、当時としては土地改良区の方からの最終的にご理解が得られずに断念した経緯があります。ただ今回については土地改良区さんの方でもご理解をいただいて、調査する分にはいいですよということで、今は話をいただいているところです。ただ、まだ電力調査をしていますが、本格的な環境影響調査まではいっていない段階で、そのように段階をしっかりと踏みながら進めていくということになります。以前の調査では風況もよく採算性は十分見込めるという結論でありましたので、また今改めて調査をし、しっかり検証しながら進めていきたいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

はい。2点目ですけれども、豪雨時の八郎湖から海洋への放出の影響が懸念されるとい

うことで、今年の夏は本当に多くの地域に甚大な被害をもたらした豪雨ですが、まず村は排水機場の稼働によって作物の生育に多少影響はあったものの、さほど大きな被害とはならなかったということで、堤防と排水機場それから防潮水門、これらはまさに大潟村にとっての生命線であります。一方で、村では8月の10日から12日にかけて、ものすごい量の雨が降った訳ですけれども、そういった場合に当然水位調整のため防潮水門を開ける訳です。もちろんこれは村を維持するために一番大事なことですから、これは当然やるべきことではあるのですけれども、ただ現状のままで海洋に放出される濁水は、沿岸部の漁業ですとか住民生活、環境への影響が問題視されつつあるということで、議長、ここで休憩をお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後3時43分)

(午後3時44分)

再開いたします。

**【9番：齊藤知視議員】**

様々な影響、これが問題視されつつある中で、もちろん対応しなければならない訳ですけれども、もちろんひとつの自治体でできるものではありませんし。他の関係する市町等と連携しながら、県や国に早急な対応を求めるよう、これは村の優先課題として私は取り組むべきだと思いますけれども、当局の考えはいかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

7番、齊藤議員の質問にお答えします。

水質対策という観点からのご質問かと思いますが、八郎湖関連の水質に関しては、平時と豪雨時とは分けて考える必要があると思います。豪雨時の濁水に関しては、県にも確認したところ、海への放水が課題になっているというような状況はないようです。通常、河川の水はそのまま海洋に出て行くようになっていきますし、八郎湖の場合、防潮水門や排水機場によって流量調整ができるようになってはいますが、その目的は灌漑用水の確保と防災対策であり、降雨時には河川流域の水害を防ぐことを最優先に水の放出を行うことになります。

八郎湖周辺地域自治体では水害対策といった観点から防潮水門管理の要望を行っているところであります。そういったことから、大雨の際に水質対策も考慮しながら管理を行うというのは難しいと考えております。その上でですが、大雨の時であっても、雨水や濁水をできるだけ出さないように、そういう手法があれば、まず村としてそれを進めていく姿勢は必要だと考えます。

現在、多面的機能支払交付金の事業において、田んぼダムの取り組みを実施しています。田んぼをダムに見立て、降雨時に一時的に雨水をためることで、畑作圃場の冠水を防ぐほか、河川、排水路の急激な増水や濁りがある程度抑える効果があると考えられますので、村としてはこういった取り組みを引き続き推進してまいります。

また、昨今の気候危機とも言われる気候変動は、地球温暖化が原因とされています。温暖化は気象災害の増加のほか、農業や生態系など様々な分野で悪影響が懸念されています。次世代のため脱炭素を最重要課題として取り組んでいくべきというのは、以前、齊藤議員からもご指摘いただいたとおりです。豪雨時の対策と合わせ、気候変動の根本的な対策としても脱炭素をいち早く推進していくことも村の役割として大事な取り組みになると考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

この八郎湖の水質に関しては、村が存在する限り永遠の課題ではあるのですが、もちろん村長の言うように、村、県、国あげて浄化しようということで取り組みはしていますが、なかなか効果というのが見られない。むしろ村の外に対する影響等々、むしろ懸念されるような状況になってきている中で、なんと申しますか、もっともっと、やるんだという姿勢をもっと私は見せるべきだと思います。今この問題に関しては決して先送りすることなく、やはり我々の世代で何とか道筋をつけるべきだと思います。これは次の世代のためにも。村長としてその辺の考えはどうでしょう。ちょっと熱意を聞かせてください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の再質にお答えします。

まず、大雨の時の管理については先程来話をさせていただいたように、災害を未然に防ぐことを最優先にしなければいけないということでご理解をいただきたいと思います。

日常的な八郎湖の水質についてであります。今まさに様々取り組んでいるところです。村としては地域内、大潟村から発生する水質汚濁負荷を削減するというので、農家の皆さんにはできるだけ代掻き時の排水を出さないように、浅水の代掻きをしたり、または無落水田植えをしていただいたり、また無代掻き栽培など、具体的なメニューを提示してお願いをしております。私の認識では徐々にそうした取り組みをする農家が増えてきていると思っておりますし、さらに拡大をしていきたいと思っておりますし、農家の皆さんには引き続き

き協力をお願いしていきます。

また、さらに今、国営土地改良事業で用排水の改修をすることにしていまして、すでに具体的な村のそうした設備について、設備からの汚濁負荷軽減というものが具体的に進むこととなります。まず汚濁負荷の負荷量の多い排水を減らすということでパイプライン化して余剰水を削減することで、3割は排水路に流れるそもそもの水を減らすということになりますし、それぞれの支線排水路から大排水路に行く前に沈砂池を設けてさらにそこでも汚濁をその沈砂池でキャッチするというそういったことも組み合わせることになりますので、その事業が進むことでもさらに負荷軽減につながると思っています。ただ、大潟村を取り巻く、当然雨水や田んぼの排水は周辺からも八郎湖に入る訳でして、村の総面積と同じ面積が周辺にもあります。大潟村内の取り組みはそういう意味では農業由来の負荷としては半分程度になります。全体でいくと4分の1程度ですね、そういうことになっています。ですから大潟村の農業由来の負荷というのは4分の1程度になる訳ですけれども、ただ、でもしっかり取り組んでいくということが大事だと思っていまして、まず村からそういう実際に取り組んでいることを示して、実際にそれを周辺にも広がっていきけるようなことにもつなげればと思いますので、まずは村の中でしっかりやれるべきことを取り組んでいくということで、農家の皆さんはじめ関係者と協力しながらやっていきたい。また今、村の中にも様々な民間の水質を守る運動をしている団体がありまして、そちらの方でも新たな事業を進めることになっています。具体的には炭を活用した水質浄化であったり、シジミを活用した取り組みであったり、そういったことについて村も一緒に協力しながら、その民間の取り組みも合わせて支援し、共に進んでいきたいと思っておりますので、どうか議員においても協力とご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

ありません。これで終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

事前の通告に従い、3点質問をさせていただきます。

1つめ、移住定住・新たな分譲地や村営住宅の状況はということでお伺いしたいと思います。

昨年度から着工し、今年度新たな住宅地の分譲や村営住宅の入居が始まりましたが、そ

れに関連してですが、1点目、新たな分譲地及び村営住宅の現在の販売状況及び入居状況はどのようになっているのでしょうか。

また、2点目として、分譲地、村営住宅それぞれの購入者、入居者に関して、どういった属性の方が入居されているのでしょうか。またそれに関しては村の方で当初想定していた入居者ですとか、入居する部屋、間取り等と相違があったのでしょうかというのが、2点目になります。

次に3点目として、新たな分譲地の購入者として、村内の農業者、農業後継者もいるとお伺いしております。その場合、将来的には住区内の空き地・空き家が増える方向になることも危惧されるのではないかと思います。住まいづくり支援事業では、移住定住や多世代同居のための既存住宅のリフォームや増改築への補助、中古住宅の取得に対する補助も今年度から拡充されましたが、新たに拡充された事業も含めた周知、また今後増える可能性のある空き家・空き地のために、流動性を高める新たな事業の施策などの一層の対策を講じる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

また4点目として、先程申し上げたとおり、村内の空き家・空き地対策も考慮する必要がありますが、新たな分譲地の計画はあるのでしょうか。計画があれば、候補地として具体的にどこか考えている場所などあれば、また具体的な時期などあれば教えていただければと思います。お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

はじめに、分譲地と集合型村営住宅の状況についてお答えします。

中央3番地の新たな分譲地10区画については、5月29日に販売を開始しました。当日は7件の申込みがあり、その後、6月8日までに残り3件の申込みがありました。販売総数に達しましたので、申込みの内容を審査し、6月10日付けですべての申込みに対し分譲することを決定しました。すでに10件全て土地譲渡契約の締結を終え、現在は所有権移転手続きを進めているところです。

また、北1丁目集合型村営住宅の入居状況につきましては、9月1日現在、16戸中15戸が入居済で、残り1戸については引き続き募集を行っているところです。

次に、2つめの属性に関する質問にお答えします。

中央3番地の分譲地については、北1丁目村営住宅に入居されている方が3件、中央3番地定住化促進住宅に入居されている方が4件、村外に居住されている方が3件でした。これについては、当初村で想定していた、老朽化した村営住宅の建替に伴う住み替えのケースと、中央3番地定住化促進住宅に移住された方が、村での住み心地を体感し定住を決めたケース、そして村外からの移住のケースとなっており、すべてのケースにほぼ均等に

申込みがあったので、目的を達成できたものと考えております。

その他の属性については、ご夫婦が2件、子育て世帯が8件であり、うち現在農業に従事されている方は6件でした。

次に、北1丁目集合型村営住宅の入居者15世帯については、老朽化した村営住宅の建替に伴う住み替えが6世帯、住み替えを除いた村内からの転居が2世帯、村外からの入居が7世帯でした。また、単身者は4世帯、ご夫婦が7世帯、子育て世帯が4世帯で、農業に従事されている方が5世帯となっております。

村営住宅建替に伴うアンケートの結果や募集前の問合せの状況から、当初はファミリー向けの3LDKメゾネットタイプへの申込みが多くなると想定しておりましたが、実際に内覧したり家賃を考慮した結果、希望が分散し、抽選等なく、皆さんが希望される間取りの住宅に入居することができたと思います。

今後、北1丁目において、第2期、第3期と集合型村営住宅の建設を予定しておりますが、引き続き住民説明会やアンケートを実施し、希望される間取りや要望等を把握し、また、村外から移住にあたって需要が見込まれる間取り等を精査し検討してまいりたいと考えております。

次に3つめの空き地・空き家対策についての質問にお答えします。

中央3番地の分譲地の購入者には、現在農業に従事されている方が6件おりますが、中には、すでに実家にご兄弟が住んでいる方や、4世代での同居が難しい方など、住まいを探している方もいました。その一方で、黒瀬議員ご指摘のとおり、将来的に住区内の空き地・空き家が増えることも考えられます。そのため、今年度から空き家・空き地も対象とした大潟村住まいづくり支援事業を開始しております。残念ながら空き家・空き地に対する補助実績や問合せは現在のところございませんが、移住世帯や多世代同居のためのリフォームに対する申請および問合せは6件ほど寄せられているところです。

今後、大潟村住まいづくり支援事業を村内のみならず村外にも発信していくとともに、空き地や空き家を所有している方々にも個別に周知してまいりたいと考えております。また、引き続き、空き家バンクの周知と登録の呼びかけを行ってまいります。さらに、空き家対策の新たな取り組みとして、県と連携し、所有者を対象とした空き家相談会を開催し、所有者の意向の把握も含め、専門的知見に基づく助言等を行うことで、空き家の活用や処分等の促進を図ってまいりたいと考えております。

最後の新たな分譲地についての質問にお答えします。

今後の住宅政策については、空き家対策を講じながらも、民地が少ないという村の事情を考慮し、平行して新たな宅地分譲の検討も進めていく考えです。なお候補地については検討段階でありますので、新たな候補地案がまとまりましたら説明したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。

分譲地の方も全て完売し、完売したのがいいのかと言われると、また新たな方が今後入りたいというその都度の需要に応えられないということもあるのですけれども、まあ良かったなというところで、今子ども会の活動もしたりしているのですけれども、やはりそういったところでいろいろな活動に参加してくれる子ども達や申し込みなんかを見ていると、非常に中央3番地というのが子どもの割合、特に小さい子が子ども会の活動に参加するのが多いもので、すごい見えてやはりそういった移住・定住、新たな住宅があることによって子どもが、大潟村はだんだん減ってはきているのですけれども、いてくれるのだなあ実感しますので、ぜひ続けていただければと思います。

それでですね、まず集合型村営住宅に関して、あと中央3番地の定住化促進住宅も含めてなのですけれども、今現状、募集がかかっているのを見ていると、非常に3LDKなど2人以上というような条件のところが多いのかなと思っていて、結構最近、農家も規模が拡大したり、あと高収益作物などの取り組みを始めている中で雇用というのもうまわてきている中でですね、単身の方向けの需要というのも増えているのではないかなと非常に感じていて、そういったところで今後、先程の話で今後建てるものに関してまた需要を、アンケートを取りながら等という話はありませんけれども、そういったところをどの程度検討されているのかというのをひとつ伺いたいと思います。

もう1点、空き家対策として、県と共に空き家の相談会等を開催しながら今の持ち主に売却というか、それをどう有効活用してもらおうかというのを、方向性を出していくという話もありましたけれども、今回、住まいづくり支援事業でリフォームや増改築へのところで補助事業が始まって非常にいいなと思っているのですけれども、以前も一般質問で出たかと思うのですけれども、持っている方が自分で使わないのであればうまく手放してくれるようなという形でいくと、例えばリフォーム、増改築ではなくて、例えば売る前に更地にするですとか、そういったところに何らか、全額ではなくても支援をするとか、例えばその大潟村の土地、非常に面積的に広いと思うので、例えばそこを分筆して売れるような形に何か工夫するとか、そういったところでうまく有効活用に向けて売ろうという気になってくれるような形の取り組みなんかも一緒に合わせてやっていただければいいなというふうに思うのですけれども、そこ辺り、前はニーズを捉えながら検討するというお話だったと思うのですけれども、なかなか空き家バンクの登録もないという中で、そういったものを試験的にでも試していきながらやっていってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、今村の農家も法人化したりとか、規模が大きくなっている方も増えて、農家で雇用者として働く方もだんだん増えてきているということで、単身の需要が増えているのではないかというご意見で、まさにそういった面がありまして、どちらかというところ2LDKの方に希望が多かったように感じております。また、そうしたこともあって村で行っている単身者向けの特公賃住宅はすでに満室となりました、空き家があったのが。そういった状況がありますので、第2期目の建築にあたってはどういった間取りを増やすかというようなことも少し考えて、アンケート等見ながら対応していきたいと思っています。

そして、リフォーム、増改築ですが、他世代同居型において、今6件ほどの問い合わせがあり、実際2件は活用していただいたと伺っております。そういう意味では非常に村で同居しながら子育て等、活用していただいて、非常に良いなと思っています。ただ、議員のおっしゃるとおりに、新たに空き家を購入したり、または購入してそれを増改築したりというような案件は今のところありません。そういった中で、議員提案の更地にしたり、または分筆したりと、要は所有者に補助する考えですが、言い方はあれですが、所有者というのは出て行かれた方であって、そういう方に補助して、どちらかというところ今の村の考えとしては、村に新たに住んだり長く住む人に補助をして、結局はそこで村税として村にも収入が入るので、そういったことを優先する考えであります。議員の提案もある訳ですが、少しどういった影響が出たりどういうことになっていくのかということも含め、少し精査、検討させていただきながらということをお願いしたいと思います。ただ、最初に話をしたように、村の新たな事業の周知が必ずしも行き渡っていない点があるかと思っていますし、今後は村外に向けてもこうした事業があることを周知していきたいと思っていますので、まずは今ある事業をさらに周知した上で、それでもなかなか進まないということであれば次の方法ということで考えていければなと思いますので、どうかよろしく願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。

出て行く方に補助というのは確かなかなかやりにくい部分は、もう村内にいない方というのはあるのですけれども、それをやることによって村内に入ってくる方が増えてくれ



るところを期待したいと思いますので、まずは今年新たな住まいづくり支援事業が拡充されていますのでそちらを行いながら、また状況を見てそういったところで、先程も村外に向けても案内をしていくという中でそういったところのニーズ等も把握しながら、もしくはそういったものがないとなかなか動きそうにないというものもあれば、ぜひ積極的に、それは村内にいない方ではなくてこれから入ってくる人のために、その人にとという形でやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

回答は求めないので、次に行かせていただきます。

続いて、2つめの質問に移らせていただきます。

交流宿泊等誘致事業の対象拡大の理由について質問させていただきます。

以前から行っている大潟村交流宿泊等誘致事業に関して、今年7月からは、これまでの5名以上でのスポーツ・文化、勉強合宿に加えて、1名からの行政視察又は村内企業視察も対象となりました。それに関してですが、本事業の趣旨としては、村内宿泊施設への団体合宿などの誘致による滞在型観光の推進と個人的には理解しております。今回新たに追加した1名以上の視察・研修を対象にした場合でも、本事業の有無を理由に視察先として大潟村が選ばれる可能性は低く、宿泊者の拡大、増加はあまり望めず、本来の事業の主旨として相応しくないのではないのでしょうか。改めて本事業の目的と、今回要綱を変更し対象を拡大した理由は何でしょうか。

2点目として、村内企業視察の場合、視察なのか一般的な営業活動などが目的なのかが、村や第三者が客観的に判断するのが難しいと思いますが、その点をどのように区分して補助対象かを判断しているのでしょうか。

3点目として、現状、村内にあるホテルのホームページに本事業の案内はされていません。交流人口の拡大や宿泊客の誘致を行うのであれば、補助事業の対象や内容を安易に拡大するのではなく、スポーツ・文化活動、勉強合宿といった従来 of 枠組みの中で団体客の誘致に向けて事業者と共に補助事業の告知を行ったり、事業者による営業活動などをまずは進めるべきではないのでしょうか。

以上、3点質問させていただきます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

大潟村交流宿泊等誘致事業については、スポーツ文化合宿及び農業体験・視察等を誘致し、交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的に平成26年より実施しております。この間、学生などのスポーツ文化合宿をはじめ、多くの方に利用され、その目的を達成してきたところであります。黒瀬議員がおっしゃるとおり、今回、新たに滞在型観光の推進を図る観点から、1名以上の視察研修も対象といたしました。事業拡大の経緯とし

ては、以前より視察研修などで村を訪れた方が秋田市や男鹿市など村外に宿泊していることを村では把握しており、せっかく村に来ていただいた方に、村で宿泊し、村での滞在時間を伸ばしてもらいたいと考え、また最近そうした村への視察者が増えてきている状況もあり、コロナも考慮して実施したものであります。

また、企業視察が営利目的か否かについては、黒瀬議員がおっしゃるとおり、村で客観的に判断することは容易ではありませんが、視察や研修を受入れた企業などから証明してもらうことで、確認することとしております。

なお、事業の周知につきましては、村民並びに村内企業に対しては広報及びホームページで実施しておりますし、サンルーラル大潟においてはチラシやポスターの設置のほか、旅行会社へ情報を提供していると聞いております。ホームページの掲載については、コロナ禍ということもあり、収益性の高い商品の周知に特化するという方針により、現在は掲載していないとのことでした。サンルーラル大潟の営業方針については、自主性を尊重しておりますが、この事業の推進には宿泊施設と協働で行う必要がありますので、地域全体で事業の推進が図られるよう一層連携して取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。

まず経緯は理解しました。ただ、やっぱりちょっと1名以上でというのはあまりにも、何でもありになってくるのではないかなというふうに思っていて、まずその中でも2点目の、村内事業視察の場合にというところで、企業視察の部分についてなのですが、今回の補助金の交付要綱の中にですね、対象となる合宿で、主に営利を目的としないことという条件が入っているのですね。これは企業が企業に対して視察した場合に、そこで営業活動をするか否かにかかわらず、それはやはり視察をする以上はそこは企業活動なので営利を目的としている、直接的にそこで何かを得なくてもですね、契約をしなくても、営業活動をしなくても、営利を目的としているのではないかと思うのですが、そこ辺りがこの方向として「営利を目的としない」というのが何を意図しているのか、ここ辺りが明確ではないのじゃないかなと思います。その点をどうお考えなのか教えていただきたいのが1点と、仮に視察研修をされていて、大潟村に視察に来られて大潟村で宿泊されない方に滞在していただくという意味合いでは、確かにそれは意味としてあるのかもしれないのですが、であれば今までも5名以上としていたので、例えば団体での視察に限るとか、逆に言うとスポーツ・文化、勉強合宿に関しても人数をもうちょっと減ら

すとか、そこ辺り考えられるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

もう1点、最後にホテルの方のお話で、ホテルの独自の判断で収益性の高いものを用いることですが、この事業に関していうと、1点は大潟村の観光客の誘致ですとかというのはあると思うのですけれども、実質的には宿泊費の補助という形になっていると思うのですね。そこでこの事業を使わないで他の収益性の高い事業を優先させると言っているのであれば、これは実質的にホテルに対しての宿泊費の補助というのが果たして事業として必要なかどうかという話になって、これを積極的に使う気がないと一番大きな宿泊事業者であるホテルがそう言っているのであれば、この事業をやる必要はないのではないかと思うのですけれども、その3点を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず企業視察について、営利目的か否かという部分ですが、視察者が例えば自治体であったり、大学研究機関であったり、いろいろある訳で、そういった場合は調査・研究であったり、直接営利目的ということにはならない訳でして、ただ企業の方が企業を訪問する場合、議員がおっしゃるような懸念が当然出てまいります。そういった場合もあるので、企業側からこれはちゃんとした視察だというような証明をしていただくということで運用していきたいと思っております。議員がおっしゃるとおり、今スポーツ合宿については5名以上という枠でやっていますが、実際コロナということもあって大人数での視察だったり移動が少し制限されてきたようなこともあって、今現在は5人以上ということにしていますが、今回1人ということも枠をひとつ設けた訳ですが、今年度運用しながらその状況を見て5人のところをもしかしたら3人に減らした方がもっと活用される場合があるということではそういったことや、1人というのはやはり、議員おっしゃるとおりあまりにも、逆に言えば分かりづらかったりする場合等もあろうかと思っておりますので、まずはこれで運用しながら状況を把握していきたいと思っておりますので、またそういった状況を今後反映もさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

そして観光の実際の補助ですが、ここで言っているのは県の宿泊パックとかいろいろ今もっと有利なものが多いというようなことも事情がありまして、ただ団体で活用する場合には村の方は非常に有利な訳で、団体で皆さん使っていただいております。ただ1人で来た場合は何を使うというのは、今の県民割りであれば、県民であればそちらが有利だったりというようなこともあってということの表現なのですが、議員がおっしゃるとおり、必要がないのであればやめた方がいいというのは当然そういうことになりますので、決してそうではなく、お互いにちゃんと周知を図りながら連携して取り組んでいきたいと考えておりますので、どうかご理解をよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

回答ありがとうございました。

今回、この1人に変えるという、対象を拡大するというのにあたり、交付要綱も全部改正なのですが、変えたのかなと思いますけれども、以前を見ると、目的としてこの要綱は本村におけるスポーツ・文化合宿及び農業体験、視察等を誘致し、交流人口の拡大を地域の活性化に資することを目的とするというのが書いてありまして、果たして1人で研修に来て、研修に来ていただくのはいいのですが、それがこれをやることによってホテルに宿泊していただくということが、大潟村の、果たして地域の活性化、交流人口の拡大に資するのかというのがちょっと疑問があるのですね。それも含めて補助金交付要綱も変えているのかもしれないのですが、以前はそういうふうになっていたのですね。何が言いたいかといいますと、この宿泊等誘致事業補助金というのが今年度の予算で議会でも審議して可決しているとは思いますが、その後人数を1人に変えるのですとか、視察の対象に1人から含むとかというのは、若干本来の主旨とそれる部分があるのではないかなという部分もあると思うのですね。であればそこはもう事業を全く別のものとして新たな予算を組んで、きちんと新たな事業としてやるというのが筋ではないかというふうに思っています、ここ辺り、この事業だけに限らないのですけれども、ぜひここ辺り、今後新たな事業を年度の途中で改訂するとかいう時にですね、そこ辺り、その中で要項を変えるというよりは本来の目的が何なのか、それに資するものでその内容を変えているのかというところをもう一度精査していただいて、ただただ何とか、その予算を何とか消化しましょうみたいな言い方は良くないかもしれませんが、使うためにというのではなくて、予算がきちんと消化できるようにというのではなくてですね、その目的に達するような形でどう事業を活用していただくか、そのためにどのような内容に変えていくかというのであればいいと思うのですが、そこ辺りもう一度考えて、今後この事業だけに限らず途中で要綱等を変えるのであれば考えていただきたいと思うのですが、その点最後にどうお考えか教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

先程も最初に話をしたように、最近、村に視察に来る行政関係者や研究機関だったり、または企業だったり、増えているというのが現状にありまして、今まではそういった方々

は対象外になっていた訳で、実際に村に宿泊する人が少ないと感じていました。最近そういうのが増えてきたので、特に、やっぱりぜひそういった方々も村で宿泊していただけるようにということで、今回これを提案させていただいた訳ですが、その折にコロナということも考慮すると5名以上というのが実際どうなのかということもあって、1名にしたのがじゃあ良いか悪いかというのがあるのですが、まず1人からでもというようなことで上げさせていただきましたが、趣旨としては今までに合致すると考えておりますので、その運用にあたっては議員おっしゃるようなご懸念も当然あるかと思えます。今年度、両方を人数の違いがある中で運用しながら、次年度においてはそうした今年度の状況を見て、また適正な形でしっかりやっていければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。ですので、大きく逸脱するものではないということでご理解をいただければと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問へ移ってください。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

はい。続いて最後の質問に移らせていただきます。

村民への脱炭素先行地域事業の丁寧な説明をということで、すでに前に質問が何件か出ておりますので重複する部分もあるかと思いますが、事前に通告はさせていただいているので、まずはその内容だと思います。たくさん説明が出ているということは、それだけ村民の方、議員含め関心が高く、逆に言うと気になる部分も多いのかと思っておりますのでそのまま質問させていただきます。

議会でも以前から脱炭素先行地域事業の村民への説明を求める意見が出ている中、7月29日に脱炭素推進フォーラムが開催されましたが、村外の行政、金融機関の関係者が多く、村民の参加は少なかったように感じられました。実際にフォーラムの発表者自身も、「村民向けの説明会だと思っていましたが」と言われた方もいたようにですね、内容また参加者を見てもなかなか村民向けの説明会とは言いがたいものであったのではないかなと思います。また、改めて今回フォーラムの告知に関しても、大きな事業である割には直前での説明になったかと思えますし、フォーラムのタイトルも、「脱炭素推進フォーラム自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦！ 脱炭素先行地域の取組キックオフ！！」というタイトルでですね、事業の内容を村民に対して説明しますという主旨がどこにも盛り込まれていないように感じました。

最近、新しい事業会社ですとか、横浜市との協定など、脱炭素先行地域に関連した話題が新聞やテレビで取り上げられる機会も増えてですね、大潟村の取り組みが前面に出ることは望ましいことだと思っておりますが、そのようなニュースが出るたびに村民の方から、

村は何をやるのかと、村や村民に取って将来的な負担はないのかという点を聞かれる機会も多く感じて、増えてきているように感じています。そういった意味でも前回のフォーラムではそのような点に対しての言及はなかったように感じますし、何より、先程申し上げたとおり、フォーラムということで、村民向け説明会という形で村民の方が理解されて参加するという形ではなかったのではないかなと思います。

そこで質問させていただきますけれども、1点目として、フォーラムの案内の告知・送付先は村内以外にどこにおこなっていたのか。また実際の参加者の人数や所属及び参加者のうち村民の人数はどれぐらいか。また、フォーラムを計画した時点での参加者人数及び村民の割合をどのように見込んでいたのか。その点について教えてください。

次に2点目として、7月29日に開催されたフォーラムは、村としては脱炭素先行地域の村民向け説明会を兼ねていた、もしくは村民向け説明会だったという認識なのでしょうか。そのような考えで開催していた場合、フォーラムの内容や村民の参加人数、村民の反応などを勘案し、十分に事業への村民の理解を得られた説明会であったと考えているのでしょうか。またこの点、さっきから答えも出ていると思いますけれども、今後改めて村民向けに説明会などを開催する予定があるのでしょうか。

また3点目として、今回村民の方から、後々いろいろ質問されたりしたことで改めてフォーラムの内容を確認しようと思ったところですね、フォーラムの内容をYouTubeに掲載されていたように思ったのですが、こちらはすでに動画が削除されていたように思います。これは村民の理解を得るためには継続して動画は公開して良かったのではないかなと思うのですが、公開期間はいつまでを想定していたのか。また何故これを期間を定めて公開したのかと思います。その点、削除した理由なども含めて、以上3点教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず、情報提供や説明会についてですが、先般の脱炭素推進フォーラムにおいて、講師を含め、脱炭素の取り組みがなぜ必要なのかということと、株式会社オーリスによる脱炭素先行地域事業の進め方について、直接ご説明させていただいたと考えております。

そのうえで、具体的な内容については、今後各事業を実施する過程で、説明の機会を設けることも必要であると考えております。

1つめのフォーラム案内の告知・送付先、参加者人数と村民割合についてですが、案内については、チラシを作成し村内全戸配布と、これまで来庁や連絡をいただいた民間企業や県と県内市町村へメール等で案内した他、報道各社への取材依頼も併せて行ったところですが、当日は村民、来賓、報道関係者等を含む約110人のご参加をいただき、うち住民と

村内企業従事者が約40人となっております。事前想定としては、会場の収容人数についてコロナ禍を考慮し、村民も含め約100人程度を想定していたところです。

2つめの今後改めて説明会を開催する予定があるのかについてですが、先程申し上げたとおり、今後各事業を実施する過程で、必要に応じて説明会を設けてまいりますので、よろしく願いいたします。

3つめの講演動画についてですが、記録用に撮影したものを講師等の承諾を得なかった中で公開してしまったものであり、是正したところです。結果として8月2日から10日の掲載となっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

村民向けの説明会だったという話なのですが、ここにチラシもあるので、一切その事業について説明します、みたいなことはひとつも書いていないのです。この中で村民の方が、これが事業の説明なのだと思って果たして来るのかなと疑問があるので、そういった意味で改めてやっぱり事業説明をするべきなんじゃないかなと個人的には思います。その中で、先程からその事業を実施する際に説明を行いますということなのですが、やはり今マスコミ等にも取り上げていただいて新たな事業会社が立ち上がったという段階で、事業会社としてこれから大潟村で何をやっていくのか、村ではなくてですね、事業会社としてこれからこの村で何をやっていくかという説明をしっかりとすべきじゃないかと思うのですが、その点どうお考えなのかというのをひとつ教えていただきたいと思います。この先、ソーラーですとか、蓄電池ですとか、村民の方の理解、協力を得て進めていくので、その都度、そのタイミングというものはあるのでしょうか、やっぱり全体としてこれからその会社が立ち上がって村も出資していますというお話の中で、そういう形で事前に全体像をもう1回説明する場があってもいいんじゃないかなと思うのですが、その点、村主催ではなく、事業会社主催としてぜひやるように、ここで言うのであれば、やるように事業会社に言うべきという話なのかもしれないのですが、という形で考えるべきではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

あともう1点、YouTubeの動画に関して、是正した結果、削除されたということですが、先程から言うとおりに、フォーラムを説明会だとして認識されていなかった村民の方もいらっしゃると思いますので、これを再度、許可を取った上でもう1回公開するという形にはできないのでしょうか。

その2点、まず教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、フォーラムについても先程述べたように、村民に対して事業の内容のみを説明するというのではなくて、なぜ脱炭素に取り組む必要があるのかというそうした共通認識を持ってもらうことも非常に大事だと、第1回目のフォーラムでありましたので、私は考えて、そういったことから諸富教授にも講演を依頼したところでもあります。ただ諸富教授の講演も地域の活性化であったり、大潟村の事業に期待するというようなことも、演題としても盛り込んで、内容としても盛り込んでいただきました。ですので、村の事業についても触れていただけたということでは大変ありがたく思っております。

そしてもう1つ大事な視点としては、オーリスの常務である飯田さんの方から事業の説明をしていただいたということで、私の認識としては、オーリスとしてこういう事業を進めるというような説明になったと思っております。ですので第1回目としては、なぜ脱炭素が必要なのかという大きなこれからの必要性を村民に理解していただくということ、もう1つは、立ち上がった新たな事業会社としてどういったことを進めるかというような視点からの説明になったと理解しております。ただ、議員おっしゃるとおり、村民が40人くらいの参加で、村民みんなに理解されたとは私も現段階で思っておりませんので、今後また事業会社オーリスとして事業を進めるにあたっては説明を繰り返していくということになると思いますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

また、動画の公開についてですが、結果として承諾を得ずに公開になってしまったところでもあります。そして結果として10日間はまず動画配信になった訳でありまして、10日間公開したことでまず十分ではないかなと思っております。

以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

10日間で十分だという話なのですけれども、10日間で十分であれば私も村民の方から何でやるんだとかですね、大丈夫なのかみたいなことを聞かれないと思うので、多分十分ではないと思うのですね。何で十分ではないかという、このフォーラムのチラシに今回行うことに対しての、なぜ大潟村でやらなければいけないか、村の事業は何かという話を説明しますということが具体的に書かれていないのですね。そうなるくとやっぱり皆さん参加されなかったと思っておりますので、改めてやはりそこは今後丁寧な説明をしていかなければいけないので、それはすると言っているのです、していただければと思っておりますし、もう



一度お願いするのですけれども、動画に関しては許可を取ってでも、基本的にずっと載せておいて問題があると思わないので載せていただければと思うのですが、その点いかがかなという点が1点、その点を最後に教えていただければ、考えていただければと思います。どうか、どうお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まずチラシの書き方で伝わりにくかった点があったかと思いますが、村としては今回のフォーラム、先程言ったように、なぜ必要なのかということと、村の進める事業について説明する機会というつもりでチラシを作らせていただきました。ですので、そういったところでもあります。

また動画配信については、事前に講師の承諾を得ていない中での動画配信でありますし、また事前に配信するというのであれば、おそらく資料の内容等についても様々あるかと思えます。現段階では講師からさらに承諾をいただいて公開ということは今考えておりませんので、どうか事前に承諾を得なかったということでもありますので、その上での講演になっておりますので、どうかご理解をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

**【6番：黒瀬友基議員】**

理解はしませんけど、終わりたいと思えます。

**【議長：丹野敏彦】**

本日の会議時間は議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。

延長時間は、1時間といたします。

次に、8番、戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

8番、戸部誉です。

私からは昨今の農業生産費が非常に高騰しているという点で、特に肥料に関してのことについてお聞きしたいと思います。

世界情勢の激変化に伴いエネルギーをはじめとした海外からの輸入原材料の価格が高騰を続けております。生活用品、食料品含め、非常に値上がりしていますけれども、農業資材もこれに伴って、すでに尿素関連の肥料というのが値上げされまして、今後農薬等も高騰するのではないかというふうに言われております。コロナ禍による米価の低迷が続く中で、生産経費の拡大により村税収にも大きく影響を与えるのではないかと考えております。

また、当村の農業というのは大規模営農の効率化によってコスト削減を可能としてきた訳ですけれども、今回の米価下落に対応してきたのだけれども、今以上にこのコストが増

加していくとなれば、やはり今後、なかなか立ち行かない農家も出てくるのではないかと  
いうことも懸念がされます。

こうした状況下においてですね、今年の8月ですか、国において新たに「肥料価格高騰  
対策事業」というものが立ち上がりまして、コスト上昇分の一部を支援するという動きが  
今出ております。この事業についてお聞きいたします。

本事業というのはですね、令和4年6月、今年の6月から来年の5月までの肥料が対象  
ということでありまして、注文書の提示と、もう1点、化学肥料の低減に向けた計画書と  
いうのを提出するという内容となっているということです。この計画書の中にですね、計  
画書そのものは環境保全型農業等のチェックリストみたいな感じになっていますけれども、  
この中で地域特認の技術という部分があります。大潟村においての地域特認という部分、  
これは各地域が自由に選べる、自由に書けるという部分なのだけれども、ここに対しては  
村としてはどういったものを考えているのかという点をまず1点。

次にですね、この事業そのものは前年度からの増加した分の7割分が交付されると、細  
かな計算式があって私もどれくらいになるのかということは全然よく分からないのだけれ  
ども、いずれ村としてこの支援対策に関して同調した形で、例えば国からの7割村からの  
1割、全体で8割とかという考え方というのがあるのかどうかという点をお聞きします、  
2つめです。

今回の申請においてですけれども、1つ、一番分からないのが、農業者5名以上のグル  
ープが申請するというふうにいわれています。このグループ化というのはどのように進め  
ていく考えなのかという点をお聞きします。

4つめですけれども、昨今、麦・大豆というものに徐々に生産者も増えてまいりました。  
こうした、村50年経ちますけれども、昔からある麦・大豆を基本とした田畑輪換の体系と  
いうのが化学肥料削減に非常に大きな効果があると思っております。水質の改善、また地  
力の維持の観点からも再度村としてこの田畑輪換、2年3作ですね、この体系というもの  
を推奨していくという考えはいかがなものかと思っておりますので、その点の考え方を  
お聞かせください。

最後に5つめですけれども、この事業とはまた別にですね、農水の方から「肥料コスト  
低減体系緊急転換事業」というものが予算化されました。地域のコスト低減に向けた検討  
会、また技術研修といったものがこの事業の概要となりますけれども、村として国への公  
募という考えがあるのか。

以上5点、よろしく申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

8番、戸部議員の、農業生産費の高騰についての質問にお答えします。

はじめに地域特認技術についてですが、肥料価格高騰対策事業の取組要件として、土壌診断による施肥設計、生育診断による施肥設計等、地域特認技術を含む15項目から2つ以上の項目に取り組むこととなっております。地域特認技術は事業実施主体である都道府県協議会が定めることとなっております、具体的な内容については今後検討するとのことであります。村としては、村内で多く取り組まれている田畑輪換を特認技術として取り入れてもらえるよう、働きかけてまいります。

2つめの同調支援についてですが、肥料費の掛かり増しコスト内、7割が支援されますので、村での嵩上げというものは現在考えておりません。

3つめの取組主体の要件である5名以上のグループ化についてですが、本事業において、取組主体は肥料の販売業者、その他5人以上の農業者グループとなりますので、村内においてはJ A大潟村がまず1つの大きなグループになると想定しております。購入者が5名に満たない店舗での肥料購入者、取組主体として申請をしない店舗での肥料購入者は、独自に5人以上のグループを形成し、取組主体として申請することになります。

村再生協議会は、県協議会から申請書の確認、審査、事業周知等の事務を委託されます。広報や農家への文書配布を通じ、申請の手順等について周知してまいります。

4つめの田畑輪換体系についてですが、水質の改善や地力維持に麦・大豆等による田畑輪換は有効であり、水田活用直接支払交付金をはじめ、村単独補助等で推進しているところですが、今後、麦・大豆に限らず、タマネギやカボチャといった高収益作物への転換も進めながら、水質の改善・地力向上だけでなく、大規模水田農業の収益性改善としても引き続き推進してまいります。

5つめの肥料コスト低減体系緊急転換事業についてですが、本事業は肥料価格高騰対策事業のうちの別メニューで、事業実施主体の県協議会から取組主体の肥料販売業者等へ交付されます。検討会や技術研修の開催要望がある場合には、肥料販売業者等が主体での開催となりますので、J A大潟村等へ本事業メニューについても情報提供、周知を図ってまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

まず特認として田畑輪換体系ということをご希望ということですが、先程の菅原議員とは真逆の話になるかもしれませんが、あちらはあちら、こちらはこちらぜひ進めていただきたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後4時55分)

(午後4時56分)

再開いたします。

**【8番：戸部 誉議員】**

先程の答えの中では、村の同調の支援というのは考えていないということではありますけれども、男鹿市が今度9月定例議会の方に肥料対策ということで補正予算を上げて、現在審議していると思いますけれども、上げております。他の県の中でも何件か、県として、特に畜産関係の飼料が非常に高騰しているということで畜産関係が多いのですけれども、やはり大潟村は農業の村でありますし、特に化学肥料というものがなければなかなか現在の農業の体系というのは維持できない訳なので、この部分には村も何かしらのアクションを起こしたというところは、やっぱり私は見せるべきかなとは思っています。これを補正でやれという話ではなくて、来年度の当初予算の中で打ち出すものだと思いますし、いずれこの高騰対策の事業というのは10年も20年もやるものでもないと思うのですね。例えばある程度安定したら、1、2年で終わるのではないかなというふうに思います。その間でもいいので、村としての姿勢というのをやはり、私は予算を持ってもいいのではないかなというふうに思いますけれども、ぜひその来年度予算の作成にあたってはこの部分というのは検討していただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の再質にお答えします。

先程も申し上げましたとおり、この国の事業自体が肥料価格の上がった分の7割を支援するということになっております。ですので、現段階では村としての支援については必要ではないのかなと考えております。

ただ村としては、そのメニューにあたっては村農家取り組みやすいメニューになるように取り組んでいきますし、その実施にあたってもしっかりサポートして、できるだけ多くの農家がこの事業に参加できるようにということで、農協等とも連携しながら進めていきたいと思っております。

ただ、来年度の予算にあたっては、今後の事業の動向等も踏まえながら検討してまいりますので、今段階ではそういうことだということでご理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

今段階という話だったのであれですけども、大潟村はですね、やっぱり農協さんで毎年間で予約している方が約9割ほどいるらしいですね。残りの方というのは意識高い農家さん達はいろいろな、ものによっては他から購入するという方もいると、でも9割の方というのが年間契約を結ぶ訳ですよ、春に。なので私は数字的にはすぐに出ると思うし、その部分は当初予算で概算で出すのも難しいのかもしれないけれども、ある程度大潟村というのは決まったJA大潟さんから買うというのがほとんどですので、そういった面では補助の計算というのもしやすいのかなと思いますし、ぜひともその部分というのは当初予算の作成にあたっては考えていただきたいということはもう一度お願いします。

もう1点、先程肥料コストの低減体系の緊急転換事業ということが、村でなくてこれは県協議会からJA大潟という形が主体となるということでありました。先程の高騰対策は1、2年で終わるという話、私はそう思いますけれども、この転換に関して言えば、これは多分将来的にもう肥料が入ってこないのだと、ゼロですよと、その時でもちゃんと大潟村は独自で化学肥料の削減を行って、そういったものの体系を作ってくださいという内容のように、この主旨から見ればそういうふうに言っております。この主旨でみればですね。ということはやはり大潟村として持続可能な農業というものを、やっぱり農協さんが主体となって確立していかなければいけないと思うのですね。村は確かに独自の、地域で作られた肥料等のございます。そして田畑輪換という体系もございます。様々にまだ持続可能な農業体系というのは、もっともっと検討すれば、まだまだ出てくるのかなと思いますので、この点に関してはやっぱり私は、窓口はJAだとしても、村もここには入っていきながら、しっかりと将来的にも農業で生きる大潟村という体系を示すべきだと思います。その点に関して、村の今後の姿勢というか、ぜひ農協さんとの関わりというか、その点についてお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の再々質にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、持続可能な村農業というのは最大の重要な課題であります。そうした中で、今主には輸入する化学肥料が高騰して厳しい状況にあるということで、政府が価格高騰に対する事業を行う訳であります。そうした中で、地域として今後どのように取り組んでいくかということで1つのメニューも示されている訳でして、ぜひ一緒に活用しながら今後のあり方を検討していくというのは非常に大事なことだと私も考えます。特に技術的なところでは、村では、議員がおっしゃるような田畑輪換や、すでに一部農家は緑肥を活用して肥料を使わない大豆栽培であったり、そういったものもありますし、そういった技術的なものも再度いろいろ見直したりしながらより良い形というもの、また今

村内には有機肥料を実際に作っている事業者がカントリーと株式会社ゆうきさん、2社ありますので、それがさらに生産を拡大してより多くの農家が活用できるようになればさらに村内の循環が進みますし、また今村が取り組む脱炭素事業でも、もみ殻の燃焼した後、肥料化ということも1つの手法として考えておりますので、例えばそうした有機肥料にくん炭を混ぜてケイ酸が多くある有機肥料を作って、それをまた農地に還元したりとか、様々な工夫ができる余地はあるのではないかなと自分も感じておりますので、ぜひ農協はじめそうした肥料を实际作っている事業者やまたは実際に先進的な取り組みをしている農家等とも連携しながら、村の将来的な持続可能な農業構築のためにも、そうした検討の場は一緒につくっていただければとも今改めて思ったところです。ぜひこうした機会をひとつの、良い意味で、良い機会に捉えて取り組んでいただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【8番：戸部 誉議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後5時07分)

# 令和4年第4回（9月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和4年9月9日（金）午前10時00分～午後0時02分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

## 4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄

計 1名

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第58号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案  
議案第59号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案  
議案第60号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案  
議案第61号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案  
議案第62号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
報告第9号 工事請負変更契約専決処分報告  
報告第10号 令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告

認定第1号 令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について

令和3年度大潟村歳入歳出決算特別委員会の設置について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1、議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第9、認定第1号「令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第10、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

1点、質問いたします。

4ページと、その後の防災訓練にも関係するのですが、今回の降水量、72時間降水量で観測史上1位となる208mmということでした。以前に私が一般質問したように、私が経験した羽越水害の時は、1日だけで400mmから700mm、場所によって違ったのですが、超えたところがありまして、今回テレビ放映された被害に遭った小岩内地区というのは、私の出身の隣の集落でして、42年の羽越水害での経験が活かされて、甚大な被害ではありましたが人的被害が幸いにもなかったということでした。この時にもお話したのですが、どのくらいの雨でどのくらいの災害が起きるのかというのは、今回の大潟村に降った雨でも道路があちこち冠水したというところまではいったと思うのですが、やっぱりこの208mm、72時間で208mmで、集中的に8月10日の11時台で59mmという雨が降ったということでそういうことになったのかとは思いますが、これ以上に降り続いた場合、もうどうなるのかということが大変心配でして、一番心配するのは道路に冠水した時に、冠水の水位が上がって行って車が通れなくなった時に、ひだまり苑とかこども園とか、例えば村営住宅とか、2階がない建物の場合、避難を早めにしないと避難できないで孤立してしまうことになるのではないかと心配になる訳です。防災訓練がいつも地震を想定した防災訓練になっていますので、一度、道路が冠水して車が走れなくなった時にどうしたらいいのかというような防災訓練が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。



**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

三村議員のご質問にお答えいたします。

まず今回、72時間で208mmということですがけれども、道路の冠水が起きたのは1時間に59mmという雨が降った時でございます。村の場合は山を抱えている訳ではなくて、流入河川というのがありませんので、雨が降った以上に増水するというのはまず考えられないです。ですので、降った分がはけていくということ、そのスピードがどれくらいかというのを考えた場合に、72時間、均等に降った場合はそれなりにはけていくと。1時間に59mmというのはやはりかなり多いですので、こういった場合に増水するということが考えられます。ただ、それがまた何時間も続いて何十センチも水位が上がるということはなかなか考えにくいということは言えるかと思えます。ただ、可能性ということでは無いと言えるかもしれませんが、被害想定でいくとある程度の基準を設けて検討していくこととなりますので、その辺も踏まえて考えてみたいと思えます。

防災訓練も含めて、そういった想定になるかどうかということも含めて、雨を想定したものも含めて検討したいと思えます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

防災訓練も含めて検討していただくということだったと思いますが、想定外、想定外と言われますけれど、本当にこういうような雨が降り続くということなのですよ。この59mmで冠水したというような雨がずーっと降り続くのですよ。だからそうなった場合に一体どうなるのかということが、どうしても不安になってしまうのです。なのでそれが夜中に起きることもあるだろうし、どういう場合に、どういうことが必要になってくるかということやはりシミュレーションしておかないと、想定外だったということになりかねないので、この私が経験した洪水の時も長老の人たちがこの高台にいれば大丈夫と言っていたのに、そこが流されて何十人の方が亡くなっているのです。ですからやはり経験したことのないことが起こって大きい災害になりますので、心配しすぎなのかもしれませんが、どうしても、訓練の中にだけでも入れておけば、そうなった時に慌てないで、こういう場合はこうなるということができると思えますので、検討していただければと思います。

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

私から4点、質疑させていただきます。

まず今と同じところの4ページ、5ページにかけての豪雨についてなのですが、全員協議会でも説明があった陥没した村道の件なのですけれど、全員協議会の時での資料として、事故現場の写真の方を見せていただきました。ちょっと確認なのですが、ダンプが村道に来た時には何もなくて、それでそこを通った時に陥没してなったのか、それともちょっと陥没していたところにダンプが入ったのか、その辺を確認したいのですが、というのはそれによって責任の所在というのも若干変わってくるのかなと思ったりしたのですけれども、ちょっとそこを教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員のご質問にお答えいたします。

今のダンプが落ちた時の経緯ですけれども、何も陥没は起きていない状況でダンプが通った際に落ちたというようなふうに聞いております。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

分かりました。それは運転手さんからの話ということで。

これは保険対応をしたという説明だったのですけれども、保険対応をして復旧費の方は災害復旧費でやったということで、ダンプは保険で直したということなのですけれども、これは免責であるのですか。よく車の事故の場合、免責いくらというのがあるのですけれども、その免責の場合はどこの費用で賄ったのか、ちょっと教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午前10時13分)

(午前10時13分)

再開いたします。

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。

先日のダンプカーの陥没事故に対しての補償ですけれども、村が10対0で全て負担をす  
るといった形で示談が成立をして、それで保険会社の方から直接、事故車の方に支払われ  
るといふふうに進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

村の免責はございません。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午前10時14分)

(午前10時14分)

再開いたします。

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

その免責はございません。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

次の質問に移ります。

同じく5ページの大雨による農業被害ということで、ちょうど収穫期を迎えたカボチャ  
は、私のところもそうでしたけれどもやはり冠水しまして、被害が出たといえは出ました。  
他の方も葉っぱにかなり影響が出て、収量にも大きな影響を受けた方もいらっしゃいま  
した。そういう面では非常に心配しておるところでございます。

こういう中でやはり天候不順その他いろいろな事故等で、やはり収入が、せっかく育て  
たものが収入が途絶えてしまうというのは農家にとっては非常にリスクが高いものであり  
まして、そのために収入保険というものがあります。村でも収入保険が当然あるのですが、  
村といいますか、いろいろ収入保険の啓蒙といいますか、そういうものをしているのです  
けれども、今年、収入保険の掛け捨て部分について一部助成をするということになってい  
るらしいのですが、その手順といいますか、内容をちょっと教えていただきたいと思いま  
す。確かチャレンジプランだったか何かに、掛け捨て部分の一部補助というふうにして  
あったと思うのですが、それとこの件に関して3月の予算委員会の時に、私の記憶で  
はこの件に関しては経営安定対策推進事業の中のことだと思うのですが、説明がなかつ  
たような感じがするのですが、ちょっとそれも合わせてお聞かせ願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員のご質問にお答えします。

収入保険の掛け捨て部分についての助成制度、令和4年度当初予算で措置しております。内容はですね、高収益作物、これはメロン、ニンニク、カボチャ、タマネギですけれども、この高収益作物の面積部分について収入保険に加入する場合に、掛け捨て部分について一定の助成をします。すみません、今、政策事業調書が手元になくて詳細な助成率等は今すぐにはお答えできないのですけれども、助成するという制度をやっております。

これは令和4年で予算措置していますけれども、対象作物は令和5年産になりますので、今後、農家の方に周知をして、加入する場合に申請していただいて助成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

分かりました。予算の時に説明があったかどうか、後で教えていただければと思います。

おっしゃるとおり、これは収入保険は確か12月までに申し込んで、次年度の作物に対しての収入を補填するということなので、ただあそこのチャレンジプランに書かれた内容からするとみんな勘違いするのですよね。今年度、掛け捨て部分についての補助をしますと確か書いてあったと思うのですが、ちょっと勘違いするような感じなので、そこはちょっと丁寧に対応する必要があるのかなと思います。このことを知っている方というのはあまりいないみたいなのです。12月までなのでまだ時間はありますけれど、何とか周知して、高収益作物もそうなのですが、やはり村の中ではやっぱり農業共済がないので重要なセーフティネットになると思いますので、ぜひその辺は丁寧に説明して、誤解のないように説明していただきたいと思います。

この秋、もうすぐですよ。稲刈り等が終わってから周知するというようなことでよろしいですか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再質問にお答えしますが、周知についてはこの秋以降、全農家に対して、誤解のないように分かりやすい周知に努めたいと思います。

なお、収入保険等のセーフティネットへの加入については、実はこの7月に、産業建設課の一角にNOSAIの事務局が入って、農家のいろいろな営農関係等の受付のたびごとにその会場にブースを設けてですね、農家の相談に乗ったりというような活動を昨年来始めているのですけれども、この7月から選任の職員が配置になってやっておりますので、連携して農家の皆さんに周知、PRをしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

次の質問に移ります。

9 ページ、避難訓練の件なのですけれども、今回も昨年より若干多い97名の参加で訓練を行われたということで、やはりここ最近、地震もそうですが、先程三村議員からの話のとおり、大雨、天候不順、台風も今回大きな台風はちょっと逸れましたけれどもまだまだ自然災害というのも念頭に置いて訓練していかなければいけないと思います。

そういう中で、ここに書いてあるとおり、いろいろな訓練内容があったのですが、福祉避難所の開設・運営訓練等も行いましたということなのですけれども、普通の避難所の開設と運営訓練というのはこれはなさっていたのかどうか。要は一般の人が使う避難所、当然あれはいろいろと煩雑といいますか、受付をしたり、いろいろ手順があるようなのですけれども、その辺について何カ年に1回でも、2年に1回でもいいのですけれども、そういうふうな開設・運営等の訓練というのは想定してやってらっしゃるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員のご質問にお答えいたします。

今回の防災訓練に関してですけれども、福祉避難所の開設ということで、普通の避難所に関しては開設しておりませんでした。一般の避難所に関しては開設しておりませんでした。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

今回はやっていないということなのですけれども、過去にもやった経緯はあるのかなと思ひまして、というのはやっぱり職員の方もその段取りだとか、そういうことも当然必要だと思ひますので、避難所、今回警戒レベル3 ぐらいまで、確かに総中内はそうでもなかったんですけれども、出て、すごい豪雨の時にはやはり住民の方も不安になると、ましてや今後、高齢者世帯の方の、そういう方の一時避難ということもやっぱり考えなければいけない場合も出てくるので、一般の避難所についてはどういう手順でやるのかということ、やっぱり職員の方も実際に訓練してその手順を覚える必要があると思ひますのですけれども、それを過去にやっていますかということだったのですけれども。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと詳細なデータはございませんけれども、過去にはやっていたと思います。福祉避難所と一般の避難所ということで、内容的にはある程度同じような部分があると思いますので、両方兼ねた形で想定できるようなことを今後、訓練という形では検討してみたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

分かりました。ぜひ今後検討してください。というのは、やはり建物が違えば段取りも違ってきますのでそういうものも含めて、利用しないのに越したことはないのですが、何があるか分からないということを念頭に、ぜひ1年に1回、防災訓練の時、また2年に1回でもいいと思いますけれども、まずちょっとその辺をやっていただければなと思います。

4つめの質問はちょっと1つめの質問とかぶったので、これは結構です。

以上、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

3点ほど質問させていただきます。

1点目ですけれども、3ページの新型コロナワクチン接種事業について、今回この中にあるとおり、29日に個別接種を行うということで、今まで個別接種というのはやっていなかったのかなと思っているのですけれども、今まで1回目、2回目、3回目も含めてなのでしょうけれども、ちょっと集団接種のタイミングが合わずやれていない方等考えるとですね、やっていただけて非常にありがたいと思うのですが、今回、個別接種をやるとなると、それによってまた集団接種の時期とずれる方がいらっしゃると思うとですね、今後この個別接種は、定期的にといいか、ある程度やっていくという予定なのか。その点だけ教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

福祉保健課、北嶋課長。

**【福祉保健課長：北嶋 学】**

黒瀬議員の、ワクチン接種の関係についてのご質問にお答えいたします。

先月26日、それから今月は29日に個別接種を行うということで、村長、申し上げておりますけれども、これまでもそれまでの集団接種期間に合わなかった方々、病気等々、諸般の事情によりできなかった方々について、ある程度人数がまとまれば個別接種の方は行ってはありました。ご指摘のように、これからもこういった形で村の集団接種期間からずれている方々については、接種から5ヶ月というのがまず基本になっているということです。その期間にできなかった方々については、当然希望する方には接種はしなければならないというふうに考えております。ただし、国からのワクチンの供給状況で若干期間といたしますか、日にちといたしますか、そういったものは考えていかなければならないと思いますし、また1本あたり6人ですとか、十何人ですとか、そういったまとまった方々にならないければ、1本ずつという訳にはいかないのもそれで少し待っていただくとか、そういうことは発生するかと思いますけれども、いずれにせよ個別接種の方はやっていくように考えているところではあります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。今後も確かにあまり人数が少ないとワクチン等も無駄になってしまうと思うので、ある程度集まりそうな見込みがある中では個別接種もぜひやっていただければと思います。

それに関連してなのですが、おそらくチラシ、広報等では案内があるのかなと思うのですが、ホームページの方でちょっと分かりにくいような形になっているもので、ちょっとそこ辺りを今後、新型コロナウイルス対策のところもあるのですが、できれば新着とかの情報に、表に分かりやすい形でできるだけ告知していただければなと思いますので、その点をお願いできればと思います。

特段回答はいらないので、そのまま次に移らせていただきます。

次に10ページの農作物の生育状況についてですけれども、何度かお願いはしているのですが、生育状況は分かったのですが、それに対して村としてどうお考えなのか、何をしていくのかというのがなかなかここでは毎回出てこないもので、特に今回、「茎数不足の傾向が見られ、登熟への影響も懸念される」、あと「湿害の傾向も見られる」、「品質の低下」とありますので、これを受けて村としてどう考えているのかという点を教えていただければ。例えば税収が減る見込みで何か対策をしなければいけないとか、もしくは農家への補助等が必要になるとか、そういったことも含めて、生育状況に関連してくる

村の状況なのかなと思います。その点、何かあれば教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

黒瀬議員のご質問にお答えします。

以前も黒瀬議員から同様のご意見があったかというふうに記憶しております。

今回、村政報告の中で農作物の生育状況に触れているという点においては、大雨の状況に対する農作物の被害状況であったり、あるいは農業収入の主たるものである水稻の生育状況等については、今後の農家収入に関係してくるところでご報告を申し上げております。

今議会でのこの報告にあって何らかの村の新たな対応ということは、この本議会において予算等提出しておりません。後段の方で、カボチャであったり大雨の被害があるということについては、今現在、秋田県の方で経営再開支援ということで来年の再生産への支援を考えておられるようです。今議会には提出しておりませんが、村でもそういった対象の農家がいれば予算に計上して支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございました。状況は分かりましたので、できれば今の県の話なんかも含めてそういった話も最初から入れていただけて、今後あるかなと、予算として今回出なくてもですね、そういった対応をしていく見込みがあるとかあれば、また教えていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスに関連してなのですけれども、ちょっと関連して、今回それ自体には触れられては不是のすけれども、今度10月に新米の即売会をやられるかと思ひます。こちらの方、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、ということで、新米まつりから規模を縮小して新米即売会のみということでお伺ひしてはいますけれども、いろいろ考え方があってコロナ対策をした上で、経済を回すために通常どおりやるべきだという意見もあれば、確かに感染拡大をさせないためにということで規模を縮小してという考え方もあると思うのですけれども、これはどのような理由でここに至ったのかというのを1点教えていただきたいのと、あと同日開催で是ね、カタマルシェを開催して、飲食店やキッチンカーの出店等が行われるイベントを村内で行うということになっていたかと思ひます。こちらは屋外ではあるんでしようけれども、そういったイベントを行う中で新米まつりの方だけは規模縮小しているという、ちょっとこの整合性がよく分らないので、そこ辺り、両



方踏まえてどのような経緯で片方は開催して、片方は規模縮小でドライブスルーの新米即売会のみになったのかという点を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

黒瀬議員のご質問にお答えします。

新米即売会については、コロナ禍の開催ということで、一昨年からドライブスルー方式に変えております。一昨年は会場を干拓博物館、昨年はサンルーラル大潟の北側駐車場ということで開催しております。いずれも従来のいわゆる催しものを縮小した開催というのはコロナ禍という理由でございます。会場については、干拓博物館での開催においては渋滞が発生しやすいということで、昨年サンルーラル大潟の駐車場を活用させていただいております。本年も同様の、理由はコロナ禍における対応ということでありましてけれども、実はドライブスルーにしてからの方がですね、新米の販売量が断然増えているという傾向があります。そこもちよつと気かけながら、今年もコロナ禍ということで同様にドライブスルー方式をとったものであります。

また、カタマルシェ等の、これは同日共催という形になりますけれども、それについては屋外の生態系公園、広い場所を使って、実は6月でしたかも一度開催して大変好評であったということで、今回多くの方が、ドライブスルーではありますけれども大潟村においていただけますので、同日開催で、場所は生態系公園ということでやらせていただいたということでもあります。カタマルシェの方も出店等が出る訳ですけれども、コロナの感染対策に十分注意しながらということになるかと思っておりますので、その点は十分気をつけて開催するということになるかと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。分かりました。カタマルシェ、6月に行かせていただけてすごい良かったと思うので、別に今回止めてくださいという話ではなくてぜひやっていただきたいなという中で、ドライブスルーであれば米がいっぱい売れたという現実があったのですけれども、おそらく去年も新米即売会を見させていただいて、その中で売れはしたんですけれども、やはりそこから買って皆さん帰ってしまうという、なかなか滞在だとか、わざわざ大潟村に来てもらったというところのメリットがない中で、やはり新米まつりという形でイベントをやるべきだったんじゃないかなと思ってまして、その中で共催イベントの方はやりながら、一方で新米まつりの方はできないという状況が何でだったのかな

というところを考えているのですけれども、これは例えば新米まつりの方が人的なリソースがなくてとか、手が回らなくてやれないということではなくて、あくまでも感染防止対策としての規模縮小ということによろしいでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

今回の開催の方針については、あくまでコロナ禍における感染防止ということでありませす。

なお、今後の新米まつり、あるいは新米即売会のあり方については、課内の方で担当者を中心にちょっと検討させていただいて、従来の催しものに戻して開催を、次年度以降です。ね、やるのがむしろいいのか、今回みたいに共催という形でいろいろな、場所はちょっと離れますけれども、共催という形で大潟村全体を楽しんでもらうというような手法の方がいいのか、今後検討をしてまいりたいと思います。いずれ、今年の開催についてはコロナ禍ということで、感染防止という観点でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありません、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

私から何点かお聞きしたいと思います。

最初に5ページの、陥没して、ダンプカーが陥没箇所へ落ちたというところの件ですが、今回、村の発展用地での横断管の陥没ということで村が対応し復旧したということですが、ひとつ確認したいのが、同じように発展用地の所に横断管が通っている箇所があるのか、もしあるとしたらそこも可能性があるということで調査とかしたのかどうかということで、なければいいのですけれども、あるかどうかというのを教えていただきたいと思ひます。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時休憩します。

(午前10時48分)

(午前10時49分)

再開いたします。

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

松本議員のご質問にお答えいたします。

今回、陥没した箇所以外に横断管があるかということなのですが、今現在、把握できておりません。今後調べたいと思っております。

今使っている道路なのですが、途中まで土地利用してしまして、そこまでは道路も通れるようになっているのですが、その先に雑木等ありまして今通れない状態ですので、今後その辺を整備した上でまた調査したいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

分かりました。また同じような事故があつて、また復旧して、また専決でということにならないように確認していただいて、あれば対処するか、調査するか、危なければ入れ替えるか、今後あそこの道路は多分これからソーラーパネル設置だとか、クボタさんが使ったりとか車両が結構入っていくと思うので、そこら辺をしっかりと把握して行って対処していただければと思います。答弁は求めません。

次に行きます。

委員会が違いますので、15ページの防雪柵の設置事業に関連してなのですが、あそこに防風林がないので吹きだまりが起こって通行に支障が出てくると、今年の冬は本当に大雪でしたのですが、前にもちょっとお聞きしたかもしれませんが、これは村道ではないので県道になるのですが、今年の冬は本当に村に通っている県道の箇所が除雪も間に合わなかったりと、以前にも話がありましたが、ひとつは八竜線の防風林がないところ、吹きだまりになって通行止めになったと、これはその時には村の方からも県の方に要望したりなどして対処していただきましたが、今年の冬がそうなるとは限りませんが、同じような防風林がない所、もしくは八郎潟線の除雪等ですね、今年は後手後手に回って通行止めになったのも何回かあったと思いますが、今年そういう状況があったということで、県の方に対応を求めるとかそういうことで、特に八竜側の防風林がない所は何か対処するとかそういうことの情報はあるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

松本議員のご質問にお答えいたします。

県道の管理の関係ですけれども、村の方でも要望してしまして、今年県の方で男鹿八竜線の防雪柵を設置する方向で進めております。現在、設計の方をしているようです。場所がどこに今年度設置されるかはちょっと把握できていないのですが、想定としては八竜方面と男鹿方面と、八竜方面が2 km、男鹿方面が4 kmが計画として想定されているようです。以上です。

もう1点、補足いたします。

除雪の関係ですが、昨年度の除雪の状況が悪かったということで、今年、業者さんの方でグレーダーを導入するというお話も聞いております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

村に働きに来ていただける事業者の社員の方々等も、結構、通ってくると冬場の運転がやはり怖いというふうにずっと言われていまして、特に気温が低い時は道路は凍るし、雪が多いと吹きだまるしと、私も今年通りましたけれども、船越線で大型のトレーラーがはまって動けなくなって本当にひどい状態でしたし、大きい道路は吹きだまりやすい道路ではあるのですが、今一度やはり県の方等に除雪の体制とかを、今年と同じような形になるとは限りませんが、除雪の体制をしっかりと県の方に要望しているということですので、できるだけ安全な通行ができるように今後とも要望していってほしいと思います。答弁はいいません。

次に移ります。

16ページの防災基盤整備事業として、防災無線の個別の設置なのですが、これを以前、私聞いたことがあったかどうか記憶があれなのですが、村内事業者の事務所に防災無線を設置したいといった場合には、これは村としては防災無線の子機は設置していただけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前10時57分)

(午前11時04分)

再開いたします。

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

松本議員のご質問にお答えいたします。

事業者に対しては、希望があれば有料でご紹介するということになります。

村の公共施設に関しては村で設置しております。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

分かりました。先日、ある事業所の方から個別に設置できないかなというお話をいただきましたので、昼間は村外から来ていただいて、夜は村外に出ることなので夜はないのですけれど、いつ災害が起きるか分かりませんし、働いている方の安全を守るためにも設置が希望できればさせてもらえればということでお聞きしました。料金に関して細かいことはあれなので、村内に働いている方は村民と一緒にしっかりと生命を守るということで、対応していただけるということであれば、そのようにお伝えしたいと思います。答弁はいりません。

これで質問を終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

9番、齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

9番、齊藤知視です。

私から1点、防災に関連して質問いたします。

まず災害が発生して村民の方が避難所に避難したということを想定して、村では様々なものを備蓄している訳ですけれども、食料品ですとか日用品等々、その中で食料品に関してはどのようなものが備蓄されているのでしょうか。これは防災センターですね。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

齊藤議員のご質問にお答えいたします。

食料品の備蓄ということですが、まずお米としてアルファ化米を用意しています。味がいろいろありまして何種類か用意しております。あとは缶入りのパンです。あとは飲料水、それから子供用の粉ミルクです。食料品としては以上になります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

それで今、課題というか、必要なものとして、アレルギーを持った方に対する食料品というものが今後必要になってくるんじゃないかということで、ぜひその方達にも対応でき

るものを村としてもぜひ備蓄していただきたいと思いますが、その辺の検討をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、そういったものも重要だと思いますので、検討してまいりたいと思います。今導入しているものがそういった対象になっているかというのも含めて確認してみたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

ありません。これで終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

10番、川渕文雄さん。

**【10番：川渕文雄議員】**

10番、川渕文雄です。

7ページから8ページにかけて、1点だけ質問させていただきます。

脱炭素の推進という形で大瀧村が指定されたということもありまして、この地域で発電事業を行いますオーリスという会社を作って、そこと契約をして自分達も使わせてもらえればというふうに思っておるのですけれども、この事業の中でですね、各個人が今ある住宅の屋根にソーラーパネルを付けたいとそういう場合に、事業の対象になるのかならないのか、その1点だけお願いしたいと思います。オーリスという会社であればですね、蓄電池まで備えて、簡単に言えば、もし蓄電池がゼロになれば停電になる訳ですので、そういう時には東北電力さん、融通電力の許可という中でですね、自動的に東北電力さんが100%供給しますので停電の心配なんかは全くないといえますか。それと今は電力会社から買うとすれば、仮に1kwhあたり10円とすれば、パネルの設置がその10万倍、1万円でパネルが設置できれば大体採算の目処が立つというひとつの目安になっておる訳です。そういう中で自分の住宅にソーラーパネルを付けてやってみたいという時に、それが対象になるのかならないのか、その1点だけお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

川渕議員のご質問にお答えいたします。

一般の住宅に対しても対象になるかということですが、それも想定した計画になっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

川渕文雄さん。

**【10番：川渕文雄議員】**

ありません。ありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

私からは1点だけお伺いしたいと思います。

12ページのプレミアム飲食券のことですが、村民にとっても本当にありがたい恩恵があるこの事業でして、また飲食業者にとってもありがたい、双方にとって意味のある事業だと思っております。9月5日をもって完売ということで、村民からは、またこういうのがあればいいねという声も聞こえます。他の自治体でもさらに、特に秋田市なんかは大きな金額でまた始まるということをお聞きしていますが、村として今後このプレミアム飲食券を再発売といえますか、そういう事業を考えているのかもちょっとお聞きしたいと思っております。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員のご質問にお答えします。

このたびのプレミアム飲食券は、財源がコロナ交付金等を活用してやっております。今現在、その財源については全部使い切っておりますので、この第二弾を考えているかと言われますと今現在は検討しておりませんが、併せて今秋田県の方のプレミアム飲食券も実施されておりますので、状況を見ながら今後の村内の飲食事業者の支援も含めて、場合によっては検討していきたいと思っておりますが、今現在のところでいきますと検討していないということであります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

今現在は検討されていないようですが、県の方の状況を見ながら今後検討するというお話でして、ぜひそういう、いい方向に動いていただければと願っています。もしそういう場合、県の方の状況等を見ながら勘案されるとは思いますが、今年中の販売になるのか、そういう見通しとかはいかがでしょうか。検討されていくのでお答えづらいところは十分分かりますけれども。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再質問にお答えします。

見通しと言われますと非常に難しいのですが、財源の手当も含めてになりますので、今現在、明確な見通しが無い訳ですが、そこも含めて、すみません、検討させていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

ありがとうございます。県の飲食券は2割、特に大潟村の場合は3割の恩恵があると、大変大きいですので、ぜひ検討される財源も含めて、同じようなプレミアム飲食券であってほしいと思います。よろしく願いいたします。

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

8番、戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

8番、戸部誉です。

私から1点お聞きしたいと思います。

委員会が違いますけれども、補正予算の内容で少しお伺いいたします。

16ページに産業振興課関係で、温泉保養センターの施設整備事業ということで、工事が2件入っております。全員協議会では説明を受けましたけれども、地下の配管から水漏れがあつてそれを直さなければいけないという話は聞いておりましたけれども、この冷却水発生器2号機の改修に関しては、現在どういった状況で、どういった不具合があるのか、温泉施設として、その点をお聞きします。

もう1点、温泉保養センター維持補修費ということで今回100万円が計上されていますけれども、この100万円の使いみち、使い方というのはどうなっているのか、その点をお



聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

戸部議員の補正予算に関してのご質問ですが、温泉保養センターの地下ピットの施設整備に関してでございます。地下ピット内に、詳しく調査は、工事に入った時にまたしますけれども、おそらくは地下水の漏水だと思うのですね。地下水の漏水があって、それを常時排水するシステムになっているのですが、その排水ポンプが故障して動かないという状況で、このまま放置しておきますと地下ピット内の水位がどんどん増してくるという状況になっていますので、その改修でそこを直していきたいというのが事業の内容になっております。

また、冷却塔の修理についてですけれども、2号冷却装置の改修については、部品交換が必要な部分があるということで、今現在、全く使われないかということそうではなくて、今の状態でいくといつ壊れてもおかしくないということを業者さんから言われております。これについては、今現在、その部品の調達をするのに非常に納期がかかるということで、来年の夏に向けて使うにあたって、来年度予算では到底間に合わないということで、補正でお願いしてその部品調達をして交換をしていきたいという内容でございます。

また、維持補修費に100万ですけれども、当初予算において200万円、実は維持補修費を取っております。これはいわゆる施設内の維持に関して突発的に出てきた不具合に対して対処するということですが、施設が老朽化してきておまして、その経費がだんだん、年々嵩んできているということで、今年度においては年度途中ですけれどもほぼ使い切る状況になってきたので、今後半年まだありますので増額をお願いしているという内容でございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい。地下ピットに関しては分かりました。

この冷却の発生器ですけれども、部品の交換で今のところ使えるという状況で、来年夏までに部品が来ないので今から発注するということが、大きな影響は営業に関してはないということだとは思いますが。これは2号機ということなのだけれども、これは1号機も当然あるのですよね。その1号機に関しては交換はいらぬのかという点。もう1つは、先程の維持補修、当初で200万、当然施設は老朽化してそこを直す所はちょこちょこ出てくるとは思うのだけれども、この使いみちもよく分からない中で200万使っちゃったんでま

た100万くださいという話になるというのが、非常に私、打ち出の小槌でないので振れば出てくるお金じゃないと思うのですよ。例えば実際にかかるものがあるのだという時にはじめて補正予算、臨時でも何でもいいのだけれども組んで、その中でしっかりと説明をしていただいて予算を決めるというのが筋だと思うのだけれども、足りなくなっただからくださいと言われてもなかなかこれは納得いけるものではないと思いますけれども、これが慣例だとしたら、私はそれは間違っているのかなと思いますけれども、その点は当局としてはいかがな考えですか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

戸部議員の再質問にお答えします。

冷却塔についてですけれども、2号機がある訳ですから1号機もあるのですけれども、そのたびごとにおそらく今までも改修をしてきております。今回、定期的に点検が入りますので、その点検において、1号機については問題ないと、まだ使えると。2号機においては一部の部品については交換が必要だと、そういう調査結果に基づいた予算の要求ということであります。先程、戸部議員も言われたとおり、現在の営業に関しての何らかの制約があるということではありません。

維持補修については、確かに戸部議員が言われるとおりなのです。事業については計画を立てて予算を措置してやっていくというのが大原則でありますけれども、施設管理においては必ずしも計画したものだけをやって施設が管理できるかということにおいては、各施設必ず維持補修費という名目で、金額の大小はありますがとっております。特に温泉のような営業施設でほぼ休まずにいろいろなお客さんが入って使用されているという施設においては、やはり突発的な不具合、故障がこれはどうしても出ます。先程言ったとおり、これが施設の老朽化と相まって年々かかりまじになってきているというところが実情でありまして、今回の増額補正のお願いということになっております。もちろん施設の管理において基本的には年度計画を立てて施設の維持補修にあたっているという点においては、そのとおり実施している訳ですけれども、今回の突発的な対応もある程度の予算措置は必要だということにおいてご理解をいただければと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい。分かりました。補正予算に関しての今回の冷却発生器の2号機に関しては、1号機の方、多分同じ時期につけたものだと思うので、確認した上で、やっぱりしっかりと当

初予算に載せて直していけるようにした方がいいというふうに思います。

先程の、維持補修100万に関してですけれども、やっぱりそれは温泉だけが特別というのはこれはまたおかしい話であって、他の部署、他の施設、足りなくなったら温泉は出しているのだからという話にもなりかねない訳で、そこはやはりしっかりと行政として線引きをしなければいけない部分だとは思いますが。このあと委員会もありますから、そちらの方の話になると思いますけれども、ちょっと私はこの予算のあり方に関してはもう少し部署内というか、村長をはじめとした当局側でしっかりと話し合うべき内容だと思いますけれども、その点、首長として村長はどのように考えるか、お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

戸部議員の再々質にお答えします。

今、課長が申し上げていましたとおり、今年特に温泉の方では小さい維持補修費が重なって当初予算200万円を全て使い切ってしまったということでもあります。そうした中でもう半年間に備えるために今回、維持補修費100万円をお願いするものでありまして、明確にこれからどこが壊れるというのは分からない訳でして、まさに軽微なものに対する維持補修でありますので、迅速に対応できるためにもぜひ今回の100万円についてはお願いしたいということと、次年度予算措置において老朽化してきているという中で、300万円の維持補修費がいいのか、今年と同じように200万円がいいのかというのについては検討させていただきますが、今回においてはもう半年間しっかりと営業を継続するためにも、どうか100万円の維持補修費ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**【8番：戸部 誉議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

11番、石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

11番、石井雅樹です。

私から1点、話を聞きたいと思ひます。

21ページの農業委員会の選任のことをございますけれども、併せて13名の委員の中で新任の方が4名、13名の中で女性の委員が1名。女性進出が多く叫ばれている時代の中で、たった1人というのは何か非常に少ないようなイメージを持ちました。私も以前、農業委員を務めていた時にもやはり1名、非常に難儀して選ばれたりしていた訳なのですけれども、今、農業委員会も選挙でなくなり、任命とか新任という形になって非常に女性の方も

出やすくなったと思う訳なのですけれども、これに関しまして、1名の方も前任の方が下がられて代わりに女性の方を選ばれたというふうな形ですけれども、非常に出やすくなった農業委員会ですので、もう少し増やすような努力をする気持ちはなかったものかどうか、お聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前11時40分)

(午前11時42分)

再開いたします。

農業委員会、澤井事務局長。

**【農業委員会事務局長：澤井公子】**

石井議員の質問にお答えいたします。

農業委員の募集にあたっては、農業委員会等に関する法律にもとづきまして、推薦及び応募の募集をしているところであります。それにもとづいて、当局としては男性、女性を問わず公募という形をとっておりますので、それに対して男性、女性からの応募があったということで特に女性に限って多く応募してほしいというような形では募集を行っておりません。確かに法律でも男女の性別に偏りがないように配慮するようという努力義務はありますけれども、13名の応募にあたって1名しか結果として応募がなかったということでご了承いただければと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

再質問という訳ではないのですけれども、やはり選挙でなくなった農業委員会なので、非常に出やすくなってきたと思うので、もう少し女性を増やすような形をとっていただければなというふうに思いますので。

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

2番、工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

2番、工藤勝です。

私から2点ほど質問したいと思います。

まず1ページにありますこども園に関連した話なのですけれども、こども園では職員の

方がコロナ感染したということで一時預かり保育を4日間休みました、とありますが、こども園自体、一時預かり以外にもこども園の方でも園児がコロナ感染で休んだり、病気で休んだり、何らかの事情で欠席したというようなこともあるかと思うのですが、ここ最近の話ではありますけれども、静岡県で3歳児の女の子が送迎バスの中で亡くなったという大変痛ましい事故がありました。その中で、そのこども園の園長、副園長さんの会見の中の話だったとは思いますが、やはりコロナ感染により欠席されている園児、そういった出欠の確認もちょっと怠っていたという話もあったかと思います。そこで大潟村では送迎バスは使っておりませんが、保護者の方がこども園まで送ってきて、そこからの出欠の確認といたしますか、登園してから帰るまでの出欠の確認をどのように行っているのか。また1日に何回行っているのか。そしてコロナ等、また病欠等で欠席されている園児がいた場合、まず連絡がなかった場合は、しっかりと家の方にも確認をとったりしているのかということをお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

工藤議員のご質問にお答えいたします。

こども園の、まずは職員の感染につきまして大変ご迷惑をおかけいたしました。実はこれは家族内感染でございまして、家族が陽性になったという段階で、勤務中でしたが、すぐ連絡がございまして、本人もそのまま病院の方に行って検査をした結果、陽性であったということで、直ちに対応措置をとったところでございまして、その後3日間にわたり一時預かりを停止とこういうことで、その後は拡大してございまして、感染者が出たことは残念であります。適切な処理であったなというふうに思っております。

2つめの送迎に関してですが、ご承知のとおり、こども園は保護者が全て送り迎えをするということが原則でございまして、バス等の送迎は本村ではない訳ですが、その際の受け入れの時の確認は、担任とそして副担任もおりますので、会計年度職員ですが、複数で確認をしております。

そして欠席の場合の連絡ですが、保護者から必ず連絡をもらうことにしております。がしかし、農繁期等で連絡が遅れたり、または忘れていたということも、まずほとんどないのですがたまにございます。そういう場合は登園予定時間の大体30分以内に必ず園の方から保護者に確認の電話を入れています。今まで確認の電話で、「いや、行ったのですが」「いや、きていません」という例はいままではございません。しかしながらいろいろな事例がある訳ですので、このことも踏まえてもう一度園長の方で職員に徹底し、確認作業を複数で行うということが原則でございまして、それをまた徹底していきたいというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

まず登園されてからのまた話なのですけれども、やはり子ども達は予測のつかない行動だったり、ちょっと目を離れた隙になんてこともあるかと思うので、やはり登園されてからも出欠の確認といえますか、本当に子ども達が人数がいるのかどうかという確認も、その1日のうちに行っているものなののでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

工藤議員の再質問にお答えいたします。

忙しい業務ではありますが、その点は確実に行ってございます。それはいろいろな園児の動きがいろいろあります。例えば園の中での遊びだけではなく、園庭で活動場面を移す場合もありますし、また定期的に役場の方まで歩かせて、そしてお昼には園に戻るといような移動の活動場面もございます。園の中においてもいろいろ昼食の際にはランチルーム等々で座らせて人数を確認、または教室の中でも必要に応じて確認作業を、確認と申しますか大体分かる訳ですので、今日は例えば18名のうち2名お休みで16名という場合にはきちんと1人ひとりの名前も分かる訳ですので、その1人ひとりの確認作業ももちろんですけれども、遊びを通して、1日いる訳ですので健康状態をチェックするシステムにもなっております。そういう場面でも1人ひとりの確認は行っているところというふうなことです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

すみません、質問ではありませんけれども、静岡で起きた事故もやはりそういった油断というか、隙があったと思いますので、やはり定期的にでも、先生方でそういう確認作業、ミーティングをするような場をつくって、しっかりと対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

4ページにあります大雨に関連してのことなのですけれども、あまりにも豪雨過ぎて、私、窓を開けて防災無線を聞いたのですけれども全く聞こえない状況でありました。まず私、ほとんど2階に住んでいるので、1階に個別の防災無線の受信機があるのですけれど

も、そのつど、1階に下りて聞くようにはしているのですけれども、豪雨、台風の時には本当に外にある防災無線では聞こえない状況ではありますので、やはり何らかの村としても、その時に大型の地震が起きたとか、複合して災害が起きた時のためにも、やはりそういった迅速に村民の方に周知するような、注意喚起から避難勧告、避難勧告をする時には本当に迅速に周知しなければいけないことだとは思いますが、やはりその辺を村としては徹底してちゃんとして行っていくべきだと思いますので、今一度村としてそういった確認を行っていくべきだと思いますが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

工藤議員のご質問にお答えいたします。

防災無線の関係なのですが、今回、大雨ということで無線が聞こえづらいということが、なかなかこれまでそういったことがなかったのに、そういったこともあったということで、いろいろとまた検討していかなければいけないなと思っております。

今、外での無線と、個別受信機以外ということでいろいろとまた手段を考えていく必要があるのかなというふうには考えております。現在あるものとしましては、Twitterでも防災無線で流したものを文章で送るようにしています。あとはメール配信、緊急メールということもありますので、そういったものに対して登録を進めていくようにはしたいと思っております。ただそれにしても、使える方が限られているということもありますので、他にもいい手段がないかということは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

すみません、防災無線の個別受信機というのは、村内でどのくらいの設置の割合とか分かりますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

工藤議員の再質問にお答えいたします。

防災無線の個別受信機に関しては、基本的には全世帯に設置となっております。あとは家庭の中でも場所によって、1箇所に置きますので、別の部屋にいると聞こえないということもあるかと思っております。そういった場合は、先程の事業所のように有料でまた設置するという事は可能かと思っております。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

ありません。まずTwitterやメールでも周知しているということですので、そこら辺は広報等でもしっかりと周知してもらって、登録数を増やしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

質疑を終結いたします。

次に、日程第11、「令和3年度大潟村歳入歳出決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第5条第2項の規定により、「令和3年度大潟村歳入歳出決算特別委員会」を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

引き続き、特別委員会の委員の定数についてお諮りします。

委員会条例第5条第3項の規定により、11名にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認め、特別委員会の定数は11名に決定いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、私を除く1番から11番までの議員11名の皆さんを指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

**【異議なしの声】**

異議なしと認め、私を除く1番から11番までの議員11名が、特別委員会の委員に決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第57号から認定第1号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会及び決算特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって議案第57号から認定第1号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び決算特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後0時02分)



# 令和4年第4回（9月）大潟村議会定例会【第9日目】

1. 開議日時 令和4年9月16日（金）午後3時00分～午後4時25分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村 敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬 友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤 知視	10番 川渕 文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野 敏彦	

計 11名

## 4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田 照雄

計 1名

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
代表監査委員 佐々木秀樹	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第57号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第58号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案  
議案第59号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案  
議案第60号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案  
議案第61号 令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案  
議案第62号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
報告第9号 工事請負変更契約専決処分報告  
報告第10号 令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告

認定第1号 令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について

議案第76号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案

発議第4号 「水田活用の直接支払交付金」の要件厳格化についての意見書案

議会閉会中の継続調査について〔議会運営委員会〕

議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今の出席議員数は、11名であります。

これより、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

会議規則第39条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第57号から、日程第9、認定第1号までを一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第57号、議案第58号の関係部分、議案第59号から議案第61号までについての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後に採決いたします。

総務福祉教育委員長、5番、松本正明さん。

**【総務福祉教育委員長：松本正明】**

5番、松本正明です。

令和4年第4回大潟村定例会において、当総務福祉教育委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに総務部門から審査を行いました。

議案第57号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「村の男性職員は十分に育休をとれる状態か。」との質問に、「現在会計年度任用職員を含め女性職員が3名取得しており、女性職員はもれなく育休を取得している。男性職員については、妻の出産予定日が判明した時点で育休などの取得できる休暇、休業について個別に説明を行っている。」とのこと。委員より「産後パパ育休について、非常勤職員の場合は育休開始時点で57日目から6か月を経過する日に引き続き任用されている又は継続される可能性がある職員とあるが、会計年度任用職員は条件が異なるのか。」との質問に、「会計年度任用職員は産後育休が取得可能

な非常勤職員である。庁舎内や役場施設で働いている会計年度任用職員については1年間という任用期間が定められているが、57日目以降6か月を経過する日に引き続き任用されている又は人事評価によって任用期間が更新されているという可能性があるからである。」とのこと。委員より「会計年度任用職員が継続して働きたいと思っても、任用期間の更新には村の決定が必要だと思うが。」との質問に、「育休の話があった時点で継続雇用の意思を確認し、継続を希望する旨が確認できれば、人事評価等を勘案し育休の対象者とする。」とのこと。委員より「年度をまたぐ場合、村が雇用するかしないかの判断をするので、会計年度任用職員は取得しづらいと思うが。」との質問に、「育休の申出があった時点で直属の上司と相談し、人事評価等も考慮しながら、通常であれば更新される職員なのかということ判断して更新の決定をする。」とのこと。委員より「『57日目から6か月を経過する日までに引き続き任用されている又は継続される可能性がある職員』という文言は必要なのか。この文言を入れないと何か不都合が生じるのか。」との質問に、「この条例改正は人事院及び秋田県により示された条例案により作成しており、入れるべき文言となっている。」とのこと。委員より「育休とは有給休暇と同じ扱いなのか。有給休暇と同じで、休暇中に何をしても問題ないのか。」との質問に、「あくまで子の養育のために必要な休業であると認識している。」とのこと。委員より「『1歳以降又は1歳6か月以降、育休をしたことがない』とはどういう意味か。」との質問に、「1歳までは2回に分けて取得できるが、1歳から1歳6か月までは1回、1歳6か月から2歳までは1回しか取得できないという意味である。」とのこと。委員より「この改正により非常勤職員は育休を取りやすくなったということか。」との質問に、「現在も会計年度任用職員が2名、子が1歳になるまでの育休を取得しており、次年度も引き続き雇用するということになっている。これまでも取得しやすい環境であったが、今回の改正により分割も可能となったことから、より取得しやすい環境になったと思う。」とのこと。委員より「産後パパ育休について、出生後57日までは28日間取得できて、分割もできるということか。」との質問に、「そのとおりである。」とのこと。委員より「産後パパ育休は57日後からの育休とは別に取得できるということで、57日後からの育休は何日取得できるか。」との質問に、「産後パパ育休では出生後57日までは、28日以内であれば2回取得できる。それ以外にも、57日以降1歳になるまでの間は、産後パパ育休とは別に育休が取得可能で、分割もできる。」とのこと。委員より「その育休は何日取得できるのか。」との質問に、「出生後57日から1歳になるまで継続して取得できるが、分割して取得することも可能である。」とのこと。委員より「1年のうち育休を300日程度取得できるということか。」との質問に「そのとおりである。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第57号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「令和4年大潟村一般会計補正予算案」総務福祉教育部門に係る関係

部分について当局の説明の後、質疑に入りました。

はじめに総務部門の審査を行い、説明を受け、質疑はありませんでした。

次に福祉部門の審査を行い質疑に入りました。委員より「HPVワクチン任意接種扶助費について、定期接種の時期を逃し自費で接種した方が対象ということだが、自費接種をした証明書を持っていないといけないということか。」との質問に、「医療機関に支払った領収書をいただくことにしている。なにかしらの証明が必要かと思うが、医療機関に問い合わせをし、確認したい。」とのこと。委員より「3回目は申請書を出して補助がくる、ということで申請したが、継続して事業をしているということか。申請書や領収書を持っていき、振込はまだ確認していないが。」との質問に、「振込はまだで、継続して行っている事業ではなく、今回の補正により予算を計上するものである。アンケートをとる際に領収書の提出も求めており誤解を招くようなやり方となってしまった。予算をとる前にアンケートをとったので、もう少し慎重にやるべきであった。」とのこと。委員より「領収書がなく、無くしたときは医療機関から証明書を取り寄せる必要があるということか。」との質問に、「その場合は、保健センターから医療機関に問い合わせることになっている。」とのこと。委員より「エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業で、対象は110名で、県の事業ということだが、ひとり親に対しては完全に村独自か。」との質問に、「対象は、非課税世帯、ひとり親世帯合わせて110世帯で、県の事業の対象は非課税世帯のみで、ひとり親世帯は村単独で助成することになる。」とのこと。委員より「ひとり親世帯の数は。」との質問に、「ひとり親世帯は17世帯で、昨年度は、ひとり親世帯でも他の世帯と同居している場合は対象から外しており、今回も今後要綱を作っていく段階で対象は減る可能性もある。」とのこと。委員より「県の補助があるということは、村でやらないという選択肢もあるのか。」との質問に、「他の市町村では、すでに非課税世帯への助成を行い、実施しないところもある。ただし、村で事業を実施しないと、非課税世帯への県からの補助もないことになる。」とのこと。委員より「ひとり親世帯への補助はいろいろあるが、ひとり親では非課税世帯に近いなどデータもあるのか。村では、そういったことも把握したうえで、ひとり親世帯への助成も行うということか。」との質問に、「ひとり親の単独世帯の場合では、児童扶養手当の申請をしている場合もあり、同居している場合としていない場合でも経済的な負担が違うと思う。」とのこと。委員より「ひとり親世帯の場合、非課税であれば線引きも分かりやすいが、所得で分けた方が、本当に困っている非課税の人たちにもっと助成することができるのではないか。」との質問に、「助成額の1万5千円は、県で示す1世帯あたりの額で、ひとり親世帯への助成がなくなったからといって増やせる訳ではない。昨年度も同様の事業を実施しており、非課税世帯に加えひとり親世帯への助成を行った経緯もあり、今回も同様の対象としている。」とのこと。委員より「区別する基準が分かりにくいので、多世代同居でも困窮している家庭もあると思うが。」との質問に、「基本は県で示しているとおりで非課税世帯については、税務課

に照会し、はっきりと対象を定めている。ひとり親世帯であっても所得が多い、同居か別居かといったところもあるが、完全に単独世帯のひとり親と判断された方ということである。」とのこと。

次に、議案第59号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案（第2号）」について当局から説明を受け、質疑に入りました。委員より「フルタイムでは難しく業務委託に変えるということだが、時間を柔軟に変える雇用形態が難しいということか。」との質問に、「予算の出し方として、会計年度任用職員であれば、報酬という形で支出している。今回はパート、時間勤務ということで委託料での予算計上となる。」とのこと。委員より「役場の雇用形態として、パート的な雇用が難しいため業務委託ということか。」との質問に、「会計年度任用職員であれば報酬、パート的な方については委託といった形の棲み分けになっている。通常会計年度任用職員は7時間勤務である。本人から家庭などの事情で、診療所で必要な時間、この日は何時間といった形で働けるようにしたいという希望により、委託契約に変えた。」とのこと。委員より「パート勤務で雇用契約になると思うが、村ではこういう形態がないということか。保険等の話が出てくると思うが、委託だとどうなのか。」との質問に、「今の会計年度任用職員制度では、短時間の制度もある。ただし、その場合でも週何日、1日何時間と決められている。今回の業務委託については、制約がないので、業務委託の場合、保険、税金は本人の責任のものとしてやってもらうことになる。」とのこと。委員より「この委託契約については、6月補正に人件費で計上していたが、今後どうなるのか。また、委託契約の期間は何か月になるか」との質問に、「契約の期間は7月から3月までになっている。差額については12月あるいは3月の補正で他の人件費と一緒に減額する」とのこと。委員より「結局どちらが得か。」との質問に、「委託業務だと社会保険料の負担金は村で払わなくても良くなり、国保の保険料を本人が支払うことになる。」とのこと。委員より「委託になると、指示命令はこちらからできるのか。また、責任の所在は明確になっているか。雇用の場合、消費税はかからないが、委託契約の場合は。」との質問に、「責任の所在については、契約行為であり委託者受託者契約に基づき責任を負うことになる。消費税については、担当から消費税込みであると確認している。責任の所在が業務によっては懸念されるということはあるかもしれない。」とのこと。委員より「指定管理になっているので、職員は正和会の職員と思うが、看護師はどうなるか。」との質問に、「医師以外は村の管轄になる。」とのこと。委員より「委託となると、契約の中での指示になるので、各業務に関して個別の指揮ができるのか気になるが、法的に大丈夫なのか。看護師にかかわらず、他の委託業務についても確認する必要はないか。」との質問に、「今回については時間給になっており、看護師業務を診療所で行う内容なので大丈夫だと思う。そのほかの業務については、精査しなければならない。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第59号「令和4年度大潟村診療所特別会

計補正予算案（第2号）」は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に議案第60号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案（第1号）」について当局より説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第60号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に議案第61号「令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案（第1号）」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「業務委託となっているが、村が契約するということか。それとも一括でどこかがやるということか。電算システムみたいな形になるのか。」との質問に、「県が選んだ事業者と契約しており、全市町村が同じシステムを利用している。電算システムとはまた別のシステムで、負担金とは違うものである。各市町村が個別で契約して利用している。」とのこと。委員より「システムの大元があって、各市町村が使っているもの大元を直すということか。これを各市町村が業務委託するのか、それとも負担金として分割しているのか。」との質問に、「契約は、それぞれの各市町村が契約しているため、改修にあたっては委託料としての計上となる。システム自体は県が利用しているため、全市町村が同じシステムを利用しており、契約は1対1となっている。」とのこと。委員より「同じものを全市町村が利用し、その改修金額は、人口の割合などで決まるのか。基準価格は。」との質問に、「1アカウントあたりの金額となっており、1アカウントあたり8万8千円で、村では1アカウントの利用である。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第61号「令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門では、令和4年度一般会計補正予算案について当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「公民館の耐用年数があると思うが、どのあたりまで使用できると考えているのか。」との質問に、「公民館は50年を過ぎた建物となっており、当時の農林省が建設した非常に丈夫な建物で、中身はともかく外壁は風雪や大雨、台風にびくともせず、屋根の修理はしているものの現段階では老朽化で改築するという段階ではないと考えている。公共施設を計画的に改築するとすれば公民館は後ろの方になると思う。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、議案第58号「令和4年度一般会計補正予算案」の総務福祉教育委員会部門の採決に入り、議案第58号の当委員会関係部門については、全会一致により可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案の審査経過と結果についての報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第58号の関係部分、議案第62号、報告第9号及び第10号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

**【生活産業委員長：菅原アキ子】**

4番、菅原アキ子です。

令和4年第4回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案及び報告について、その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門から審査を行いました。

議案第58号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関係する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「防雪柵の設置の予定はいつか。」との質問に、当局より「この冬に調査設計業務を実施し、令和5年度当初予算へ計上して、令和5年度の降雪前の設置を予定している。」との答弁でした。委員より「樹木を植えるという選択肢もあると思うが、柵の設置に至った経緯は。」との質問に、当局より「排水路の両脇は村の土地ではないこと、また枝葉が排水路に落ち横断管を含む排水機能に影響を及ぼしかねないことから、防雪策の設置に至った。」との答弁でした。委員より「柵の設置延長は100mか。」との質問に、当局より「およそ100mを見込んでいる。」との答弁でした。委員より「防災無線のアンテナを16基設置することについて、1基のアンテナに集約することはできなかったのか。」との質問に、当局より「住宅に防災無線を設置する際は1基ごとに設置してきた経緯があり、アンテナ1基でのカバー範囲がどの程度なのかなど不明な部分も多いことから、今回はより確実な方法で各世帯にアンテナを設置する方法をとった。」との答弁でした。委員より「集合住宅の場合、屋根の上などに代表アンテナを設置し、そこから有線で各世帯に分配する形の方が費用対効果は高いように感じるが、業者からそのような提案はなかったのか。」との質問に、当局より「1つの選択肢としては考えられるが、各世帯にアンテナを設置する形と比較するとどうしても電波は弱くなってしまふとのことであり、今回はそのようなことがないような形をとった。」との答弁でした。委員より「現時点では聞こえづらいという申し出があった世帯は数件であるが、今後を想定し全世帯分の予算を計上するということか。」との質問に、当局より「そうです。」との答弁でした。委員より「村では集合住宅の居住世帯に対し、期日を設けて電波状況の確認を行う予定か。」との質問に、当局より「各世帯に対して入居時に受信機と共にチラシを配布しており、朝と夕方に受信状況を確認いただきたい旨の記載をしているので、申し出があるものと考えている。」との答弁でした。委員より「連絡が来ない世帯については受信状況が概ね良好であるとの判断になるのか。」との質問に、当局

より「入居世帯に改めて連絡を行い、受信状況の把握に努めたい。」との答弁でした。委員より「役場からの確認の連絡は必要ではないか。」との質問に、当局より「今回は聞こえないという連絡が何件も寄せられていたため、確実に電波が届くよう全世帯分を想定していたが、早急に各世帯の状況を調査し対応していきたい。」との答弁でした。委員より「農家住宅などで受信機が聞こえづらいとか、窓側に設置しても聞こえづらい場合は、無料でアンテナを設置していただけるのか。」との質問に、当局より「無料で設置する。」との答弁でした。

質疑を終結し、次に、議案第62号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、審査に入りました。委員より「今回の取水工事を行うことで、来年度は水不足の心配はないか。工事の発注時期はいつになるのか。事業を行うにあたり、国や県からの補助等は得られなかったのか。」との質問に、当局より「5月から今日に至るまで、定期的に排水量の調査を行っており、今回工事を行うエリアからは安定して500 m<sup>3</sup>以上の排水が確認できている。これらを現在の取水エリアに送り込むことができれば、今年のような水不足に陥る可能性は極めて低いものと考えている。本件は県生活衛生課への給水量変更届出や、国の敷地である新取水エリアについて、管理者の県河川保全課に許可を得ることも必要となる。これらの申請についてはすでに事前協議で内諾を得ているが、本申請時には設計図面の添付が必要となるため、申請は設計図面の完成後となる。順調に進んだ場合、11月中旬から下旬の工事発注になると考えている。少しでも早く現場作業に入ることができるよう準備を進めていきたい。今回の工事に活用できる補助金はなかったことから、村単独での事業となった。」との答弁でした。委員より「工事発注を見越してもう少し早く着手することはできなかったのか。工事期間が冬場を含むよりも、しっかりした工事が必要であることを考慮すると、臨時議会や専決処分などにより、実施期間を早めた方が適切ではなかったか。」との質問に、当局より「4月の水不足を受け、関係機関と全ての協議を終えたのが6月下旬頃であったため、今回関連予算を上程した。緊急性等を考慮し、適切に対応していきたい。」との答弁でした。委員より「一層目の砂利が下層に沈み込んでいたろ過池の更正について、業者の手落ちということではなかったか。」との質問に、当局より「最上部の砂利層に小さな砂利が多く含まれていたことについては、長期間にわたり同じ砂利を使ってきたことにも原因があるのではと考えている。」との答弁でした。委員より「ろ過池の各砂利層の間に網などを設置し、落下を防ぐ対応をとってはどうか。」との質問に、当局より「現在のろ過池の設計は網などの設置と同等の効果を得られるような構造となっている。また網などを設置する場合、耐久性等についても調査する必要がある。まずは設計どおりの規格に戻すことを最優先に進めていきたい。」との答弁でした。委員より「天候状況によって想定取水量を下回るようなことはないか。」との質問に、当局より「大幅に減少する可能性は低いと考えている。」との答弁でした。委員より「排水されている水の量は、調整池の水量や天候などで変わるのか。」との質問に、



当局より「調査を継続している中で、調整池の水位に比例して排水量が増えているのは確かであると考えている。」との答弁でした。委員より「排水量が減少した場合は、他の排水ドレンに接続して取水を確保するのか。」との質問に、当局より「工事を実施するには各機関への申請等が必要となるため、安易に取水地点を変更することはできない。」との答弁でした。委員より「ろ過池の不具合による工事はこれまで何回くらい実施しているか。工事期間中に職員の現場確認は行われているか。」との質問に、当局より「更正工事に関しては8年に1回、実施している。現場確認に関しては必要であると考えており、定期的に作業状況を確認し、進めていきたい。」との答弁でした。委員より「これまで不具合が生じたということはないか。」との質問に、当局より「更生工事の実施以外でろ過池の大規模な修繕等を行った実績はない。また更生工事を行うまでの期間にろ過池の不具合が生じてろ過に影響が生じたこともない。」との答弁でした。委員より「飲み水の原水をろ過する施設であり、8年間の間で不具合が生じるようなことがないよう、今回の工事ではしっかりと現場確認を行いながら進めていただきたい。」との意見もありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第62号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第9号「工事請負変更契約専決処分報告」について、当局の説明を受け、審査に入りました。委員より「図面にない不明の下水管が出てきた場合の対応は。」との質問に、当局より「下水管の状態にもよるが、使っている形跡があれば通常はその接続を保つような形を取る。」との答弁でした。委員より「下水管の全体の把握は。」との質問に、当局より「役場所有の資料以外の把握は困難で、昔の下水管など、図面がないものもある。」との答弁でした。委員より「地盤改良などの増額分を当初の積算で見込んでおくことはできないか。」との質問に、当局より「当初で見込むと、工事予算が膨らむことと、現地精査で地盤改良が不必要となった場合に多額の不用額を生じることとなる。あくまで必要となったものを変更、または追加することが最適である。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、報告第9号「工事請負変更契約専決処分報告」は、全会一致により原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第10号「令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、当局の説明を受け、審査に入りました。

質疑はなく、討論もなく、採決の結果、報告第10号「令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」は、全会一致により原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、産業振興課、農業委員会の産業部門の審査を行いました。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午後3時33分)

《マイクの不具合による》》

(午後 3 時34分)

再開いたします。

議案第58号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の産業振興課、農業委員会に係る部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。

委員より「ふるさと交流施設整備事業の外壁改修工事設計負担金の村の負担比率は何%か。」との質問に、当局より「約26%になる。設計のみの経費である。」との答弁でした。委員より「温泉保養センターの維持補修費200万はどのようなことに使われたのか。また、抱えている問題点は。」との質問に、当局より「配管に係る費用が多く、漏水や破損など、経年劣化によるものが主となる。大きな機械や設備に関しては、何年か先を見据えて定期的に予算計上し対応しているが、それに付随する管などの修繕に費用が嵩む傾向にある。」との答弁でした。委員より「今後も経年劣化が考えられ、長期的な修繕計画が必要なのでは。」との質問に、当局より「壊れたところを直す対処療法により維持補修を行っており、今後、施設設備の更新計画を立てることを検討していきたい。」との答弁でした。委員より「浴室地下ピットの水が溜まってはいけないうちに溜まったのか。」との質問に、当局より「地下ピットは結露が起きやすく水が若干溜まっており、それを排水するための機械があるが、それが壊れたことが要因で水が溜まった。」との答弁でした。委員より「以前にも工事を行っているのか。何か異変が起きてのことか。」との質問に、当局より「以前から状態が良くなかったが、ひどくなってきたため確認したところ異変に気付いた。」との答弁でした。委員より「定期的に点検をするのか。」との質問に、当局より「保守点検は毎月1回行っているが、今回の箇所はこれまで保守点検内容に含まれていなかったもので、今後加えることにした。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第58号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、当生活産業委員会に係る部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました議案及び報告についての審査の経過と結果について、生活産業委員長報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。(なしの声)

質疑を終結いたします。

次に、令和3年度大潟村歳入歳出決算特別委員会に付託いたしました、認定第1号の審査の経過と結果について、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、5番、松本正明さん。

**【決算特別委員長：松本正明】**

5番、松本正明です。

令和3年度大潟村歳入歳出決算特別委員会に付託されました、認定第1号「令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について」、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに当局より決算概要の説明があり、一般会計については歳入において51億1,837万896円、前年度比で9億2,036万5,983円、増減率では21.9%の増。歳出が48億9,635万5,370円、前年度比で8億2,604万8,882円、増減率では20.3%の増、歳入歳出差引額は2億2,201万5,526円となり、翌年に繰り越すべき財源3,935万8,960円を差し引いた実質収支額は1億8,265万6,566円の黒字となりました。

特別会計については、7つの特別会計の総額で歳入20億8,828万8,176円、前年度比1億3,724万755円の減となり、増減率は6.2%の減、歳出では19億3,479万3,623円、前年度比1億9,086万9,327円、増減率は9.0%減となりました。歳入歳出差引額は1億5,349万4,553円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3,148万6,540円を差し引いた実質収支額は1億2,200万8,013円の黒字となったと説明がありました。

審査にあたっては当局に対し、決算書、決算並びに主要な施策の成果を説明する資料に基づいて詳細な説明を求め、予算の執行が関係法令に沿って適正にかつ効率的に行われたか、また施策や事業の目的がどの程度達成され、住民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか等の観点から慎重に行われました。

総務企画課、税務会計課においては、歳入において過年度通勤手当返還金理由、大潟村史・写真集販売収入の内訳、南秋地域公共交通活性化協議会負担金還付金の割合及び根拠、一般寄付金の取り扱い、建物災害共済金の実績、市民農園貸付収入の増額、市民農園の農産物販売の取り決め、村税の滞納繰越増加理由についての質疑がなされ、歳出では、「おがた散歩」更新委託料の増額、マイタウンバス運行事業の実績及び負担額、多世代同居住宅改築等補助金の商品券実績、中央3番地宅地造成事業村道整備について、民間アパート居住者への商品券配布、ポルダー婚活事業実績及び実施時期の偏り、大潟村応援大使の事業内容、あきた結婚支援センター登録料負担金、西5丁目有効活用推進事業における広場使用心得看板設置工事について、黒松の剪定、西5丁目側溝改修工事の箇所、清新寮支援事業、予備費の流用理由、監査委員報酬等についての質疑及び意見がありました。

次に福祉保健課部門では、歳入において、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金について、生活困窮者就労準備支援事業補助金実施内容、障がい者福祉補助金、社会福祉総務費補助金予算と実績の差について、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金内容、福祉医療費補助金の交付対象、福祉医療費等返還金等の事業内容の質疑がなされ、歳出では、ネウボラ事業の相談件数、コロナワクチン委託料の内訳、がん検診事業の対象者、介護保険費の流用について、非常用発電機設置工事の事故繰越し理由、出産祝い金の事業件数、母子手帳アプリ利用料等の質疑、意見がありました。

診療所特別会計では、診療収入および診療数の増加及び経営状況の内容について、院内

処方と指定管理料の関わり等についての質疑、意見がありました。

国民健康保険事業特別会計では、収入未済額及び収入未済件数について、滞納繰越分の内訳、国保税における被保険者の推移について、国保事務電算処理委託料の内容、国保税激変緩和措置についての質疑、意見がありました。

介護保険事業特別会計では、コロナ禍における介護度の変化、総合相談事業の電話増加、居宅介護住宅改修費の実績についての質疑、意見がありました。

介護サービス事業では、通所介護施設指定管理料及び特別養護老人ホーム指定管理料の人員費・光熱費の不用額について、ひだまり苑財政調整基金積立金の考え方、緊急防災・減債事業債の村債の起債理由、デイサービス利用者の低下及び実績について、余剰金の折半内容、ひだまり苑の特殊バスの台数減などの質疑、意見がありました。

後期高齢者医療特別会計では、総務管理費の不用額で消耗品への流用、督促手数料などの質疑、意見がありました。

生活環境課部門では歳入において、社会資本整備総合交付金と道路メンテナンス補助金の除雪部分について、積雪寒冷指定道路の内容、フレッツ光マンションタイプ用装置電力料の内訳などの質疑がなされました。歳出においては、無代かき栽培等補助金の対象面積について、交通指導隊の人員、防犯カメラ設置工事の状況と今後の計画について、秋田国道協議会負担金減の理由、気象観測システム調整点検委託料の点検期間、反射ポールの破損状況と対策について、歩行型草刈り機の保有台数と稼働状況、ごみ集塵箱補修の決算額と今後の対応について、もみ殻バイオマス熱供給事業体制構築支援業務委託料の内容及び成果、石油貯蔵施設立地対策交付金の積立要件及び対象事業について、交通安全防犯対策事業の光熱水費の内訳、環境ボランティア関連業務委託料の内容、大湯村家庭用発電設備等導入補助金の内訳及び実績、ソーラースポーツライン指定管理料及び利用状況、ごみの排出量の推移、焼却灰埋め立て量及び今後についての質疑、意見がありました。

水道事業特別会計では、公債費に対する利子について、水道歳出決算額の積立金額と今後について、水道使用量の増加要因などの質疑がありました。

公共下水道特別会計では、秋田湾雄物川流域下水道事業負担金と秋田湾雄物川下水道維持管理負担金の違い、埋設物移設保証金の内容などの質疑がなされました。

次に農業委員会、産業振興課部門では、歳入において、森林国営保険・保険金の補償対象及び箇所、低コスト技術導入支援事業補助金の対象要件、中小企業振興資金預託金元利収入の内訳などの質疑がなされ、歳出においては、松くい虫防除対策事業委託内容、マツ林・ナラ林等景観向上事業委託の事業内容、工事費における未実施理由、交流宿泊誘致推進事業における不用額発生理由、Wi-Fi環境整備工事の事業効果、野菜生産振興対策事業及び排水対策事業の内容及び実績、認定農業者協議会事業実績減の理由、スマート農業事業の内容、有害鳥獣駆除事業の駆除対象、観光看板更新工事の場所について、輸出促進支援事業における鳥類の研究費計上の今後について、地域活力回復事業で配布した飲食券の

成果などについて、質疑、意見がありました。

次に、教育委員会部門では、歳入において、学校・家庭・地域連携総合事業補助金における地域人材活用内容の質疑がなされ、歳出では、フレッシュミズ及び耕心会補助金増額理由、B&G海洋センター補修工事への財団からの補助金割合について、スポーツコミッションおおがたの運営体制、コースブイ設置撤去委託及び費用負担、B&G海洋センター管理委託内容について、スポーツ少年団補助金及び総合型地域スポーツクラブ補助金算定について、英語教育推進事業におけるALTについて、25市町村対抗ふるさとランの選手の選定、チャレンジデーの今後の取り組み、干拓博物館清掃業務委託と施設清掃委託の内容などについて、質疑、意見がありました。

次に、総括質疑では村長出席のもと行われ、応援大使事業における大使の有効活用、決算における需用費、施設維持補修費、光熱水費の増額対応について、サンルーラル大潟ホテル部門の経営改善、主要な施策の成果における予算額の明記、環境基本計画の第1期から第2期への見直し内容、書面会議の報酬のあり方、出産祝い金実績及び少子化について、全国共通テスト・学力学習状況調査の結果、職員の業務量増加や偏りの解消に向けて、ICT教育推進事業の成果と課題、学校教育におけるタブレットの役割、生徒の通学方法などの質疑が行われ、中でも国保税の負担について、委員より「県が運営主体となり3年経つが年々負担感が増加する。運営主体が変わったことで負担感が変わることが非常に問題だ。激変緩和措置が令和5年度に終了するにあたり、村長として今後の対策を練っていただきたい。」との質問に、村長より「国保税の村の負担について県が運営主体になり算定基準が変わり、激変緩和措置で今までやってきたが、年々減少し来年度に終了する。他市町村に比べ国保税を負担している高所得者が多く、負担の上限に達している人が多い。中所得者及び低所得者への負担が大きくなる。今後数値的なものを整理し、村の特殊性も含めて理解してもらうよう県と協議する。」との答弁でした。

すべての質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、認定第1号「令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について」は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、当委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で、各委員長報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。【反対討論なし】

次に、賛成の方の発言を許します。【賛成討論なし】

ほかに討論ございませんか。【なしの声】

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は、挙手により行います。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第57号「職員の育児休業等に関する条

例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第58号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第59号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第60号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第61号「令和4年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第62号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、報告第9号「工事請負変更契約専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第9号は承認することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、報告第10号「令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第10号は承認することに決定いたしました。

次に、決算特別委員長より報告のありました、認定第1号「令和3年度大潟村歳入歳出決算認定について」、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第76号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」を議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、追加で提出しております議案について、ご説明申し上げます。

議案第76号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」についてですが、温泉保養センター一費において、温泉保養センター施設整備事業として1,527万4千円を計上しております。

事業内容は、去る9月5日に温泉源泉2号井において揚湯ポンプが故障したことから、保管している予備ポンプに交換するとともに、故障した揚湯ポンプ一式についてオーバーホール等の修繕を行い、予備として保管するものです。

なお、補正の財源としては、前年度繰越金に求めたところであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

私から質問させていただきます。

先般、全員協議会でも事前に説明いただいておりますが、若干重複するところがあったらご容赦いただきたいと思います。

事業費の1,527万4千円ということで、これは、予備のポンプは事前に保管してあったということなので、これは工事費のみの金額なのか確認したいと思います。オーバーホールの費用はこの中に入っているのか。オーバーホールの費用が入っていればその額はいくらかということをお聞かせください。

それと、ちなみに新品のポンプだといくらぐらいかかるのか、耐用年数はどのくらいなのか、オーバーホールすれば同じように、その耐用年数といいますか、その期間使えるも

のなのかということ、まずお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員のご質問にお答えします。

まず事業費、予算計上している1,500某の大まかな内訳ということでありましてけれども、この工事費については、ポンプの入れ替え、それと引き上げたポンプについてのオーバーホールということになっております。事業費のうちのオーバーホールの部分ですが、約35%前後、額にすると、経費・消費税込みで530万円くらいはオーバーホールにかかる費用であります。

それと新品にした場合とどのくらい違うのかということでありましてけれども、新品にした経費もほぼ同じ、これより若干高いというふうに聞いております。

なお、ポンプの耐用年数ですけれども、耐用年数が今詳しくここでは分かりませんが、いずれ使用条件のその状況下によってどのくらい保つかということになるかと思っております。今回については前回の入れ替えから3年9ヶ月で故障に至ったということになっております。

以上です。

すみません、オーバーホールしたものと新品の耐用年数の差、それについては、オーバーホールしたものについてもほぼ全ての部品については全部新しくなりますので、ものとしては新品とほぼ同じということですので、差はないというふうに思います。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

ありがとうございます。そうすると、今回オーバーホールして予備として保管するポンプというのは、新品同様として保管して、次回何かあった時にそれとまた交換という形を考えているということですのでよろしいですねという確認と、やはり機械類って結構そうなのですけれども、ある程度年数が経ってくると当然故障が出てきて、その故障を直したところで今度ほかの所が故障するというようなものも、ポンプは単純だからその辺はちょっと分かりませんが、いずれ新品と同じであるならば、金額的には多少高いか、その多少がどのくらいか分かりませんが、だったらちょっとどうなのでしょう。予備でまたそこで新品同様に使えるといってもその辺もよく分からない部分も、メーカーの保証があるのかどうかということも分からないでしょうから、その辺もちょっと考える余地は今後あるのではないかとはいふには思います。これは当初、故障があった時にはポンプ本体の故障なのか、また電気系統とかその辺のものも、当然水の中で使うものなので非常に劣



化しやすい部分がたくさんあると思うので、こういうことはあることだと私も思っています。結局これはポンプ本体の故障ということで解決したのですか。だから今回こういうふうな形で出てきたと、付随する電気系統が云々という話もちよっともれ聞いたのですけれど、そこについてはどうなのでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再質問にお答えしますが、予備ポンプの取り扱いと申しますか、オーバーホールしたものは、先程も言ったとおり、まず新品と同様の機能、ほぼ新品に上がってきますので同じなのですけれども、いつかの時点でそれを全くの新品に入れ替えるかどうかということは今後検討していきたいと思えます。

それと、今回の故障の原因ですけれども、これは上げてみないとはいきりしませんが、今考えられているのは、まずはモーターの損傷、おそらくショートしていると。それと同様にポンプの回転部分の摩耗等が考えられますので、それらの部品については全て新品に置き換えて、予備ポンプとして置いておくというふうな予定になっております。いずれにしても今現在、地下にまだありますから、それを引き上げてみて分解した上で適切なオーバーホール整備をしていきたいということになります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

確か全員協議会の時でも説明があったと思うのですけれども、以前は3年位で交換していて、今回、試験的にどのくらい保つかということでやると私も記憶しています。そういう中で、それまでは確か予備というのを持っていなかったような感じだったのですが、例えば、今まで3年ごとにやっていて、予備を持たないでやっていて、それで今まで定期的に更新してできるのだったら、今回あえてオーバーホールした修理品を次回使うよりは、それは使わないで新品で今後対応するという方法も、予算は予算で緊急な話なので、これはこれでいいのですけれど、ちょっとその辺もやっぱり検討して行って、当初予算でもそういうものも考えていく必要があると思うのですけれども、それについてお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再々質問にお答えしますが、温泉井戸のポンプについては今まで、議員おっしゃるとおり、定期的に3年ごとにメンテを行ってきたと、それは予備ポンプは以

前から持っていて、井戸2つに対して現在使っているポンプと予備のポンプの3台で回していたということでもあります。先程おっしゃるとおり、平成30年度に2号井を入れ替えして、それ以降、1号井も2号井も現在まで入れ替えはしていない中で、3年9ヶ月目で今回の故障が生じたということですので、今後の井戸のメンテ、ポンプの入れ替えについては、こういう状況を勘案して今後検討していきたいというふうに考えております。

予備を含めて3台で回しておりました。

以上です。

**【7番：菅原史夫議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。【反対討論なし】

次に、賛成の方の発言を許します。【賛成討論なし】

ほかに討論ございませんか。【なしの声】

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は挙手で行います。

議案第76号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、発議第4号「水田活用の直接支払交付金の要件厳格化についての意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

発議第4号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

発議第4号

「水田活用の直接支払交付金」の要件厳格化についての意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年9月16日提出

提出者 大潟村議会議員 菅原 史夫  
賛成者 大潟村議会議員 松本 正明  
賛成者 大潟村議会議員 菅原アキ子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

#### 【提出理由】

国が示した「水田活用の直接支払交付金」の交付対象の要件厳格化の方針は、今までの農政に逆行するとともに、米の需給調整に協力し、知恵を絞り畑作による営農基盤を構築してきた農家にとっては国に梯子をはずされたようなものである。また土壌の違いによりブロックローテーションになじまない作物もあり、今後高収益作物を推進する本村にとっても受け入れがたいことである。

地方の実情や現場の状況を考慮しつつ、転作奨励と畑作振興を分けて捉え、田畑輪換や畑作固定による生産にも対応し、農業者が安心して取り組める継続的な支援を行うことが望まれる。

以上が、この意見書案を提出する理由である。

#### 「水田活用の直接支払交付金」の要件厳格化についての意見書案

国は令和4年度より「水田活用の直接支払交付金」の交付対象について、

- ①令和4年度～令和8年度の5年間一度も水稻を作付けしない農地を、令和9年度以降交付対象としない。
- ②多年生牧草の助成は、種まきせず収穫のみを行う年は、現在の10アール当たり3万5000円を1万円に減額。
- ③飼料用米などの複数年契約は、令和4年産以降、加算措置の対象外とする。

という厳格化の方針を示した。

特に5年以内の水稻作付け義務は、今までの農政に逆行するとともに、米の需給調整に協力し、知恵を絞り畑作による営農基盤を構築してきた農家にとっては国に梯子をはずされたようなものである。

また畑作物と水稻は適する土壌が違い、ブロックローテーションになじまない作物もあり、今後高収益作物を推進する本村にとっても受け入れがたいことである。

よって、今後も農業者が意欲をもって、継続的に営農できるよう次のとおり要望する。

1. 「水田活用の直接支払交付金」の要件厳格化の方針変更については地域の実情や現場の状況、農業者に与える影響を十分考慮し見直しすること。
2. 食料安全保障の観点からも海外依存度が高い大豆・麦と併せて国内需要が見込める野菜花きなどの生産拡大を目指す方策として、転作奨励と畑作振興を分けて捉え、田畑輪換や畑作固定による生産にも対応し、農業者が安心して取り組める継続的な支援

を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
内閣官房長官	松野 博一 様
農林水産大臣	野村 哲郎 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。【反対討論なし】

次に、賛成の方の発言を許します。【賛成討論なし】

ほかに討論ございませんか。【なしの声】

これより採決に入ります。

発議第4号「水田活用の直接支払交付金の要件厳格化についての意見書案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12「議会閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認め、議会運営委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第13「議員派遣の件」についてを議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第100条第13項及

び会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり派遣することにご異議ございませんか。

**【異議なしの声】**

異議なしと認め、「議員派遣の件」については、配布資料のとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

**【異議なしの声】**

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後4時25分)